



群馬学研究
KURUMA
第2号

◆論文

- 沼田市・三光院十一面観音像について — 造像背景の考察を中心に —
熊 迫 奈緒美 …………… 1~14
- 吾妻郡中山地域の紛争と城郭 — 中山峰城を視点に —
飯 森 康 広 …………… 15~24
- 近世領主支配の歴史的変遷と年貢徴収法 — 上野国高崎藩古領・新領を中心に —
和 田 健 一 …………… 25~36
- 伊勢崎藩酒井家の参勤交代
竹 内 励 …………… 37~48
- 郷土史家と民俗社会 — 野殿村と白石元昭の小幡氏研究 —
佐藤 喜久一郎 …………… 49~60
- 渡良瀬川の認識変遷 — 文学作品を手がかりに —
井 坂 優 斗 …………… 61~70

◆年報

- 2023（令和5）年度群馬県立女子大学群馬学センター年報 …………… 71~80

◆告知

- 原稿募集 — 投稿規定及び執筆要領 — …………… 81~83

沼田市・三光院十一面観音像について

——造像背景の考察を中心に——

熊 迫 奈緒美

はじめに

群馬県沼田市の三光院⁽¹⁾は、天台宗に属し、利根川とその支流によって作られた河岸段丘の急な坂、寺久保坂をのぼりあげた場所に立地する。この台地を含む沼田一帯は、およそ鎌倉時代から江戸時代にかけて沼田氏や真田氏等の一族が支配していた。江戸時代は沼田藩の城下町であり諸街道の拠点として栄えたが、三光院はその沼田城の跡地、現在の沼田城址公園の東北方向、いわゆる鬼門除けの位置に立地している。

三光院の境内には、江戸後期の建造が認められる本堂と観音堂がある。本稿で研究対象とする十一面観音像はかつて、この観音堂に祀られていたが、現在は平成13年（2001）に建築された収蔵庫に安置されている。

本像は、昭和29年（1954）に群馬県重要文化財の指定を受けたが、昭和51年（1976）からの解体修理により、像内頸部の墨書銘から造立年次等が明らかになった⁽²⁾。銘によれば「文永7年」（1270）に、「大勸進僧慶賢」の勸進により「大仏師法橋快覚」が造像したことが知られ、鎌倉時代中期の基準作として重要な作例となった。

先行研究においては、永井信一氏が『関東彫刻の研究』⁽³⁾の中で本像を紹介し、また、副島弘道氏が『日本の美術』（第311号）⁽⁴⁾において、本像の十一面六臂の形式に注目して取り上げているが、いずれも短い解説にとどまっている。

上記解体修理等をうけ、津田徹英氏が『国華』1393号（「上野の佛像」特輯）⁽⁵⁾の中で本像を紹介

し、「破たんのない造形とあいまって、単なる一地方仏師の域に留まらない堅実さと時代の水準をそこにみとることが可能」と言及している。その後、本像は『日本彫刻史基礎資料集成 鎌倉時代造像銘記篇』⁽⁶⁾に収録され、同じく津田氏が解説しているが、その作風について高崎・長谷寺（白岩観音）木造十一面観音立像（前立）（以下、長谷寺像という。）⁽⁷⁾に通じていることを指摘している。ただし、銘にある仏師「快覚」及び勸進僧「慶賢」については、ほかに知られるところはないとしている。

本稿では先行研究を踏まえ、本像の概要を確認、様式や仏師快覚について検討した上で、造像背景について、特に先行研究において不明とされてきた勸進僧慶賢に焦点をあてて考察した。その結果、銘文に記される「大勸進僧慶賢」は、高野山金剛三昧院第十一代長老となった慶賢と同一人物であると推定され、本像造像の背景として、金剛三昧院と深く関わりがあり、上野国守護でもあった幕府御家人安達泰盛の関与が想定できると考えられるに至った。そこで、これらの諸点について以下順に述べることにする。

第一章 本像の概要

本像は、像高185.6センチメートル、髪際高152.4センチメートルを測り、像高で約6尺、髪際で約5尺の立像である（図1）。本像の概要は既に『日本彫刻史基礎資料集成 鎌倉時代造像銘記篇』⁽⁸⁾に詳述されているが、それに基づいて以下に形状、構造、保存状態、銘記の順に略述する。

〈形状〉

髻を高く結び上げ、髻頂に仏面を戴き、五方に垂下させた髪束上と、地髪上の五方に頭上面各一を配する。正面の三方に慈悲相を、左側の三方に憤怒相を、右側の三方に牙上出相をそれぞれ配し、後方の地髪部に大笑相（現状別置）をあらわす。頭上正面の菩薩相一面の前に化仏（亡失）を取り付けたとみられる。

本面は天冠台を戴き、両耳上から冠繪を垂下させる。髪はすべて粗い毛筋彫りとする。鬢髪一条が耳前に垂れ、同じく一条が耳半ばをわたる。白毫相をあらわし、耳垂部は環状で貫通する。三道相をあらわす。

条帛、腰布、腰带、裙、天衣を着ける。条帛は左肩から右脇腹へと斜めに懸け、背面では一端が条帛の下層からあらわれる。裙、腰布は正面で右前に打ち合わせ、幅広の腰带を臀部から正面に向けてまとう。天衣は背部より両肩に懸かり、第一手の腋前を垂下し肘内側から外側に懸かる（肘外側以下の垂下部を亡失）。臂釧、腕釧を付ける。

腕は六臂で、第一手は腹下で法界定印を結ぶ。第二手は左右共に屈臂して右手に棒状のものを、左手に蓮華と蓮葉を刺した水瓶を握る。第三手は左右共に垂下して掌を内側に向け、第一・三指を捻じる。

〈構造〉

像の本体は檜材の寄木造で、漆箔仕上げとし、玉眼を嵌入する。白毫は水晶製とする。

頭体幹部は髻の頂より両足柄までを含んで、前後二材矧ぎとする。像底を残して内割りをほどこす。三道下で割首とする。さらに頭部は前後に割り放し、玉眼を嵌入する。

頭上に各別材で彫出した頂上面を矧ぎ付ける。腕は左右共に肩部を含んで三手の上膊までを共木で彫出し体幹部の肩から落とし込んで矧ぎ付ける。

左右の第一手は、肘・手首矧ぎとし、法界定印の両手首は共木彫出とする。左右の第二手と第三手は、いずれも肘以下手先までを一材で彫出し矧ぎ付ける。



図1 十一面観音像 三光院

〈保存状態〉

本体は、頭上の化仏を亡失する。大笑面（別置）、冠繪、股間に垂下する腰帯、持物のすべてを後補とする。光背周辺部及び台座も後補である。

〈銘記〉

本像は昭和51年から解体修理を行い、その際に本体の像内頸部正面に次の墨書銘が発見された。

奉始十一面観音新立日
文永七年大文九月十六日
大仏師法橋快覚
大三歡進僧慶賢
右志者為一結諸衆等現世安穩後生
善処乃至法界衆生平等
利益也

これにより、十一面観音の彫刻着手は文永7年(1270)9月16日で大仏師は快覚、大勧進僧は慶賢で、その志はすべての人々の現世と後生の安穏と法界平等の利益を願うためであることが分かる。

以上、本像の概要を略記したが、十一面六臂の像容について補足を加える。

十一面観音の造立は日本では7世紀後半から認められる。その像容は中国唐代の影響を受けたが、日本では頭上には変化面、二臂像で、左手を屈臂し水瓶を持ち右手は垂下させる形が定着した。現存作例もほとんどこの二臂像が主流であり、鎌倉時代に多臂像が多少増えるが、四臂像であり六臂像はほとんど作例がない。

六臂十一面観音の先行研究では、長岡龍作氏が揚州出土の六臂十一面観音をとりあげ、十一面観音を説いた経典類に二臂あるいは四臂の像容が説かれているが六臂とするものはないことから、その尊名の比定について考察を行っている⁽⁹⁾。長岡氏は、印相、持物のすべてが、千手観音経典中に見られることから、千手観音との深い関わりを指摘しながらも、十一面六臂像が多く描かれた敦煌画を例に挙げ、千手観音と明確に描き分けていることから、十一面六臂像は十一面観音として考えるのが最も妥当であるとしている。また、長岡氏は日本に遺る多臂の十一面観音像について、四臂像でも二臂が合掌し、経軌に説く像容と異なる滋賀・盛安寺像を例に千手観音との関わりを指摘している。また、六臂で二臂が法界定印(宝鉢手)を形成する小泉經一氏旧蔵像⁽¹⁰⁾は中国の六臂十一面観音像と軌を一にするものとし、千手観音系の六臂形式が日本に及んでいることを示す貴重な作例としている。

副島弘道氏は、多臂の十一面観音像については、四臂の十一面観音も四臂の位置と持物が経軌にあてはまるものは十一面観音として問題ないが、滋賀・盛安寺像や小泉經一氏旧蔵像などは千手観音像として造られた可能性を指摘している⁽¹¹⁾。また、同論考で法界定印を結ぶが、「十一面観音」である本像については、その例外として紹介している。

津田徹英氏も、本像について腹前で法界定印を結ぶ印相に注目し、「頭上に十一面を戴き、立像であ

らわされる千手観音菩薩像が通例、法界定印をとまなうことに通じる。その投影を本像に認めるのも一案であろう。」と言及している⁽¹²⁾。

以上のとおり、先行研究において本像を含め図像の典拠が経典類に示されない多臂の十一面観音像は、千手観音像の図像の影響を受けている可能性が指摘されている。本像は銘記に「十一面観音」とありその尊名は明らかであるが、日本ではあまり類例をみない六臂の十一面観音像であることが確認できる。

第二章 本像の作風と仏師「快覚」について

本章では、前述の概要をふまえ、本像の作風について特色を述べたのち、同時期に制作された類例作品との比較を試みる。その上で仏師「快覚」について考察をしたい。

本像の面貌は目をわずかに釣り上げ、冷たさを帯びたやや醒めた表情をしている。口角をはっきりと表した唇の口もとは引き締まり、頬から顎にかけて張りがあり程よく引き締まっている。こうした表情は、鎌倉時代中期以降にはよくみられる表現といえる。

体軀に目を移すと上半身は全体的に緩やかに肉付けされつつ引き締まり、六臂をバランスよくまとめている。第二手、第三手ともに手や指に肉付きが程よく、柔らかさがあると同時に静かに生気が感じられる。肩から三臂を出現させるため量感があるが、正面観、側面観からの違和感はない。下半身は、舌状に折り返した裙、腰布及び長い腰布の皺は少なく、あまり複雑に表現していない。しかし、裙は足元に行くほど布を弛ませ皺を深く表現している。体軀や着衣においても、面貌と同様に、鎌倉時代の作風が示されている。

次に本像と制作年が近く作風が近似する類例作品との比較を試みる。まず、面貌表現が近似する像としては、胎内納入品から建治元年(1275)頃の造像が推定される和歌山・成蓮院地藏菩薩像⁽¹³⁾(図2)(以下、成蓮院像という。)が挙げられる。成蓮院像の面貌も目の表現から、やや醒めた表情、口角がはっきりとした唇、そのまわりの引き締まった肉付

けなどの表現が本像と通じている(図3)。また、観音菩薩像でないため衣文などの比較は適さないが、全体的に量感があり引き締まった体軀などは通じている。

面貌表現にあまり類似性は認められないが、頭上面や上半身の体軀、下半身の衣文の表現において類似が認められる像としては、

文永11年(1274)銘の
 図2 地藏菩薩像 成蓮院
 福島・弘安寺銅造十一面観音像(以下、弘安寺像という)⁽¹⁴⁾(図4)が挙げられる。弘安寺像の頭上面に注目するとその面相表現が通じている。体軀は全体的に量感があり肉付きがよい点、下半身の衣紋の形状や皺の表現などについて、本像と通ずる点が見られる。



図2 地藏菩薩像 成蓮院



図3 成蓮院像と三光院像の面貌表現の比較
 (左:成蓮院像 顔正面、右:三光院像 顔正面)

この弘安寺像については、形状の細部まで酷似している福島・観音寺木造十一面観音菩薩像(以下、観音寺像という。)の存在があり、はじめに観音寺像が弘安寺像の原型として造立された可能性などについて指摘がされている⁽¹⁵⁾。観音寺像も同時代の制作と仮定するならば、本像との比較においては、木造である観音寺像のほうがその質感などから比較に適し、体軀の量感や肉付きのよい表現方法など類似する点により明白となる。観音寺像は裾の打ち合わせ方や両脛の外側で膨らみをつくり上端を舌状に折

り返す点、幅広の腰帯をまとう形状が本像と通じている。裾の皺の弛ませた様子など表現方法にも類似する点が見られるが、若干、本像のほうが皺をあまり深くあらわさずおとなしい表現にとどまっているところに特徴がある。

以上、本像と制作年代が近い作例との比較により、本像が文永・弘安年間頃の作風と同時代性を有していることについて確認できる。

続いて、仏師「快覚」について考察する。快覚という仏師は他に事績が知られていないが、先行研究において快慶の「快」字を受け継ぐ仏師は、快慶の弟子や弟子筋の可能性が高いとされている⁽¹⁶⁾ことから、「快覚」も快慶の流れを受け継ぐ仏師であった可能性は高い。山本勉氏は、「青梅・塩船観音寺鎌倉造像再々考」(『MUSEUM』第580号、東京国立博物館編、2002年)の中で、文永元年(1264)銘の塩船観音寺本尊千手観音像の仏師、快勢・快賢・覚位のうち、快勢・快賢について「「快」字から仏師快慶との何らかの関係を想像することは可能」とし、「眼の見開きのつよい明快な顔立ちも快慶の壮年時の作に通ずるものがある」と指摘している⁽¹⁷⁾。ただし、本像については、その表現上から積極的に快慶や快慶の流れを汲むと考えられる仏師との作風の類似性を見出すことは難しい。あえて表現から快慶風を導き出そうとすればその面貌表現である。本像の面貌は、京都市・妙法院蓮華王院本堂の千体千手観音立像490号像(弘長3年(1263)以前の作)⁽¹⁸⁾(以下、490号像という。)にわずかに通ずるところがある。490号像は快慶の高弟とされる行快の作とされており、目尻が上がり、口もとが引き締まり、冷たさを帯びた醒めた表情が三光院像といくらか近い。本像は490号像をやや面長にした表現であることが比較により考察できる。



図4 十一面観音像
 弘安寺

また、上述で類似性を指摘した成蓮院像は、現在、高野山上の成蓮院の収蔵庫に安置されるが、納入品に上野国所在と思しい「円福寺」の名があり、新田氏が足利氏の周辺で造像されたことが推定されている⁽¹⁹⁾。これにより、三光院像造像と近い時期に似た面貌表現をもつ仏像が上野国に存在していたことが推察でき、成蓮院像も「快覚」周辺の仏師による造像の可能性が考えられる。

このことから、「快覚」はその名前や作風から「快慶」の流れを受け継ぐ可能性を含みつつ、六臂という複雑な像容のなかに13世紀後半の時代水準的な作風の要素を取り込み、均整のとれた表現ができる仏師であったと考察できる。また、後述のとおり本像ももとは上野国府近在に伝来したとされ、作風が類似する成蓮院像の存在から、「快覚」や「快覚」周辺の仏師の作例が、上野国周辺で受容されていた可能性も考えられるであろう。

第三章 本像の伝来と造像背景について

(一) 本像の伝来

本像が安置される沼田市・三光院は、寺の縁起である『住職世代相続記』によれば、正中元年（1324）、宗仙法師によって開かれ、開創時は熊野坊と号したとされる。沼田城の藩主であった沼田氏累代の帰依を受け、沼田氏が拠点を荘田館、小沢城、幕岩城と移すに伴い寺院も移転し、それとともに沼田氏を三度照らしたとの理由から三光院に改められた。その後、沼田景泰が沼田城（倉内城）を築城、三光院は享禄4年（1531）に城の鬼門除けとして現在地に移されたとされる⁽²⁰⁾。現在、三光院の境内には、慶応3年（1867）の建築が棟札から確認できる本堂と、同じく棟札や建築の特徴から嘉永4年（1851）の建築が認められる観音堂がある⁽²¹⁾。『上野国寺院明細帳』⁽²²⁾によれば、明治12年（1878）の調べで、観音堂の本尊は十一面観世音とあり、観音堂が建築された嘉永4年には、観音堂の本尊であったと推察される⁽²³⁾。現在は、冒頭で述べたとおり、本像は観音堂とは別に平成13年（2001）に建築された収蔵庫に安置されている。

本像の伝来を伝える史料としては先述の『住職世

代相続記』と「沼田根元記」がある。

『住職世代相続記』は、三光院の歴代住職を中心として、主に沼田氏や後の藩主真田氏と寺との関係を記している。『住職世代相続記』については、武井新平氏が『群馬県資料集』⁽²⁴⁾の中で、その解説をしている。

武井氏によれば、『住職世代相続記』は5人の筆からなり、元禄16年（1703）、（沼田城主）本多氏に提出するため縁起をまとめているが、その寺歴を残そうとしたものであろうとしている。そのため、内容は往年城主との関係ある寺であることを強調して書いたものと推察している。また、元禄16年の記事までは同一筆体とし、武井氏は、（その記事までの成立）年代は元禄16年後まもなくであろうと推察している。なお、上述した三光院の縁起と本像伝来に関する記述はこの元禄16年までの記事に含まれている。武井氏によれば『住職世代相続記』は、その後は4人の筆で数行ずつ書き続けられているとされ、文政2年（1819）の記事が最後である。本像伝来に関する記述は、以下のとおりである。

先年西上州小窪乱村上出羽守没落之刻
十一面観音木仏御長六尺余立像乱取
而来当所発知之郷天照寺申濟家宗近所御堂建立
令安置
是運慶御作靈驗殊勝遠近之道俗歩運
利生越余仏
（中略）
景泰大悦是偏当城繁昌吉端迎祈願時三光院令安
置

【訳文】（武井新平「『三光院 住職世代相続記（訳文）』『群馬県資料集』」）

然るに先年西上州小窪の乱れ村上出羽守没落の刻（とき）

十一面観音木仏御長さ六尺余の立像を乱取して来り、

当初発知の郷に天照寺と申す^(ママ)家宗の近所に御堂を建立し安置せしむ。

是れ運慶の御作、靈驗殊勝にして遠近の通^(ママ)俗歩を運ぶ。

利生余仏に越たり。

(中略)

景泰大に悦び、是れ偏に当城繁昌の吉端とて、祈願寺三光院に安置せしむ。

※筆者註：上記訳文には「斉」、「通」と記述があるが、翻刻されている原文には、それぞれ「済」、「道」とある。

この「三光院 住職世代相統記（訳文）」の注釈に「先年」は「応永13年」とあり⁽²⁵⁾、「西上州小窪の乱れ」は「群馬郡国分を沼田氏が攻めた」とある。要約すれば、「応永13年（1406）、群馬郡国分を沼田氏が攻め、村上出羽守が没落のとき、六尺余の十一面観音を乱取してきた。当初は天照寺に安置されたが、その後は祈願寺である三光院に安置された。」とある。この「六尺余の十一面観音」が本像とされる。

次に「沼田根元記」であるが、これは沼田やその近在に数多く伝わる沼田氏や沼田城の興亡を中心とした戦記物等の総称を指している。『沼田市史』（資料編1別冊）に「沼田根元記」の解説があり、これによれば、「沼田記」、「沼田昔物語」など書名も様々で、原本がありそれを複写し、時代が下ってから追記を加えたと思われるものなどが多いとのことである⁽²⁶⁾。『沼田市史』（通史編1）⁽²⁷⁾に、沼田根元記等に由来する本像の伝来内容として、次のとおり記述があるので引用する。

「沼田氏八代の沼田景朝が小沢城に移った翌年の応永13年（1406）に、群馬郡国分の村上出羽守が利根地方に討ち入ってきた。しかし、利根川に架かる戸鹿野橋が増水により流されてしまい、沼田に侵入することができず、名胡桃周辺の利根川の西岸に兵を残して帰陣してしまった。沼田景朝は直ちに兵を集め、国府に向け出陣し、町を焼き払い村上出羽守を追放したという。その時、戦利品として国府の寺院から持ち帰ったのがこの十一面観音像といわれている。景朝は、この像を発知の天照寺に安置した。

（中略）その後、十一面観音は寺窪の中段の熊野坊を経て、現在の三光院に移された。」

『住職世代相統記』と「沼田根元記」の本像の伝来に関する内容を比較すると、沼田氏が小窪（国分・国府）を攻め十一面観音を乱取、のちに三光院に安置される内容についてはおおよそ同じである。また、両方の史料にみられる「村上出羽守」という人物は不明である。

沼田氏が攻めた地名については、『住職世代相統記』の原文に「西上州小窪」とあり、上記訳文では「群馬郡国分」と注釈される。沼田市史においては「沼田根元記等」として「国府」と訳される。いずれにせよ、現在の高崎市引間町、東国分町及び前橋市元総社町にまたがる国分寺跡周辺や前橋市元総社町に推定される上野国府跡周辺を指すと考えられる⁽²⁸⁾。本稿においては、「国分」と「国府」をこの一体の地域ととらえ、「国府周辺」と定義したい。

これら縁起や地誌類には事実とは異なる伝説的要素も多く含まれ、年代も江戸時代より遡り確認することはできなかったため内容をそのまま受容することは難しいが、このことを鑑みても両方の史料にある本像伝来に関する主旨は同じで「室町時代に沼田氏が国府周辺の寺社から戦利品として持ち帰ってきたこと」とされ、特にその内容を否定する要素もなかった。従って、地誌類の訳文や関連する自治体史における従来の解釈と同様、本像の当初の安置場所は上野国府周辺の寺社であったと推定する。

それでは、上野国府周辺にあった寺社に十一面観音像を勧進した「慶賢」とは、いかなる人物であったであろうか。

（二）勧進僧 慶賢について

次に本像の銘文にある「大勧進僧慶賢」について考察する。冒頭で述べた通り、本像の勧進僧慶賢について、高野山金剛三昧院の住持であった慶賢と同一人物であると推察する。

金剛三昧院の住持に関しては、『金剛三昧院文書』中の「金剛三昧院住持次第」⁽²⁹⁾に記述があるため、慶賢に関する記事を一部抜粋する。

また、金剛三昧院の組織、住持を分析し武家政権

との関係性について考察した先行研究として、原田正俊氏の「高野山金剛三昧院と鎌倉幕府」『仏法の文化史』⁽³⁰⁾があり、同書において先述の内容を解釈する記述があるためそれを参照し、『金剛三昧院文書』(抜粋)の次に訳文として引用する。

第十一長老慶賢浄意房阿闍梨
信州鹽田人、玄琳房法眼弟子、
當寺多年久住者、就寺家拳狀、
弘安九年十月晦日關東御教書被下為長老、
寺務十八年間之間院中無爲無事、
爲人有益寺家令富貴、興隆利益自在也
(中略)
去嘉元元年九月九日寅剋於當寺臨終正念入滅、
行年八十三、此長老依諸拳狀佐々目僧正奉行之時被補、(以下略)

【訳文】

第十一長老 慶賢(浄意房阿闍梨)は信州塩田の人
玄琳房法眼の弟子、
當寺多年の久住者、寺家拳狀をもって、
弘安九年(1286)十月晦日、
關東御教書が下り長老となった。
寺務は十八年間に及びその間無爲無事で、
寺家は興隆した。
(中略)
慶賢は嘉元元年(1303)九月九日に入滅、
行年八十三歳、この長老の任命は、諸方からの拳狀をもとに、佐々目僧正頼助が奉行の時になされた。(以下略)

金剛三昧院における長老とは、一寺院を掌握する主座職の住持のことである。慶賢が、第十一世長老となったのは弘安9年(1286)であり、嘉元元年(1303)の入滅まで18年間にわたり務めている。

また、慶賢は「玄琳房法眼の弟子」とある。宝治3年(1249)に安達義景から金剛三昧院内にいたとみられている玄琳房に当たった書状が残ることから⁽³¹⁾、弟子の慶賢と安達氏との関係が早い段階からあった

としても不思議ではない。玄琳房は後に東大寺大勧進職及び建仁寺六世に就いている人物である。「當寺多年の久住者」であることから、長老就任以前から僧として金剛三昧院に長く住していた可能性も高い⁽³²⁾。

慶賢は霜月騒動後、安達泰盛にかわり佐々目頼助が奉行の時に諸方からの拳狀をもとに長老職に就いた。頼助は執権北条経時の子であり、北条氏との密接な関係が見られる。すると、慶賢が「信州塩田の人」という記述は改めて注目される。

鎌倉時代初期の信州は、幕府御家人の比企氏が守護であったが、比企能員が失脚、一族とともに滅亡した建仁3年(1203)以降は北条氏が守護となったとされる⁽³³⁾。同じく塩田荘の地頭職は、比企氏に連座した御家人島津忠久であったため、比企氏の失脚後、おそらく守護交代と同時期に地頭職も北条氏に代わったと考えられている⁽³⁴⁾。

その後、建治3年(1277)に幕府重職の連署であった北条義政が鎌倉を出て塩田に通世し、以降、国時、俊時と三代が塩田北条氏と呼ばれ五十年余りを治めることとなる。塩田は北条三代の庇護の元、安楽寺に禅宗様の八角三重塔がみられるよう仏教文化が花開いた地であるが、鎌倉時代初期からすでに仏法を学ぼうと志す修行僧が目指して集まっていた地域でもあり、「信州の学海」と称されていた。のちに東福寺住持や南禅寺を開創したことで知られる無関普門(大明国師)も十代の頃(1220年代)ここ塩田で学んでいる⁽³⁵⁾。

慶賢の説明に「信州塩田の人」と記載があることは、慶賢が若い時期にこの塩田で高水準の仏教を学んだ僧であることや、あるいは慶賢自身が塩田北条氏の関係者であったことを示していると考えられるであろう。

この慶賢が本像の大勧進僧と同一人物であることの仮説については、本像造像時期の文永年間、上野国守護職であった鎌倉幕府御家人、安達泰盛と慶賢が高野山金剛三昧院において、同時代に関わった事績を傍証とすることができる。そのため、先ず安達泰盛と金剛三昧院について考察を加える。

安達泰盛の曾祖父、盛長は、源頼朝拳兵以来の旧

臣であった。以来、安達氏は祖父景盛、父義景と相次いで武家政治の確立や北条執権の擁護に尽力し、幕政に加わっている。『吾妻鏡』等によれば、安達泰盛は、建長5年(1253)6月に父義景を喪い、同12月引付衆に加えられ⁽³⁶⁾、翌年12月、秋田城介に任ぜられる⁽³⁷⁾。

鎌倉幕府における安達泰盛は、執権北条氏の外戚として北条政村、時宗、貞時の政局に参与し、幕府御家人の中でも絶大な権力を誇っていた。このことは、正嘉元年(1257)時宗の元服及び建治3年(1277)貞時の元服に際してそれぞれ烏帽子を持参し、後見役を務めていることや⁽³⁸⁾蒙古襲来の文永の役後には、御恩奉行の重職を担っていたことから窺い知れる⁽³⁹⁾。

一方、信仰面において安達泰盛は、父祖以来、高野山真言密教と深いつながりを築き、その信仰活動の拠点は金剛三昧院であった。同時に当院は高野山における幕政推進の拠点という側面を持っていた寺院でもある。

金剛三昧院の創建については、前述の『金剛三昧院文書』に、貞応2年(1223)、源家三代の菩提所としたいため、安達景盛(大蓮房覚智)が北条政子に申し出て、建立されたことが記される⁽⁴⁰⁾。建保7年(1219)、源実朝の死去に伴い出家し高野山に入る鎌倉武士も多く、安達景盛もその一人であったが、金剛三昧院の創建により、一層、幕府と高野山の関係は密接さを増すことになる。幕府は金剛三昧院に独特の組織と住持制度を設置し、住持にあたる長老を幕府が任命することでその影響力を強めている。安達氏は景盛以降、義景、泰盛、時顕が奉行等として金剛三昧院の運営にかかわり、長老職の選定、幕府との仲介に当たっていたとされる⁽⁴¹⁾。

このように幕府が金剛三昧院を通じ高野山に関わりを持つことになったのは、当山を一大勢力と捉えていたからである。当時、高野山では周辺権門寺社や当山上の金剛峯寺と大伝法院との抗争が頻発し、僧侶の武装化も進んでいた。幕府は、金剛三昧院に高野山の監視機関としての役割をもたせることで、その解決を図ったと考えられる⁽⁴²⁾。そのためにも、金剛三昧院に存在意義を与えることは重要であっ

た。弘安3年(1280)に北条時宗が安達泰盛を奉行とし、金剛三昧院の境内に「勸学院」を建立、当院を高野山一山の修学の場の中心としたこともその一端であったであろう⁽⁴³⁾。

安達泰盛は、この金剛三昧院における幕政とのかかわりや父祖からの深い信仰の中で、高野山における文化史上、二つの大きな事績に貢献している。それは、高野版開板と町石造立の事績であり、これら事績において慶賢と安達泰盛が関係性を持った可能性を紐解いていく。

まず、高野版の開板であるが、金剛峯寺方の開板の事績として、建長5年(1253)に快賢が『三教指帰』を開版したことが知られる。この快賢の開板事業に安達泰盛が協力していることは、原田氏により指摘されている。その後、金剛三昧院における開板は、『大日経疏』『般若心経』『即身成仏義』などの聖教類を真言宗関係のテキストとして整備したもので、建治2年(1276)から嘉元元年(1303)の間に安達泰盛や慶賢等によって行われた。この金剛三昧院での開板事業は勸学院の設立とともにそれを幕府主導のもと推進しようとする意図も見えるが、真言教学の興隆を目的とし、安達泰盛と慶賢が開板事業に携わっていることは事実であり、安達泰盛が失脚する弘安8年(1285)まで、協力関係を有していたことは想像に難くないであろう⁽⁴⁴⁾。

二つ目の事績は、高野山参詣道の町石造立である。高野山参詣道には、高野山金剛峯寺壇上伽藍を起点とし、山麓の自尊院に至るまで180基、壇上伽藍から奥の院に至るまで36基の卒塔婆形町石が1町(約109m)ごとに建てられ、現在もほぼ完全な形で遺されている。町石には梵字と壇上伽藍までの町数、寄進者の願文が刻まれる。

この町石の建立については、文永2年(1265)3月、高野山遍照光院沙門覺敷が勸進、木製のものが朽ちたため一町ごとに石製のものを建てようとしたものである。高野山町石に関し先行研究として愛甲昇寛氏の『中世町石卒塔婆の研究』⁽⁴⁵⁾がある。同書に町石建立の勸進僧覺敷による勸進願文⁽⁴⁶⁾が紹介されているが、その趣旨は愛甲氏の訳によれば次のとおりである。

「慈尊院の辺りから廟壇の畔まで、曲がりくねった険しい道が続くため、駄都の妙体を建立したい。その町卒塔婆は、弘仁の頃起立したのが始まりであるが、山木を刻み五輪を彰すも、雨露に侵され朽損している。若し石岩を削り、それを建立すれば年を重ねても安全である。只志あっても貧道の身であるから、その願いを達することができない。よって一切衆生の助成を以て、二〇〇余基の町卒塔婆を建立したいというものである。しかもその目的とするところは、町卒都婆を建立することによって、登山の道標とするとともに、太上天皇の宝祚の長延、將軍はじめ十万施主の二世快樂、天下泰平を祈願する意趣にでるのである。」

愛甲氏は上記願文を踏まえた上で、町石銘文により「先妣・先考・先師・二親等の仏道成就、法界平等利益、法界衆生脱苦得楽、一切衆生皆成仏道、出離得脱」を願い建立されているため、町石が単なる道標ではないことを指摘している。

また、この町石施主及び被供養者は、後嵯峨天皇をはじめ、北条政村、北条時宗、佐々木氏信、安達泰盛など鎌倉幕府の執権や御家人、僧侶などである。愛甲氏は中でも最も力を尽くしたのが安達泰盛であるとし、町石建立の勧請には安達泰盛が貴族と幕府要人にあつたものと考察している。町石を一人で一番多く六基建立したのも安達泰盛であり⁽⁴⁷⁾、文永



図5 百七十七町石
「沙門慶賢」

5年(1268)、彼自身が施主となった三基は、盛長、景盛、義景の三代の供養のためとある。

町石は発願から21年後、弘安8年(1285)に完成する。同年の供養願文⁽⁴⁸⁾にも「奥州禅刺史者三代大施主也、今般製造大都合力」との記事があり、愛甲氏は泰盛が町石造立事業に全面的な外護を加えたことが十分に察せられるとしている⁽⁴⁹⁾。

このように、安達泰盛

の高野山における事績から町石の造立を紹介したが、ここで百七十七町石の施主に「沙門慶賢」の名が遺ることを指摘したい(図5)。町石施主となり得る僧は当時の高名な僧であったことを推察すれば、この人物は金剛三昧院慶賢であろう。愛甲氏も前掲書で、百七十七町石施主として、「金剛三昧院第十一世長老慶賢」と紹介している。町石の造立時期は、文永2年から弘安8年に当たるため、金剛三昧院長老に任ぜられる前に慶賢はこの町石施主としてこの事績に加わっていたこととなる。また、このことは安達泰盛と当院長老就任以前の慶賢が本像の造像時期、文永7年(1270)前後において、町石造立という事績に関わっていたことを意味し、同時期に金剛三昧院を拠点とし両者は関係性を有していたと考えられる。

以上のことから考えて、上野国守護職でもあつた安達泰盛を介して、本像の「大勸進僧慶賢」が、「金剛三昧院慶賢」と同一人物であったとみてまず誤りないものと推定される。

(三) 造像背景について

前節では、本像の勸進僧慶賢と金剛三昧院の僧慶賢が同一人物であることの仮説についてその論拠を示したが、ここでは、安達泰盛が守護を勤める上野国の寺社に金剛三昧院の僧慶賢が、本像を勸進する背景を考察する。

まず、安達泰盛と上野国との関係から確認すると、『吾妻鏡』寛元二年(1244)六月の条に、泰盛が上野国武士を率い上野国役たる京都大番役を勤めさせている記録がある⁽⁵⁰⁾。この時の上野国守護は泰盛の父、義景であり、『群馬県史』(通史編3中世)によれば泰盛は守護代の位置にあつたと推測され、その後泰盛は、建長5年(1253)義景の死以降、弘安8年(1285)霜月騒動において一族とともに滅びるまで、その間の大半において守護として影響力を及ぼしたと考えられている⁽⁵¹⁾。

また、安達氏による上野国奉行人(守護人)は安達盛長から始まり、景盛、義景、泰盛と安達氏に継承されている。安達盛長については、『吾妻鏡』建久五年(1194)十二月の条⁽⁵²⁾に「將軍家、藤九郎

盛長甘繩家に入りたまう、彼の奉行上野国中寺社一向に管領すべきの由、当座に於て仰せを蒙る」との記述があり、將軍頼朝から上野国中の寺社に対する指揮命令権を与えられたとされる。安達氏の寺社に対する指揮命令権も守護職と共に泰盛まで継承されたと考えられる。

次に金剛三昧院や当院の歴代長老の事績について、前節でも取り上げた『金剛三昧院文書』中の「金剛三昧院住持次第」⁽⁵³⁾及び原田正彦氏の前掲書⁽⁵⁴⁾を主に参照し考察を進める。

金剛三昧院の創建にあたっては、前節で紹介したとおり、貞応2年(1223)、安達景盛(大蓮房覚智)が北条政子に申し出て建立されたことから、創建当初から当院に安達氏の力が大きく及んでいたことが推察される。

また、同じく前節でも触れたが、金剛三昧院の長老は幕府によって、密教諸流の伝法を受けた僧が選任されている。長老職の選定は、当院の奉行や雑掌をつとめた安達景盛・泰盛や葛山願性らが担い、幕府との仲介にあっていたとされるが、この歴代の長老職には、安達氏や北条氏の関係者も多く、また、勸進僧として活動した事績などから幕府とのつながりが深い人物が多いことも明らかになる。

第一世長老の行勇は、天福2年(1234)將軍家御教書により長老に任命されたとされる。行勇は鶴岡八幡宮の供僧、永福寺、大滋寺の別当を歴任し、鎌倉で活躍した僧であり、柴西の高弟としても知られる。東大寺の大勸進職も柴西の後を引き継ぎ就任した。行勇が東大寺を勸進することに関する史料として、横内裕人氏が『千載家文書』を紹介している。『千載家文書』によれば、行勇は、東大寺の主要な財源として充てられていた周防国に守護職が設置されたことに対し、造営料確保を推進するため停止を申請、幕府がそれを受け停止をしたとしている⁽⁵⁵⁾。このことから、幕府の寺社政策に重きを置く姿勢と行勇の幕府をも動かす権力の保持が伺える。この第一世長老行勇の事績から、その後の金剛三昧院長老職に求められた人物像を垣間見ることができるであろう。

第二世隆禪は、柴西、行勇の弟子とされ、北条時

房の養子である。寛元元年(1243)、長老解任と同時に東大寺の大勸進職を務めている。原田氏は長老解任が北条政子の命でござされ、政子→北条経時→安達覚智(景盛)→金剛三昧院で伝達されたことに注目している。ここでも金剛三昧院と幕府、北条氏や安達氏との深い関係性をみることができる。

第四世栄信(浄光房阿闍梨)について、原田氏は経歴が不詳としながらも鎌倉大仏の勸進を行なった浄光と同一人物ではないかと指摘している。このことについては、塩澤寛樹氏も『鎌倉大仏の謎』⁽⁵⁶⁾の中で指摘をし、「浄光と幕府の密なつながりを思えば(原田氏の説を)傾聴すべき」としている。しかし、「なぜ、浄光が金剛三昧院の住持に任ぜられたのかは一切不明」であり、「一定の名誉職的意味合いがあったのか、何らかの財源確保につながったのか、そのポストが勸進をする上で有利であったのか、などの可能性」について言及し、金剛三昧院の住持が鎌倉大仏を勸進する意味について考察している。このことは金剛三昧院を通じて、幕府が関わる寺社政策を読み解くための重要な手がかりと捉える。

第五世真空(廻心房)は、後白河院の近臣藤原定能の孫、定親の息子であり、建長7年(1255)から二年間長老を務め、退任後は源実朝室が実朝の菩提を弔うために建立した京都遍照心院(大通寺)の開山長老として迎えられている。原田氏によればこの寺院の運営は安達泰盛に委ねられていたとされる。また、さらに晩年、真空は安達氏の菩提寺というべき鎌倉無量寿院の長老として迎えられることとなるが、同じく原田氏は金剛三昧院から無量寿院までの招聘は安達泰盛の意向と捉えている。

それでは、慶賢が、本像を勸進する背景はいかなるものであったであろうか。本像造像時期は文永7年(1270)であり、その時期の長老は文永5年(1268)に就任した第八世玄智(空教房)である。玄智は安達景盛の甥にあたり、文永11年(1274)まで長老を務めている。血縁関係を有する長老の存在から、この時期も当院内において、安達氏の強い影響力が推察される。また、前節で指摘したとおり、高野版の開板や町石造立などの高野山上の事績を通じて、安達泰盛と慶賢が関わっていたと考えられる時期とも

重なる。慶賢は、安達泰盛の影響を強く受けるこの時期の金剛三昧院において、泰盛が守護を務める上野国の寺社に本像を勧進したことになる。

次に、仏師快覚の起用について考察する。前述したとおり、快覚の事績についてはほかになく、前章の考察において、その名前や作風から「快慶」の流れを受け継ぐ可能性を指摘したが、快慶や快慶弟子筋との関わりは不明であり慶賢と快覚の関係性や快覚の起用についての考察を深めることは困難である。ただし、勧進僧が仏師を選定することはこの時代、一般的に行われていたため、慶賢が選任して起用した可能性が高いと考えられる。

以上、本像の造像背景について考察をまとめると、幕府要人であり上野国守護であった安達泰盛が、上野国府周辺の寺院に祀るべく本像を造像するに当たり、安達氏が代々外護者として深く関わってきた金剛三昧院の長老を務めていた人物であり、町石造立でも協調した慶賢に勧進を依頼したと推察することができるであろう。

おわりに

本稿ではここまで、本像の概要を確認、様式や仏師快覚について検討した上で、特に勧進僧慶賢に焦点をあてて考察し、造像背景についてその解明を試みた。本章では、本稿での考察を順にまとめ、そのうえで今後の課題を述べていきたい。

第一章においては、本像の形状等を概観した上で、十一面六臂の特徴について考察を加えた。先行研究において、本像を含め図像的典拠が経典類に示されない多臂の十一面観音像は、千手観音の図像の影響を受けている可能性が指摘されている。本像は、法界定印を結ぶことから千手観音と深い関係性を示しながらも、十一面観音の尊号が明らかであり、日本ではあまり類例をみない六臂十一面観音像であることを確認した。

第二章では、本像の作風について考察を行い、作風や様式に類似性がある作例との比較から、本像が文永・弘安年間頃の作風と同時代性を有していることについて確認が得られた。

また、その上で仏師快覚の考察を行った。本像の

様式から快慶系統と通じる明らかな要素を見いだすまでには至らなかったが、その「快」字を引き継ぐ名前や、快慶の高弟、行快作の妙法院490号像との面貌表現の類似性から、快慶系統である可能性を含むことについては推定することができた。

さらに、作風が類似する作例の中に、その納入品から上野国円福寺との関連が認められる成蓮院像の存在が確認でき、本像以外にも「快覚」や「快覚」周辺の仏師の作例が上野国で受容されていた可能性について指摘をするに至った。このことについては、比較による作風の考察から、新たな知見を得たといえるであろう。

第三章については、本像の造像背景を中心に考察を行い、(一)では、本像の伝来について三光院の縁起や沼田に伝わる地誌類に、室町時代の戦乱期に国府周辺から戦利品として持ち帰ったとの伝承が遺ることを確認した。これら史料には伝説的要素も多く含まれることが想定され、年代も江戸時代より遡り確認することはできなかったが、本稿では、縁起の訳文や関連する自治体史の解釈同様、本像の当初の安置場所は上野国府周辺の寺社であったと推定することとした。

同章(二)では、先行研究で不明とされてきた勧進僧慶賢について考察した。勧進僧慶賢については、第十一代金剛三昧院長老慶賢と同一人物であることを推察し、幕府要人であり上野国守護であった安達泰盛と同時期に関わったと考えられる高野山上での事績から、同一人物としてほぼ誤りがないであろうという結論を得られた。また、その事績のうち、高野山参詣道の町石造立では、百七十七町石の施主「沙門慶賢」が金剛三昧院慶賢であると考えられることから、町石造立に全面的な外護を加えた安達泰盛との接点がここで明らかとなった。

同章(三)の造像背景では、勧進僧慶賢と金剛三昧院の僧慶賢が同一人物であることの論拠に基づき、安達泰盛が守護を勤める上野国の寺社に金剛三昧院の僧慶賢が、本像を勧進する背景を考察した。金剛三昧院歴代長老の事績をたどることで、安達氏や北条氏、また幕府との関係性も浮き彫りとなった。

本像の造像背景については、金剛三昧院と幕府に

おけるこの時期の密接な関係から、安達泰盛が守護を務める上野国府周辺の寺社の造像において慶賢が勧進を行った可能性を指摘した。あるいは安達泰盛が幕府を介して金剛三昧院の僧に勧進させた可能性も含まれるかもしれない。また、仏師快覚は慶賢が起用したことも推察に加えた。

以上、本稿での考察を振り返ったが、本像の勧進僧慶賢に焦点をあて、造像背景を中心に考察をするという目的に対しては、勧進僧慶賢と第十一代金剛三昧院長老慶賢が同一人物であろうという結論を導くことができ、幕府要人である安達泰盛の関与により金剛三昧院慶賢が快覚を起用、上野国府周辺の寺社に本像を勧進したことの推察に至った。勧進僧慶賢の考察を通して造像背景の解明に、一步近づくことができたと考えたい。

最後に今後の課題について述べる。冒頭で紹介した津田徹英氏の先行研究⁽⁵⁷⁾において、本像の様式と類似性を指摘されている長谷寺像については、銘がなく造立年が不明なため本稿では比較、考察対象の作例には含めていない。長谷寺像と本稿であらためて類似性を指摘した成蓮院像も含めて、「快覚」や「快覚」周辺の仏師の作例が上野国において受容された可能性については、今後の研究課題としたい。

また、本稿の要旨が認められることを前提に、幕府要人の安達泰盛が守護を務める上野国府周辺での造像に関与したのであれば、この造像には何らかの社会的事象に対する祈願を秘めている可能性もあるが、それについては解明できていない。形式としてあまり類例をみない十一面六臂像を造像した意図も不明である。ただし、上野国府周辺の寺社が国分寺に限定されれば、『上野国交代実録帳』から平安時代の上野国分寺に丈六の十一面観音が造像されていたことが知られ⁽⁵⁸⁾、本像はこの像の形状を反映していると想像をたくましくすることもできる。

しかし、現状、これらと関連させる確実な論拠は見いだせないため、このことについても今後の検討課題としたい。

【付記】

調査において、格別なる御高配を賜った三光院安

田孝廉ご住職に篤く御礼申し上げます。

本稿作成にあたり、指導教員として終始多大なご指導を賜った群馬県立女子大学学長塩澤寛樹先生に深謝いたします。

また、本像縁起伝来に関する史料の提供及び史料に関するご教示を賜った渋川市青木祐子氏、沼田市藤井茂樹氏に感謝の意を表します。

【註】

- (1) 三光院の正式名称は「晴雲山三光院智徳寺」
- (2) 解体修理時の詳細な記録は下記論考で参照できる。
本間紀男「X線による影像と実像の対比—群馬県指定重要文化財三光院木造十一面観音立像による—」(『東京芸術大学美術学部紀要』13、1978年『X線による木心乾漆像の研究』所収、1987年、美術出版社)
- (3) 永井信一「十一面観音立像(三光院)」(久野健編『関東彫刻の研究』、学生社、1964年)
- (4) 副島弘道『日本の美術』第311号、十一面観音像・千手観音像(至文堂、1992年)
- (5) 津田徹英「三光院蔵 木造十一面観音菩薩立像」(『国華』1393号(「上野の佛像」特輯)、2011年)
- (6) 津田徹英「十一面観音菩薩像(三光院)」(水野敬三郎他編『日本彫刻史基礎資料集 鎌倉時代造像銘記篇』11、中央公論美術出版、2015年)
- (7) 高崎・長谷寺十一面観音立像(白岩観音)(前立)、木造、像高187cm、鎌倉時代
- (8) 前掲書註(6)
- (9) 長岡龍作「十一面観音再考—揚州出土六臂十一面観音像を中心として—」(『美術史学』第10号、東北大学文学部美学美術史研究室、1988年)
- (10) 小泉經一氏旧蔵像は長岡龍作氏の前掲書註(9)で所在不明としている。
- (11) 前掲書註(4)
- (12) 前掲書註(6)
- (13) 奥健夫「地蔵菩薩像(成蓮院)」(水野敬三郎他編『日本彫刻史基礎資料集 鎌倉時代造像銘記篇』12、中央公論美術出版、2016年)
- (14) 副島弘道「十一面観音菩薩像、地蔵菩薩像、不動明王(弘安寺)」(前掲書註(13)『日本彫刻史基礎資料集 鎌倉時代造像銘記篇』12)
- (15) 観音寺像については、前掲書註(14)弘安寺像の解説で紹介されている。
- (16) 毛利久氏は、建仁元年(1201)快慶作、東大寺僧形八幡像の銘記にある小仏師のうち、「良快」「快尊」「快祐」などのように「快」字を用いる仏師は快慶の弟子とみられる算段が大きいとしている。
毛利久『仏師快慶論』(吉川弘文館、1961年)
- (17) 山本勉氏は同論考及び下記論考の中で快成や定快についても言及している。下記論考で、奈良国立博物館愛染明王像(建長8年・1256)等に銘がある快成については、善派仏師との親近を指摘しつつ、「快」字がはいり、「快尊・快弁」という小仏師をとまなっている

- のだから、当然ながら仏師快慶との関係も考えるべき」としている。観音寺の二十八部衆（文永～弘安年間）に銘がある定快については、「「快」字をもつその名から本尊千手観音像の作者快勢との関係が問題になる」が、その作風から「保守的なおとなしさとやや素朴な地方風が感じられる」としている。
- 山本勉「快成」（『本郷』No.144, 2019年）、同「定快」（『本郷』No.152, 2021年）左記二編は、山本勉・武笠朗『鎌倉時代仏師列伝』（吉川弘文館、2023年12月）に所収された。
- (18) 水野敬三郎他「千手観音菩薩像（妙法院）」（水野敬三郎他編『日本彫刻史基礎資料集成 鎌倉時代造像銘記篇』8、中央公論美術出版、2010年）
- (19) 前掲書註（13）に、成蓮院像納入品の解説がある。
- (20) 『住職世代相続記』中、三光院が現在地に移されたこととされる「享禄4年（1531）」は、下記史料にある同縁起の武井新平氏による訳文の註釈から引用した。
- 武井新平校註「住職世代相続記」（山田武磨他編『群馬県資料集』第八巻縁起編1、群馬県文化事業振興会、1973年）
- また、『沼田市史』（通史編1 原始古代・中世、沼田市、2000年）には、享禄3年（1530）に沼田氏十二代沼田顕泰が沼田城（倉内城）の築城を着手し、三年後天文元年（1532）に城が完成すると、三光院は沼田城の鬼門避けとして現在地に移されたこととある。
- (21) 『沼田市史』（別巻2・沼田の建造物、沼田市、1999年）
- (22) 『上野国寺院明細帳』5（群馬県文化事業振興会、1996年）
- (23) 津田徹英氏は、前掲書（註5）で本像について、収蔵庫を兼ねた観音堂に安置される本尊と紹介していることから、その時点では本尊であったことが確認できる。
- (24) 武井新平校註「住職世代相続記」（前掲書註（20））
- (25) 『群馬町誌』（通史編上 原始古代中世・近世、群馬町誌刊行委員会、2001年）では、『住職世代相続記』にある先年を応永13年でなく、天文20年（1551年）と解釈している。また、本像に関する記述において国分では、これほどの仏像が安置されたのは国分寺以外に考えられないとしている。
- (26) 『沼田市史』（資料編1（別冊）加沢記・沼田根元記、沼田市、1995年）に「沼田根元記」について、岸大洞氏、萩原進氏の解説がある。また、同書に翻刻されている『沼田根元記』は、寛文10年（1670）に沼田藩から命じられた修史事業の所産と推定されているが、そこに三光院や本像の伝来に関することは記されていない。
- (27) 『沼田市史』（通史編1）（前掲書註（20））
- (28) 『沼田根元記』（文政10年（1798）の写本・佐藤文夫家所蔵文書、沼田市 藤井茂樹氏より提供いただいた史料の写し。）には、応永13年に沼田氏が小窪を攻めた際、沼田軍が厩橋岩上のあたりから利根川を渡った様子が記述されている。厩橋岩上は前橋市岩神であり、利根川をはさみ反対が国分、国府方面となるため、その位置情報から江戸時代後期には、「小窪」が「国分（国府）」と解されたことがわかる。
- (29) 「379金剛三昧院住持次第」（『高野山文書』第2巻、高野山文書刊行会、1973年復刻版）
- (30) 原田正彦「高野山金剛三昧院と鎌倉幕府」（『仏法の文化史』吉川弘文館、2003年）
- (31) 「94安達義景書状（宝治三年（1249）正月二十七日）」（『高野山文書』第2巻 前掲書註（29））
- (32) 水原堯榮氏は、高野版開板者としての慶賢の説明に、金剛三昧院第十一代長老のほか、「かねて補陀洛院にも棲在した。」としている。
- 水原堯榮『高野版の研究』（上弦書洞、1921年）
- (33) 『長野県史』（通史編第2巻中世1、長野県史刊行会、1986年）長野県史では比企能員にかわる守護は北条時政であったであろうとしている。
- (34) 『上田市誌』（歴史編（4）上田の荘園と武士、上田市誌刊行会、2001年）
- (35) 『上田市誌』（前掲書註（34））
- (36) 『吾妻鏡』建長五年（1253）六月三日の条、十二月二十二日の条。
- (37) 「関東評定伝」『群書類従』補任部、建長六年（1254）十二月任。
- (38) 『吾妻鏡』正嘉元年（1257年）二月二十六日の条。『建治三年記』（1277年）十二月二日の条。
- (39) 『蒙古襲来絵詞』（鎌倉時代後期）の詞書、建治元年（1275）十一月の項によると、主人公竹崎季長が文永の役における戦功の直訴をし、恩賞地を与える決断をしたのが安達泰盛であったことがわかる。
- (40) 「381金剛三昧院紀年誌」（『高野山文書』第2巻 前掲書註（29））に貞応2年（1223）の建立が記され、「57鎌倉將軍家御教書」（前掲書註（29））に創建の経緯について、安達景盛（大連房覚智）が北条政子に申し出た記録がある。
- また、展覧会図版『国宝多宝塔造立800年記念企画展 高野山金剛三昧院一鎌倉殿を弔った寺院の軌跡一』（鎌倉歴史文化交流館、2023年9月）に掲載の山本みなみ氏の論考「総論 鎌倉時代の金剛三昧院」で金剛三昧院創建が、『帝王編年記』により、承久3年（1221）年の可能性が指摘されている。山本みなみ氏は同論考中、同じく創建の経緯について、下記のとおり言及している。
- 江戸中期（享保年間）、高野山内の堂塔・子院の由緒などに考察を加えた懐英著『高野伽藍院跡考』及び懐英編纂『高野春秋編年輯録』によれば北条政子が源頼朝の菩提を弔うため禅定院を再興し、のちに金剛三昧院に改めたとある。しかし、「関東下知状案」（六巻書第二）には、寛喜元年（1229）覚智が実朝を弔うため、河内国讃良荘の得点を「高野禅定院御堂の護摩用途所」として寄進し、認可をうけたことが確認できる。両院は、のちに一体となったことが古文書から伺えるが、詳細は不明としている。
- (41) 安達氏以外では、葛山願性も奉行に加わっていた。（前掲書註（30））
- (42) 高野山における金剛三昧院の役割についても、原田氏の前掲書註（30）を参照した。また、山陰加春夫氏は、鎌倉時代中、末期の高野山の状況について、権力的には、東寺一長者を座主に頂く金剛峯寺方、仁和寺御室が座主職補任権を持つ故鳥羽院御願寺大伝法院

方、鎌倉三代將軍実朝の菩提寺金剛三昧院方の三極構造からなり、さらにこれらの三方とは直接には関わりをもたない聖たちが、おのおの集団を成して居住する山であったとしている。

山陰加春夫『新編中世高野山史の研究』清文堂出版、2011年

- (43) 勸学院建立時の金剛三昧院は、第十代長老を空法房良俊、奉行を安達泰盛が務めていたことが「379金剛三昧院住持次第」（前掲書註（29））からわかる。
- (44) 高野版開板の事績についても、原田氏の前掲書註（30）を参照した。
- (45) 愛甲昇寛『中世町石卒塔婆の研究』（株）ビジネス教育出版社、1994年）
- (46) 前掲書（45）で、町石勸進願文の引用は、「水原堯栄師『高野山金石図説』」とあり、下記論考に町石勸進願文の掲載がある。
水原堯栄『高野山金石建図説（上）』（吉川弘文館、1924年）
- (47) 安達泰盛の造立した町石の六基の内訳は、「上二十二、二十五、下十二、百五十八、百五十九町」「聖忌塔婆」。
- (48) 「紙本墨書町石建立供養願文」金剛峯寺、弘安8年（1285）
- (49) 前掲書註（45）
- (50) 『吾妻鏡』寛元二年（1244）六月十七日の条。
- (51) 『群馬県史』（通史編3中世、群馬県、1989年）
- (52) 『吾妻鏡』建久五年（1194）十二月一日の条。
- (53) 前掲書註（29）
- (54) 前掲書註（30）
- (55) 横内裕人「新出千載家文書にみる造東大寺大勸進と鎌倉幕府一行勇時代の再建事業」（『鎌倉遺文研究』12、2003年）

また、塩澤寛樹氏は下記論考で、横山裕人が紹介した『千載家文書』に含まれる行勇の勸進の史料に注目し、行勇が直接的でないにせよ「為政者としての施策」をとっていることを指摘している。

塩澤寛樹『仏師たちの南都復興—鎌倉時代彫刻史を見直す』（吉川弘文館、2016年）

- (56) 塩澤寛樹『鎌倉大仏の謎』（吉川弘文館、2010年）
- (57) 津田徹英氏は、前掲書註（6）で長谷寺像について「快覚か快覚に近い仏師の手になる可能性」を指摘している。
- (58) 長保3年（1001）、上野国司平重義が丈六十一面観音を造立、上野国分寺金堂に安置した記事がある。

『上野国交替実録帳』（『群馬県史』資料編4原始古代4、群馬県、1985年）

[画像の出典]

図1・3（三光院像顔）は、水野敬一郎編『日本彫刻史基礎資料集成 鎌倉時代造像銘記篇』11（中央公論美術出版、2015年）。

図2・3（成蓮院像顔）・4は、水野敬一郎編『日本彫刻史基礎資料集成 鎌倉時代造像銘記篇』12（中央公論美術出版、2016年）。

図5は筆者撮影（2023年）

吾妻郡中山地域の紛争と城郭

—— 中山峰城を視点に ——

飯 森 康 広

はじめに

天文21年（1552）に関東管領上杉憲政が、居城平井城（藤岡市）を北条氏に追われると、上野国はほぼ北条氏の支配下となった。しかし、永禄3年（1560）に長尾景虎（上杉謙信）、翌年武田信玄が来攻すると、上野国は草刈場状態に陥り、まさに乱世の様相となる。

やがて、戦国大名の勢力が拮抗したとき、漸く接点生まれ、限定される紛争地を創出したのであろう。上野国において、その勢力状況はおよそ3つの出来事により区分できると考える。

1つ目は、永禄10年に武田氏の西上野経略が達成され、ほぼ利根川を境に上杉・北条氏との境目が創出された時期である。ただし、若干の変動があり、同12年の越相同盟により、武田氏が孤立する事態も含まれる。

2つ目は、天正6年（1578）の上杉謙信急死に伴い勃発した御館の乱が、翌年収束した状況下である。上杉氏は上野国からほぼ撤退し、武田・北条二大勢力が争うこととなった。ここでは利根川が境界でなくなり、武田氏が利根川以東へ勢力を拡大していく。

3つ目は、天正10年の武田氏滅亡、織田氏撤退を受けて、北上野を舞台に真田氏と北条氏が争う状況である。

以上のうち、本稿で扱うのは3つ目にあたり、いくつかの局面のなかで、中山地域（高山村）を紛争地として抽出し、城郭の価値付けと境目について検討するものである。

さて、この地域を含む吾妻・利根・沼田地域をめぐる戦国史研究は近年活況を呈しており、いくつか

の論考が生まれている。上杉・武田氏を中心とする栗原修氏⁽¹⁾、上州一揆を対象とした久保田順一氏⁽²⁾、境目を取り上げた大貫茂紀氏⁽³⁾、沼田問題を取り上げた竹井英文氏⁽⁴⁾、城館を中心とする拙稿⁽⁵⁾を挙げることができる。

しかし、中山地域をめぐる論考は少なく、古くは吾妻郡全域を対象とした山崎一氏・山口武夫氏⁽⁶⁾があり、その後も中山城（高山村）を検討した齋藤慎一氏⁽⁷⁾、権現山城（同村）を検討した赤見初夫氏⁽⁸⁾をみるに留まっている。

そこで、本稿では新たに中山峰城（高山村）の縄張検討を行い、そこで得られた成果を元に、紛争地としての中山地域を再評価し、周辺の城郭3城を含めた境目のあり方について論じたい。

1. 中山地域の政治情勢

(1) 武田時代まで

中世における中山地域の支配については、関係史料が少なく不明な点が多い。山口武夫氏は中山神社縁起を基に、中山城主として宇津宮氏、阿佐美氏を挙げ、その後各系図から、阿佐美系中山氏、斎藤系中山氏とつないでいる⁽⁹⁾。これを参考に、表1 no 2（以下noのみ）で、永禄4年（1561）頃沼田衆同心として上杉方へ参陣した阿佐美小三良を中山領主と考えたい。

しかし、同年に武田氏の上野国侵攻が開始され、同7年までに岩下城（東吾妻町）の斎藤氏が滅ぶ（no 3）。翌8年には武田氏の攻略目標として、嵩山城（中之条町）・尻高城（高山村）が掲げられる（no 5）。同10年白井城（渋川市）攻略により（no

表1 中山地域関係文書一覧

史料no	年次	発	受	内容	文書名	出典
1	永禄3.10.2	正木時茂書状写	越府人々	謙信、9月上旬に明間・岩下・沼田城を攻め落とす。	歴代古案	群2104
2	永禄4カ	関東幕注文		阿佐美氏が沼田衆同心として上杉軍に参陣す。	上杉家文書	群2122
3	永禄7カ.1.22	武田信玄書状	蒲原宮内少輔	鎌原氏、岩下の人質を取り、三枝氏と共に岩下城の在番を勤める。	国立国会図書館所蔵文書	戦武861
4	永禄7カ.2.14	武田信玄書状写	尻高弥二郎	弥二郎へ策略によって尻高城攻略後の譲渡を約す。	歴代古案	戦武867
5	永禄8.2.吉	武田信玄願文写	新海大明神	箕輪、惣社、白井、嶽山、尻高等の撃砕について願文を捧げる。	山宮寅二氏所蔵文書	戦武929
6	永禄10カ.3.6	武田信玄書状写	一徳斎・甘利郷左衛門尉・金丸筑前守	一徳斎の計策により白井城が落居となる。	内閣文庫所蔵諸州古文書	戦武1054
7	永禄10.5.4	武田家朱印状写	鹿野新右衛門尉・其他二十四人衆	吾妻での働きを賞し、沼田川西之内で相当の地を与えんと約す。	折田家文書	戦武1070
8	天正3.2.7	武田家定書	欠	武田氏が某に中山郷之内200貫文の所を下付す	本間順治氏所蔵文書	群2811
9	天正6カ.7.18	北条氏政書状写	築田中務大輔	17日に沼田城を落としたことを伝える。	武州文書	戦北2009
10	天正7.12.2?	武田勝頼朱印状	小中彦兵衛尉	沼田攻略後に本領や荒牧村・同寄居、名胡桃村・同寄居ほかを約す。	米沢市北条家文書	戦武3218
11	天正7.12.26	武田勝頼朱印状写	河田伯耆守	沼田攻略後に猿ヶ京・同関、上川田寄居、須川寄居ほかの領地を約す。	東京大学史料編纂所蔵伊佐早謙収集文書	戦武3219
12	天正8カ.8.17	真田昌幸書状写	用新	昌幸は名胡桃に在城。用土新左衛門の誓詞提出に対し、沼田城の一両日中乗っ取りを勤める。	西尾市立図書館所蔵松代古文書写	戦武3407
13	天正9カ.6.7	武田氏朱印状	真田安房守	武田氏、昌幸に吾妻（岩櫃）用心普請・中山之事、猿ヶ京用心普請仕置以下、沼田城普請・仕置以下ほかを命ず。	真田宝物館所蔵真田家文書	群3065
14	天正10.6.21	真田昌幸	湯本三郎右衛門尉	湯本氏、吾妻城着城、中之条の地を宛らう。	兵庫県熊谷次郎氏所蔵文書	群3138
15	(天正10).閏12.24	北条氏邦	新木河内守ら20人、ほか204人	糸井・森下・久屋・沼須の内を付与を約す。中山を今後本意となし、倉内を攻めると伝える。	昭和村林文書	群3209
16	(天正10).閏12.28	依田信蕃	柳澤宮内助	北条氏が中山の地を取り詰める。	藤岡市柳澤文書	群2213
17	天正11カ.1.6	北条氏政	長尾憲景	進言で中山地を落とす。沼田口・吾妻表での働きを要請。	上杉文書十一	戦北2476
18	天正11カ.1.11	北条氏邦	尻高源次郎	本領尻高を進め置く。中山で働きを要請。	歴代古案七	戦北2488
19	天正11.1			中山城を北条氏が落とした後、1/15同所を攻め、一番功名。	小野寺刑部覚書	秋田県公文書館デジタルアーカイブ
20	天正11カ.2.19	北条高広	上条宜順	家康と和睦、翌月氏政・氏直、白井表在陣。中山の地に勢を向け攻略、普請する。	茨城県江口文書	群3226
21	天正11カ.3.31	北条氏直	赤見山城守	北条氏、赤見氏に中山地衆、沼田浪人、上川田衆、下川田衆、須川衆合わせ57人を預ける。	兵庫県 赤見文書	群3156
22	天正11カ.5.3	北条氏直	和田左衛門・同兵部丞	中山番を除き、出陣の支度をさせる。	武家書翰乾	戦北2532
23	天正11カ.6.3	北条氏直	北条氏邦カ	中山番を期日通り替わらせるよう要請。	荻野惣次郎氏所蔵文書	戦北2542
24	天正13.8	—	—	下川田之地へ北条方が攻め入り、子持山山麓へ押し返す。	小野寺刑部覚書	秋田県公文書館デジタルアーカイブ
25	天正16.4.26	真田家朱印状	富澤豊前守、狩野志摩守、同右馬之助、折田軍兵衛	八幡山の番を命じる。	吾妻郡田村文書ほか	群3511
26	天正16カ.4.27	北条氏政	猪俣邦憲	権現山築城にあたり現地の報告を命じる。	東京大学史料編纂所蔵猪俣侯文書	戦北3446
27	(天正16).5.7	猪俣邦憲	吉田真重	権現山在城について扶持を与え着到を定める。	諸州古文書	戦北3312
28	(天正16).5.21	北条家朱印状	北条氏邦	権現堂の城掟を定められる。	吉田系図	戦北3316
29	(天正16).閏5.28	北条氏邦	石原主計助	沼田からの攻撃に権現山で防戦し戦功を賞される。	古文書集乾	戦北3331
30	天正16カ.6.6	北条氏邦	吉田真重	曲輪での出火をたしなめられる。	吉田系図	戦北3336
31	(天正16).10.13	江坂又兵衛、松本二平		権現山城の武装を書き立てる。	諸州古文書	戦武3380
32	(天正17).11.28	猪俣邦憲	吉田和泉守	下川田屋敷100貫文と同所佐々尾合わせて200貫文の知行を猪俣邦憲より伝えられる。	吉田系図	戦北3547
33	天正17カ.12.7	北条氏直条書	富田左近将監・津田隼人正	名胡桃の一件は全く知らなかったと記し、城主中山氏の書付を送る。真田方から引き渡された吾妻領や中之条で悪意があったことも伝える。	武将文書集	戦北3563

*群：『群馬県史』、戦北：『戦国遺文』後北条氏編、戦武：『戦国遺文』武田氏編

6)、武田氏の上野国侵攻は一段落するので、中山地域もこの頃までに武田氏支配下となったと思われる。

no7では武田氏が吾妻で戦功のあった中之条衆鹿野氏らに川西之内で所領給付を約束しているが、具体的な場所は不明である。しかし、no8で某に武田氏から中山郷で200貫文の地が与えられているため、中山地域は一円的に某者の支配下に置かれたと考えられる。

ところで、武田氏は天正9年頃、特に中山地域を重要視していた(no13)。この史料で、真田昌幸は吾妻(岩櫃)城(東吾妻町)領で政治面(仕置)を除き、軍事面(用心・普請)のみを任されていたことから、「中山之事」は中山城を指すと考えられる。前年に武田氏は沼田城を手に入れたため(no12)、中山城が沼田城・名胡桃城(みなかみ町)と岩櫃城を結ぶ繋ぎの城として重要となったからであろう。ただし、後述のとおり、この中山城は中山古城を指すと考える。

(2) 北条時代以降

天正10年武田氏が滅び、織田信長も討たれると、北条氏は上野一国を支配すべく北上野に侵攻し、真田氏と争うこととなった。白井(渋川市)に侵攻した北条氏は、白井城主長尾憲景の進言により、中山攻略を目指し(no17)、攻略後そこで城を普請した(no20)。これが中山城で、山崎一氏や齋藤慎一氏⁽¹⁰⁾は縄張検討の結果、この際北条氏によって新たに築城されたとして、定説化している。

以後、北条氏により中山城の体制強化が図られる。天正11年1月、服属した尻高氏に中山城在城を命じている(no18)。同年3月には北条家直臣赤見氏⁽¹¹⁾に中山地衆18人を含む周辺地侍57人を預け、在城させたとみられる。『加沢記』によれば、このうち下川田衆の平井加兵衛が下川田の小林文右衛門に接触し、下川田城(沼田市)主山名氏の調略を図ったという。赤見氏の配下に多くの地侍を置いた背景には、こうした地元対応を意図した面があるだろう。また、同年5月にも和田城(高崎市)主和田氏を番衆に置くなど、この時期に中山城への指示が集中す

る(no22・23)。一方、真田方でも同年1月15日に中山城の奪回を目指す動きがあった(no19)。なお、『吾妻記』や『吾妻古戦録』⁽¹²⁾では、天正14年に真田方による中山城奪回記事と、林弾左衛門宛の真田家感状を載せている。しかし、ほかに関係史料がなく、『加沢記』⁽¹³⁾にも記載がないことから、史実として認めにくい。

同16年になると状況が変わる。権現山(高山村)に新たに城が取り立てられる。そこは名胡桃城に程近く、上川田城(沼田市)へも近かった。以下は関係史料である。

史料1 北条氏政書状(東京大学史料編纂所所蔵猪俣文書)(no26)

書状具披見候、なくるミへ矢たけ之権現山取立儀、難成子細候、度々模様不審二候、留守中二而自元人衆も可為不足候、普請心易させて、真田者置間敷候、如何様之品二候哉、委細二成絵図、重而早々可申越候、一段無心元候、謹言、

卯月廿七日 氏政(花押)
猪俣能登守殿

築城に当たったのは猪俣氏であったが、在城者は吉田氏となり、武装や城掟等を定められている(no27~31)。翌年秋、名胡桃城奪取事件により北条氏が同城へ入城すると、吉田氏は権現山城在城を解かれ、下川田屋敷へ配置換えとなった(no32)。これにより、中山地域での紛争状態は解消される。

2. 中山峰城の検討

(1) 周辺状況

中山峰城は高山村中心部の北方山稜に位置し、みなかみ町との町境に近接する。西方に切ヶ久保峠、東方に不動峠があり、近世には三国街道やその枝道が通行していた。城に関する史料はなく、城名はおそらく山崎一氏が命名したものであろう。関係小字名では「北城」・「城山」があるため(図1)、中山北城と呼ぶことも可能であろうが、峰城と呼んだ方がその立地に相応しい。

後述のとおり、この城は築城工事が軽微なため、

城とすることに違和感を感じさせる。それがこの城の肝であろう。

図1に中山周辺の城郭を網羅的に示したが、特に関係小字名を抽出してトーンで示してある。中山峰城は「北城」に位置するが、南側に広く「城山」があり、南方からの景観を意識した小字名となっている。また、東方に「古峠」があるため、峠道との関連もうかがえる。

ここで注目されるのが、「小屋場」である。小屋がけした場所と解釈すれば、城兵が居住する根小屋とは違い、臨時の駐留地に近い印象が生じる。つまり、中山峰城の構造によっては、臨時性を裏付ける地名となりえる。

一方、「小屋場」の東方に離れて、「陣場」の地名も分布している。同時期の出来事に関連する確証はない反面、無関係とも言い切れない。「陣場」の南に隣接して、中山古城があるため、これへの攻城軍

の陣場と理解されよう。

(2) 縄張検討

全体として特異な形状である(図2)。全体規模は南北約450mで、北側約200mは細尾根であり、中央の堀切までを城内北限と考える見方もあるだろう。中心部分は2つの郭に分かれ、南側が主郭で南北約200mで、東西幅は最大約100mである。北側のⅡ郭は南北約60mで、主郭と比較して規模的なバランスが悪い。主郭規模が極端に広く、構造上の特徴となる。2つの郭間を軽微な堀切と土塁で分割するが、東端約10mで一度折れを設け、そこに通路を通し横矢をかけている(A地点)。

主郭はペン先状の外形で、全体に南方へ緩く傾斜して、平面的な削平が不十分である。東辺には細長く腰郭が設けられ、東方からの攻撃に備えている。また、東辺中央から東方へ延びた尾根の下方へ、雛

壇状に小さな平坦面を配置する(B地点)。突端は奥まった谷間に位置しており、水の手と考える。一方、主郭西辺は緩く傾斜しており、稜線も不明瞭となる。西方への防御意識はほとんど感じられない。南端部と北西端から南麓・西麓それぞれに降りることができるが、特に施設はない。また、堀切は西麓への降り口を主郭内に確保できる位置に設定さ

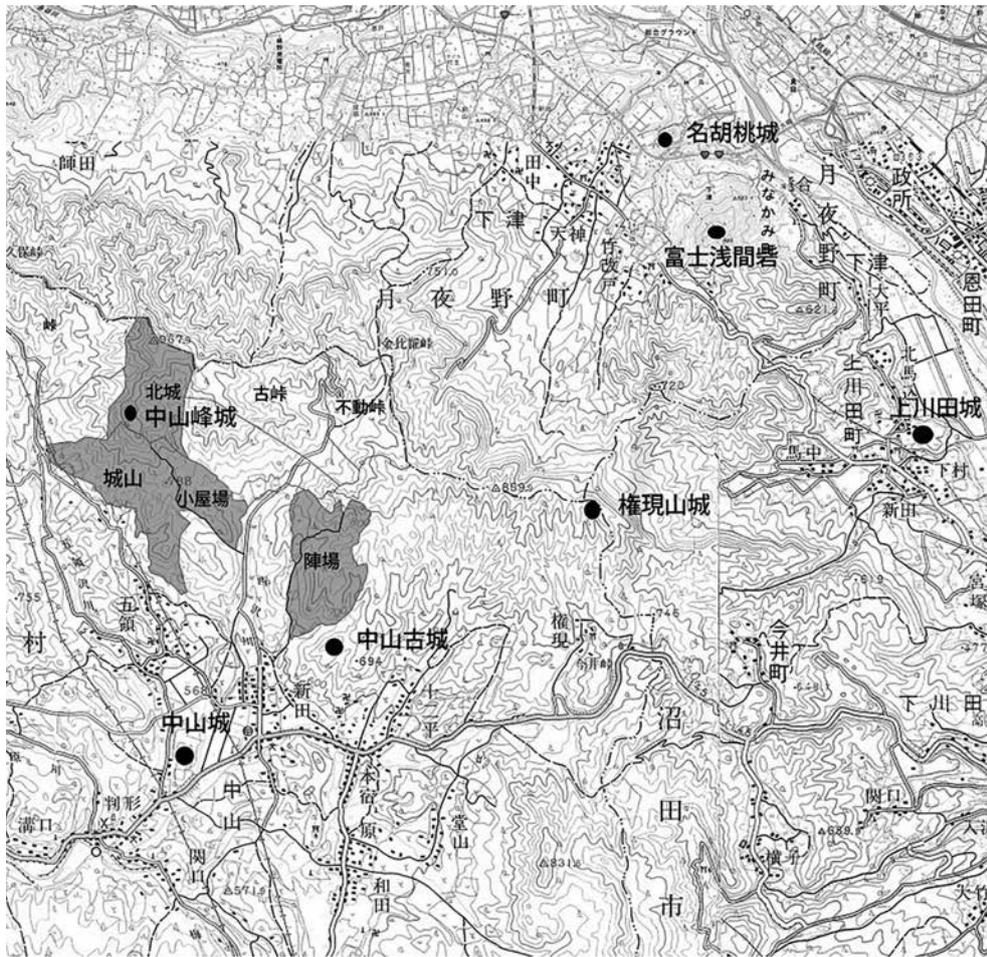


図1 中山地域周辺図(国土地理院発行地形図 1/5万「中山」・「沼田」使用)

れていると判明する。

Ⅱ郭は長三角形で中途半端な印象を受ける。内部は西方へ向かって緩く傾斜する。東面から東方へ降っていく尾根は幅広で緩いため、攻め手の攻撃を受けやすい。主郭とこの尾根を切り離すことを意図して、Ⅱ郭を設けたと考えれば、城の構造として理解できる。

Ⅱ郭の北方へ細尾根がS字カーブしながら約200m延びる。途中しっかりとした堀切を2か所に配置し、防御意識を強く示す。北方からの通行が容易な部分である。山崎一氏が「この城の正面は新治方面に向かい、須川記に残る須川衆と中山衆との抗争に備えたのが中山峰城であった」⁽¹⁴⁾とするのは、この細尾根を正面と考えたからであろう。通例であれば、尾根側は背後となり、搦め手と判断すべきところを、正面と捉える点は山崎氏の鋭い視点である。ただし、北方を正面と考えるには、Ⅱ郭が中途半端で、主郭も東面への配慮が強すぎると考える。北方尾根筋への通行は重要としつつも、城全体としては東面を攻撃正面としているのだろう。

細尾根は「古峠」方面へ向かうルート上にあり、最重要な連絡路である。しかし、北端基部は二手に分かれ、一方は城内へ他方は谷間へ降っていく。後者が主要な行軍路であり、その南東方向延長に「小屋場」があり、更に近世三国街道とつながっていく。その先が「陣場」で、南下すれば中山城方面となる。つまり、塚原（みなかみ町）方面と中山方面をつなぐ行軍路に接点として「古峠」があり、それを支える要地として中山峰城が設営されたと考える。位置は峠から中山側へ入り込んだ尾根の突端であり、南東麓に「小屋場」がある点でも、中山側へ攻め込んだ軍勢が必要としたものとなる。また、遺構規模が大きいので、山崎氏が想定された地侍間の紛争地とは考えにくく、大名領国間の紛争に関わるとみられる。したがって、前述



図2 中山峰城縄張図（1：4000）

した政治情勢に照らせば、真田氏が北条氏配下の中山を攻めたものとなり、天正11年から16年の間に生じた一局面となるだろう。中山峰城は中山方面を攻めるために真田勢により築城された陣城と結論づけられる。

なお、この城は中山城にも近く、境目となりえる位置にある。北条方として対応を考えれば、この城を恒常的な砦程度に整備したはずであろう。しかし、遺構は急ごしらえのまま残されている。おそらく、防御を必要とする境目とは見なされなかったためと考える。実際、峠を越えた塚原側に真田方の城はなく、名胡桃城が最も近い。行軍路となっても、境目とはならなかったであろう。

3. その他の城

(1) 中山城 (図3)

中山城は天正10年(1582)末に、北条氏によって新たに築かれたと考えられる。立地は盆地地形の中央部へ向かって、北方から延びた台地の先端にあたる。東方で名久田川の幾つかの支流が合流しており、これを堰き止めることで、東面は低湿な地形を防御上利用できる。大手は西面で小字「下ノ宿」の地名を残す。城下町も形成されていたのだろう。

全体規模は南北約500m、東西約200mで、本格的な築城であり、領域支配を意図した城と考えられる。主郭は一辺約50mの正方形で、東辺を除き土塁がめぐる。主郭は通例台地の先端を選ぶが、この城では敢えて付け根を選んでいる。主郭をコの字形に囲む横堀は城内で最も深く、高低差の少ない地形を

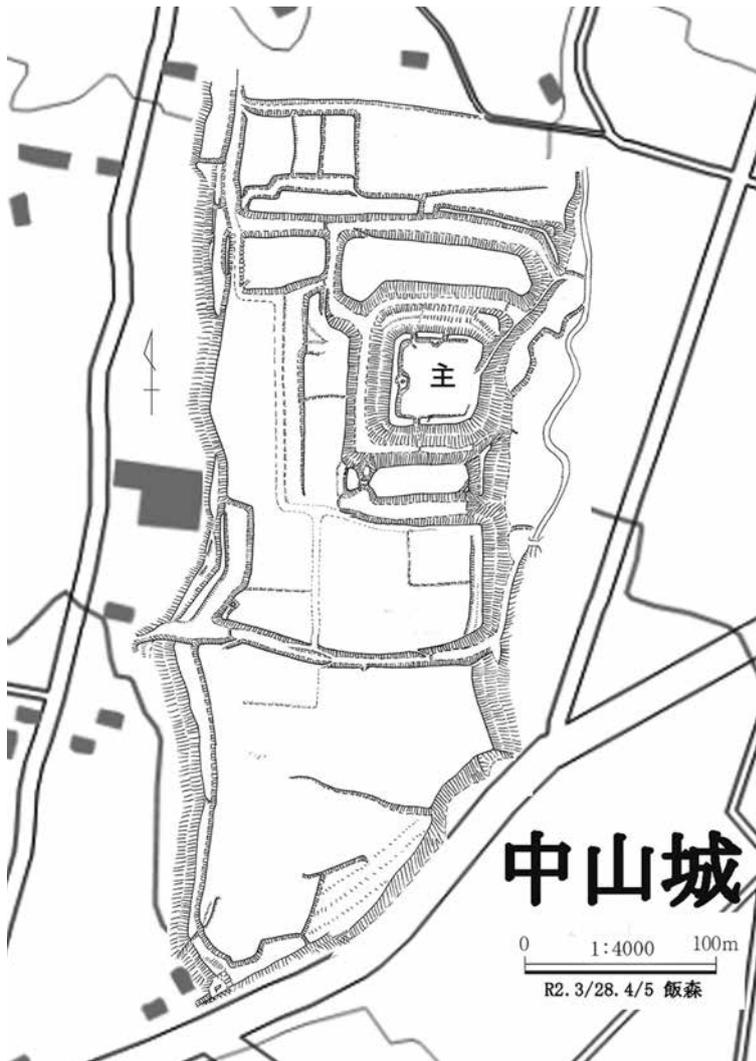


図3 中山城縄張図(1:4000)

補っている。おそらく東面は川を堰き止めて沼状に水を貯え、主郭へ近づけない配慮を施したと考えられる。このため、城の東面から南面は低湿な地形に守られている。

主郭北側は尾根続きとなるため、防御上の配慮に念を入れている。すぐ北側の細長い郭は長さ約100mで、北側の堀との高低差が大きい。堀の北縁に沿って約70mの高土塁をへの字形に築く。攻め手の防御に使われるリスクを犯している反面、土塁に登った敵勢を南方の郭から狙い撃ちできる。この土塁の西側が約5m開けられていて、横堀へ土塁を越えず水平移動で侵入できるが、反ってここに軍勢を集めて集中砲火を与えることを狙った巧みな縄張である。

台地の先端は一辺150mほどの三角形の捨郭であり、齋藤慎一氏は軍事行動の際、招集した軍勢が常に外敵に脅かされる状況のため、駐留地を最も安全な地に配置したものとしている⁽¹⁵⁾。

(2) 中山古城 (図4)

中山古城は近世三国街道の東方裏山に位置する。北方山稜から延びた樹枝状の尾根端部を利用する。街道沿いに展開する本宿・新田集落に対し、山裾の旧道沿いに現在人家は少ないが、「古戸」の小字名が残り、大手はこちらから登る。立地から、集落と関係づけられる在地領主の城として成立したと想定する。前述のとおり天正9年、武田氏から真田氏へ扱いについて指示された中山城は、ここであろう。

城はU字形を呈し、内側に低平な谷地形を取り込む。北辺の中央部が主郭となる。主郭は東西約30m、南北約20mの長方形で、山側である東辺に高土塁を設ける。これは東方の郭が高所にあるため、東方から見透かされない工夫である。南北両側

に腰郭を設ける。南東隅の坂虎口はそのまま降って内側の谷地状の郭と結ぶ。谷地を区画する明確な施設はなく、捨郭であろう。

主郭西面は急角度に削り込まれ、西側郭との高低差が大きく、やや下り斜面に主郭を設置した欠点を補っている。西方へ更に2段の郭を設けるが、同じく高低差が大きく、投下された労力も大きい。通例の登城路はこちら側となる。

主郭東側のⅡ郭は主郭より標高が高く、長さも若干長い。東方の山側を搦め手とするのであれば、主郭を東方へ寄せて、このⅡ郭を主郭とすることもできようが、それができない事情がある。この城の場合、東方からの攻撃が強くと想定されるからである。したがって、東辺に高土塁を設けるが、内部の削平は不十分で、主郭と違い整地が不要なのであろう。北側腰郭に両側を堅堀で区画した小郭があり、続いて北方尾根へ小さな平場が多く配置される。防御意識が高い郭である。

更に東側のL字形の郭は、この城で最も特異な郭である。規模は南北約150mで、幅は最大でも15m程度と細長い。北端は主郭と同じ尾根上に始まるため高所となるが、緩やかに南方へ下る地形をそのまま残している。南側100m程は平坦である。北東辺のみ長さ約30mの高土塁を設けており、東方尾根から見透かされない工夫を施す。内部を南北に分割する堀切を設けないのは、南西方向から順次攻め込まれる可能性が低いからであろう。あくまで東面をラインとして防御する構造である。東側尾根筋へ設けた堀切は南方へ延びて横堀となる。この郭は防御の



図4 中山古城縄張図(1:4000)

要であり、守備する多くの兵力を必要とする。それだけ重要度が高い城と評価できる。

東西方向の尾根は自然地形のまま100m程北東へ延びるが、東斜面に一部土塁を残す腰郭が約50mあり、南端で堅堀とつながる。ここまでを城域に取り込んでいる。

この城を挟み込む南北の谷は低平な地形で、行軍路として利用できる。前述のとおり、北側に接して「陣場」地名があり、北方からの攻城戦が想定される。攻め手は北谷の奥へ回り込み、東方から攻めたのであろう。東方への防御を強く意識している要因はここにある。

中山古城はその城名と異なり、中山城築城後も東方や北方からの来攻に備えた城として機能していたのだろう。むしろ、この特異な構造は北条氏が中山城を拠点とする状況でこそ活かされるため、この時期に改修された可能性さえある。

(3) 権現山城 (図5)

沼田へ向かう道中の権現峠から山中へ登り上げ、高山村・みなかみ町・沼田市と3市町村境となる山稜に位置する。ここから名胡桃城方面へは比較的緩やかな斜面を降れることから、絶好の付城となる。史料2で「矢たけ」とあることを、間近いと理解する傾向が強いが、真っ直ぐに進めるという面でも優れた立地である。

北条氏が天正16年までここを利用していなかったのは、地理に疎かったということもあるが、それまで沼田城攻略と、真田方の岩櫃城への連絡路寸断を意図したものの、名胡桃城攻略に本腰を入れていなかったことを露呈する。また、北条氏は城途中で「境目之儀」あるいは「只今肝要之境目」と記しており、境目の城と位置づけられる (no28・30)。城将吉田氏の着到は25人であり (no27)、常備している武装と単純比較すれば、番勢を含めてその4倍程度の兵力と推測されよう (no31)。

城はU字形を呈し、東西軸の稜線は約100mで、峠道は中央鞍部に位置する。これに東西2条の細尾根を城域として、内部に登城路となる谷地を囲い込む。尾根上は幅10mに満たない部分が多く、中心となる郭は認めにくい。堅堀の配置を考慮すると北東隅に防御の力点が置かれる。また、北西隅の郭も比較的広いため、中央部峠道を両側から守っている状況となる。

南東部に幅30m程のやや大きな郭を配置するのは、権現峠方面と上川田方面への分岐点にあるためである。林道による破壊が著しいが、東から南へL字形に廻らした横堀は、この城の技巧的な築城術を物語る。沼田から攻められた事態に対応した郭は、ことなるだろう (no29)。



図5 権現山城縄張図 (1:4000)

4. 紛争地と城の特徴

(1) 紛争地に作られた体制

中山地域を紛争地と捉えたとき、郷として古くから存在したであろう中山郷や、武田氏が攻略した領域と概ね一致する範囲を想定する。ただし、ここでは天正10年に北条氏が侵攻し、中山城を築城して以降の状況を考える。この場合、中山城領といった領域が形成されていたのかも気になる。広義には沼田城をめぐる紛争地となるが、ここでは前述の城からうかがえる状況により、紛争地を考えたい。

中山城の場合、規模としては中山地域を支配する城と位置づけられよう。齋藤慎一氏は中山城の構造に及ぼした影響要素として、「軍事行動の要求から敵地の真ん中に城館を構えるという危険性。領国の境界を維持するという必要性。しかもこの地が侵略

地であるということ」の3点を挙げている⁽¹⁶⁾。

なぜ危険かを考えれば、盆地地形の中央部の丘上に城を構えた立地上の弱さが挙げられる。比較して中山古城は険しい山上にあり、籠城戦に効力を発揮できる。一方、中山城では立地的にそれを望めないため、卓越した築城術でカバーしなければならぬ。したがって、ハンデを負ってまで、ここに選地した意図をくみ取る必要がある。おそらく、より攻撃的な城を求めた結果ではないだろうか。外敵に脅かされながらも、動員された軍勢は籠城のためではなく、出撃目的を有していた。まさに、境界維持を軍事行動により支える中心地であったのだろう。これこそ、紛争地に出現した領域支配の城の姿と評価できる。

以上を踏まえ、旧来の中山古城も変化を要求されたと考える。中山城が築城され、中山地域を紛争地へと変化させた状況を考えよう。中山古城は本宿・新田集落と結び付くが、集落は新治方面へ向かう近世三国街道と沼田へ向かう道の交差部に発展した町場と理解する。しかし、敵地となった沼田方面、名胡桃・新治方面への通行は断たれ、立地上の有益性がなくなった。おそらく、集落は縮小し、一部は中山城の城下へ移動し、新たな町場へと再生したのだろう。中山古城も前述のとおり、北面・東面からの来攻に備える城として、機能強化が図られたと考える。「陣場」の地名が示すとおり、この城は最前線に位置することとなった。加えて、敵勢の行軍路を中山城とともに挟み込んでいる意義は大きかったであろう。

中山峰城は、土木工事の不十分さを臨時性と捉え、真田方の陣城と考えた。このため、「小屋場」の位置も行軍路を示す手がかりとする。この城の北には「古峠」の地名があり、塚原方面へ向かって不動峠より西側に枝道があったことを想定させる。重要な点は、この峠が名胡桃城と距離が離れ、関連付けられないことだろう。真田勢は岩櫃城を拠点として対峙するが、東方の尻高方面へ向かい来攻することとは別に、北東山稜の大道峠を越えて、新治へ迂回して行軍することが可能である。繋ぎの城として、箱崎城（みなかみ町）の存在もある。つまり、

真田勢は領国内を通行して、直接「古峠」へ連絡でき、中山峰城を使用することができた。ただし、これは大がかりな軍事行動で、日常的な対峙関係とはならなかった。名胡桃城との関連付けが不十分であったからだろう。

一方、中山城を築城したばかりの北条氏は、まず維持できるかが重要であった。新たな紛争地の境界がどのような形態なのか、手探りの状態であったのだろう。真田氏の来攻は、不測の事態であったかもしれない。しかし、結果としてこの峠は境目とならず、北条方は備えとして砦を整備することはなかった。中山城をめぐる攻防をうかがわせる史料が天正11年頃に集中するのは、こうした紛争初期の状況を示すのかもしれない。

ここでの状況を整理すれば、山稜部を境界として侵入を断固阻止するというイメージではない。そのためには、敵対する二者は対峙する必要があった。したがって、この峠に境目を守る施設は成立しなかった。一方、赤見氏の配下となった須川衆4人（no21）は、元来の在所とのつながりをもとに、真田勢の動きをさぐる指名を帯びていたのだろう。中山峰城の存在を通じて、曖昧さを残しながら保たれる紛争地の境界のあり方をみることができる。

(2) 新たな境目の創出

権現山の築城は大きな転機であった。名胡桃城を念頭に置いていたからである（史料2）。それまで中山城は名胡桃城攻略と必ずしも結び付いてこなかった。赤見氏配下の地侍に名胡桃衆が含まれない（no21）のは、真田氏の統治力の高さによるのではなく、単に連絡が困難だったためとも考えられる。権現山城の築城は、敵対する城領間の接点として、新たな境目を創出したこととなるだろう。

ところで、権現山城への命令者は、北条家や猪俣氏に限られる（no26～30）。中山城との関係を示すのは、鎧10張が中山城から運び込まれたことくらいである（no31）。中山城を地域支配の城と位置づけられれば、何らかの形で権現山城へ指導権をもたされるべきではないだろうか。少なくとも、中山と相談せよくらいはあってもよいだろう。つまり、権現山城

は中山城の支城でなく、猪俣氏の支配下にあったこととなる。

境目の城としての権現山城の成立は、紛争の重心が移動したことを意味する。ここでは境目を北方山稜部へ押し上げる効果を果たし、中山城は東西それぞれ方向へ侵攻する拠点として特化することとなったと結論されよう。

おわりに

紛争地は、そこに介在する勢力の動向に左右され、刻々と変化するものであろう。展開をどう有利に進めるか、知恵を絞り合うこととなる。城を築くという行為は、人の抛り所を生み出すことであり、いつどこに築かれたのかが重要となる。

城の機能は、攻められ守るに尽きる。その役割を考えるには、規模や構造・立地を探るしかない。しかも、城は使われなくなった最終的な姿を残すもので、遺構変遷を捉えることが難しい。縄張研究はそれを価値づけるものだが、独善的にならざるをえない面がある。言い方は悪いが、勝手な理屈をこねてしまう。それでも違和感や驚きを手がかりに考えていかねばならないのである。

本稿で論点となるのは、中山峰城を陣城とみるかであり、これを天正10年以降の真田氏の動向と結び付けた点にあるだろう。城構造の不十分さを臨時性や緊急性に求めることは、これまで比較的避けられてきた側面もあったかと考える。紛争地には、少なからず陣城が存在したはずで、それを抽出する作業は今後とも必要と考えている。しかし、これを縄張研究だけで裏付けることは、誤認となる危険を伴うだろう。本稿ではこれを地名検討により、補ったつもりである。今後とも、関係する文献史料の発見を視野に入れつつ、補強していく必要があるだろう。紛争地と境界の問題にも着目した。当初は境界を維持するといった消極的な面を想定していたが、城を築くことで境目を創出し、問題を克服する手段となる側面をみることができた。別角度から、城が成立する背景を認識できたものとする。

註

- (1) 栗原修『戦国期上杉・武田氏の上野支配』岩田書院、2010年。
- (2) 久保田順一『室町・戦国期上野の地域社会』岩田書院、2006年。
- (3) 大貫茂紀『戦国期境目の研究』高志書院、2018年。
- (4) 竹井英文『織豊政権と東国社会』吉川弘文館、2012年。
- (5) 飯森康広『戦国期上野の城・紛争と地域変容』岩田書院、2022年。
- (6) 山崎一・山口武夫『吾妻郡城墨史』西毛新聞社、1972年。
- (7) 齋藤慎一「上野国中山城の一考察 —中世城郭研究への一提言— (『中世城郭研究』創刊号、中世城郭研究会、1987年、のち同『中世東国の領域と城館』吉川弘文館、2022年再録)。
- (8) 赤見初夫「榛名峠城と権現山城及び雨乞山の要害について —城の変遷とその位置をめぐって—」(『群馬文化』239号、1994年)。
- (9) 山口武夫「中山城」(『吾妻郡城墨史』西毛新聞社、1972年)。
- (10) 山崎一「中山城」(『群馬県古城墨史の研究』下巻、群馬県文化事業振興会、1978年)。註(7) 齋藤氏前掲論文。
- (11) 赤見氏の動向については関口明氏の論考を参照(同「戦国期上野赤見氏の動向—後北条領国・武田領国への移住をめぐって—」『駒沢史学』70号、2008年)。また、『沼田根元記』(『沼田市史』資料編I別冊、沼田市、1995年)で、赤見山城守は5か年中山にいたとされている。
- (12) 『吾妻記』、『吾妻古戦録』(ともに新井信示編著『吾妻史料集録』上巻、吾妻文化倶楽部、1949年、群馬地域文化振興会、2019年復刊版)。
- (13) 『加沢記』(『沼田市史』資料編I別冊、沼田市、1995年)。
- (14) 註(10) 山崎氏前掲論文に同じ。
- (15) 註(7) 齋藤氏前掲論文に同じ。
- (16) 註(15) に同じ。

近世領主支配の歴史的変遷と年貢徴収法

—— 上野国高崎藩古領・新領を中心に ——

和田 健 一

はじめに 先行研究と課題

近世後期の上野国高崎藩の領域は、おおよそ上野国（群馬県）南部にあたる利根川右岸と支流・烏川の周辺に位置していた。領内村々の地域は、地形的に、①烏川の左岸、②右岸に大別される。このうち①は、榛名山南東麓の「相馬ヶ原扇状地」と、さらにその南東に接する「高崎台地」に、②は烏川中流に位置する「烏川段丘」「里見台地」、同下流沿岸の「烏川低地帯」「岩野谷丘陵」に分類できる⁽¹⁾。

一方で、歴史の変遷を見ると、高崎藩は戦国時代の終わりに箕輪城（高崎市箕郷町東明屋）を居城とした井伊直政の箕輪領12万石にはじまる。その後、譜代大名の安藤氏、松平（大河内）氏などが歴代藩主となり幕末を迎えた。

ところで高崎藩は「八公二民」⁽²⁾という高率年貢を領民に課していたとされる。そしてこのことは、明治2年（1869）に勃発した高崎藩領民による年貢減免運動「高崎五万石騒動」（以下「騒動」と略す）において顕在化した。彼らは、同年10月に高崎城下へ押し出して嘆願書を提出したのである。しかし、同藩は一部の条件を受諾したものの妥協点が見いだせず、百姓たちが隣接する岩鼻県と交渉、さらには惣代などが上京して新政府に訴えている。「騒動」は、同種のものとしては異例の1年半以上という長期間にわたって継続したが、結局、要望は聞き届けられないうちに廃藩置県となり、税務を引き継いだ高崎県、群馬県も百姓たちの不満を解消することはできなかった。苛酷な年貢制度の是正は、地租改正を待たなければならなかったのである。そのため、同藩の年貢制度の研究は、そのほとんどが「騒動」

の研究から派生している。

「騒動」後、この年貢制度について記した文献は、五十嵐伊十郎『義民の冤罪』、細野格城『五万石騒動』（以下『五万石』と略す）があげられる。これらは「騒動」を指導した人物（惣代）による回顧録（聞き取り）や、参加者の証言であった（惣代の義民顕彰が目的）⁽³⁾。

その後「騒動」の研究は『五万石』を引用するものが主であったが⁽⁴⁾、『高崎市史上巻』や田村栄太郎氏の研究、戦後の『高崎市史第二巻』などは、大石久敬『地方凡例録』を参照して同藩の年貢制度（年貢徴収法）について言及している⁽⁵⁾。こうした中で、静野あけみ氏の研究などが、田方・畑方年貢の徴収法について、具体的に明らかにした⁽⁶⁾。また『新編高崎市史通史編3』も、同藩の多様な年貢徴収法について整理をしている⁽⁷⁾。しかし例えば、百姓の負担が大きかったとされる田方年貢（七合三勺摺）、畑方年貢（米納）は「古領」（同藩領は年貢徴収法によって「古領」「新領」に区分）に適用されていた。古領は、前述の安藤氏支配までの高崎藩領を指したとされるが、その詳細は明らかにされていないようである。

そこで本稿は、安藤氏をはじめとする近世高崎藩村々における支配領主の歴史的変遷を明らかにする。これをふまえ、古領・新領の枠組みとどのように関わっていたのかを検討するものである。

1 高崎藩の歴史と構造

(1) 支配の変遷～近世前期～

天正18年（1590）8月徳川家康の関東入部にとも

表1 高崎藩歴代藩主と石高・領地

和暦（西暦）	藩主	石高と領地	出来事
天正18年～慶長5年 (1590～1600)	①井伊直政	120,000石 箕輪→高崎	井伊直政の検地、高崎へ移城
慶長5年～6年 (1600～01)	諏訪頼水(城番)		関ヶ原の戦い
慶長6～9年 (1601～1604)	(城主不在)		天狗岩用水の開削
慶長9年～元和5年 (1604～1619)	②酒井家次 ②松平(戸田)康長 ④松平信吉	50,000石	伊奈忠次による滝川の開通 酒井家次の検地
元和5年～明暦3年 (1619～1657)	⑤安藤重信 ⑥安藤重長	56,600石→66,600石 総社領1万石加増(徳川忠長預かり)	安藤重信・重長の検地、田方付 加税・畑方米納が定まるか
明暦3年～元禄8年 (1657～1695)	⑦安藤重博	66,600石→60,000石 一部を一族に分与	安藤重博の領内総検地
元禄8年～宝永7年 (1695～1710)	⑧松平(大河内)輝貞	72,000石 上野国群馬・片岡郡、武蔵国児玉・新座郡、河内 国・摂津国ほか	榛名湖水の隧道工事(未完成)
宝永7年～享保2年 (1710～1717)	⑨間部詮房	50,000石 上野国群馬・片岡・碓氷郡	年貢未納問題
享保2年～天明元年 (1717～1781)	⑩松平(大河内)輝貞 ⑪輝規 ⑫輝高	72,000石→82,000石 上野国群馬・片岡・碓氷郡、越後国蒲原郡、下総 国海上郡ほか	明和伝馬騒動 絹運上取立騒動
天明元年～明治2年 (1781～1869)	⑬松平(大河内)輝和 ⑭輝延 ⑮輝承 ⑯輝徳 ⑰輝充 ⑱輝聴 ⑲輝聲	82,000石 上野国群馬・片岡・碓氷・緑野・那波郡、武蔵国 新座郡、越後国蒲原郡、下総国海上郡	天明の浅間焼けと西上州米騒動 下仁田戦争 武州・上州世直し一揆 戊辰戦争 五万石騒動

〔御事蹟内申書〕(彦根市立図書館蔵)、「領地之目録」(安藤綾信氏蔵)、「無銘書三十三」(高崎市立図書館蔵)、『新訂寛政重修家譜』などより作成

ない、井伊直政(1561～1602)が中世城郭の箕輪城(国指定史跡)を居城とした。その後、慶長3年(1598)10月、直政は廃城となっていた和田城跡(同市高松町付近)に高崎城を築き、箕輪から居城と城下町を移した。

慶長5年(1600)直政は、近江国佐和山城へ移り彦根藩祖となる。一方、高崎藩は酒井家次、松平(戸田)康長、松平信吉など短期間で転出する藩主が続いた。しかし、元和5年(1619)に高崎藩主となった安藤重信をはじめとする安藤氏3代(76年間)が、藩政の基礎を築いたとされる(表1)。

(2) 支配の変遷～近世後期～

元禄8年(1695)安藤氏が備中国松山藩に転封し、松平(大河内)輝貞(1665～1747)が高崎に入封した。その後、一時的に間部詮房(1666～1720)が入封するが、享保2年(1717)輝貞が高崎藩主に復帰した。これ以降、松平氏は10代(151年間)にわたって明治維新まで高崎藩主の座を占めた。

(3) 本領(城附領)と飛び領

享保2年(1717)大河内輝貞の高崎藩再入封、さらに天明元年(1781)の輝和就任以降には、高崎藩総石高は82,000石(表高)となった⁽⁸⁾。その支配領域は、上野国片岡・群馬・碓氷・那波・緑野郡の高崎城附領(群馬県高崎市、玉村町の一部)85か村、武蔵国新座郡野火止領(埼玉県新座市)5か村、下総国海上郡銚子領(千葉県銚子市)17か村、越後国蒲原郡一ノ木戸領(新潟県三条市)42か村に固定化していった(新田、枝村の表記により史料によって村数が増減する場合あり)⁽⁹⁾。

(4) 城附五郷と村落

高崎藩城附領は、「五郷」という行政上の区域に分けられていた。五郷とは「上郷組」「中郷組」「下郷組」「東郷組」「西郷組」である。

五郷のおおよその位置は、上郷＝北西部、中郷＝北部、下郷＝南東部、東郷＝北東部、西郷＝西部となっている(図1)。各郷は20か村ほどで、10,000



図1 高崎藩古領新領と五郷の区分概略図

図1 高崎藩古領・新領と五郷の区分概略図

石前後の石高を有していた。

3 高崎藩の年貢徴収法

(1) 古領と新領の区分

これに加えて高崎藩の農村支配の特徴に、先に述べた五郷の行政区分のほか、前述の年貢徴収法による区分「古領」「新領」がある。両者を比較すると、古領は年貢負担が大きく設定されていた。また、先にも述べたが、安藤氏支配までの同藩領を古領、大河内氏時代以降に編入された村々を新領と呼称したとされている。

(2) 田方年貢の付加税

まず田方年貢を見ると、近世後期における城附領の総石高のうちおよそ6割を占める古領は、田方の「一々五取」(115算法取、一々五とは田方年貢付加税を計算するための早算の呼称)⁽¹⁰⁾が適用された。一方、新領の「本三五取」(35算法取)などは、比較的天領に近い年貢率であり、年貢負担は小さい傾向にあった⁽¹¹⁾。これについて大石久敬(1725~94、

高崎藩郡奉行)は次のように述べている。

上州の内、高崎城附の村々検見ノ法ハ、前々引附にて、田別検見ト唱え、一々五の法、四六の延と云て余国にはなく、七合三勺摺、五公五民の仕法の至て強き取箇なり⁽¹²⁾

つまり大石は「一々五の法」は他にはない税率で「七合三勺摺」は「至て強き」ものとしている。そして同書で実数をあげて解説している。

(前略) 仮令バ取米拾四石六斗、反別壹町三反拾歩、此当り合を見るにハ、拾四石六斗を一四六にて除バ本米拾石と成る、是へ四を乗て粃四拾石なり、此粃を壹町三反拾歩の坪数四千坪にて除バ、壹歩の粃壹升と出る、則ち当合なり、世間並の取法にてハ、壹升の当合にして壹町三反拾歩の取米ハ拾石なるを、一々五にては拾四石六斗なるゆへ、四石六斗取箇強きなり⁽¹³⁾

これによれば、「世間並」には10石の年貢が「七合三勺摺」で計算すると14石6斗で、4石6斗多く年貢を納めなければならない。そして「七合三勺

摺」の発端についても次のように説明している。

糶摺のことハ、実入の善悪により糶壹升を摺立て米四合位より、六七合位まであるものゆへ、往古より平均五合摺の勘定を以て通法とす、然るに高崎城附の村々は七合三勺摺なり、此発端ハ中古安藤対馬守領知の節までハ、往古よりの遺法にて、年貢ハ糶納めにして、壹俵五斗入と極め、又掛ヶ計りとて、升の縁に糶粒の乗るやうに計り立、其外込糶もありて、五斗入と唱ふれども、実ハ六斗入の由なり、此ときハ折々城内蔵庭口に於て之を摺立し処、農業繁多の時分は、人夫差出方も百姓難儀に付、米納に相願て摺立を試ミしに、糶壹升到付米七合三四勺に成たり、故に此時より七合三勺摺の勘定にて、米納致すべき旨を命ぜられ、百姓も得心の上、七合三勺摺に極りたる由を云伝ふ⁽¹⁴⁾

(下線筆者、以下同じ)

すなわち、本来は糶1升摺り立ての場合「平均五合摺の勘定」が「通法」だが、「高崎城附の村々」では「七合三勺摺の勘定」に至っており、その「発端」は「安藤対馬守」入封時（元和5年）までは、村々では年貢の糶一俵に「五斗入」のところを「六斗」を入れていたが、城中の蔵で摺立てをする際に、農繁期に「人夫差出」は「百姓難儀」のため、糶1升につき米7合3～4勺の割合で納めることとなり、このことは「百姓も得心の上」であったという。

(3) 畑方米納と農民の生活

畑方年貢については、安藤氏転出時の元禄8年（1695）の「群馬郡川嶋村他六か村百姓難儀につき年貢米納を永納にしたき願」に次のようにある。

御年貢鑑調申儀不勝手二御座候、依之対馬守様御代穀二而御年貢上納仕度之旨御訴訟申上ケ候処、御役人中御了簡之上穀代二被 仰付候（中略）米穀段々高直二罷成候而（中略）畑方御年貢納方仕兼慈悲二奉存候⁽¹⁵⁾

つまり、元々は「鑑」（永納）であった畑方を、（安藤）対馬守支配の際に、百姓側が「訴訟申上」で、「穀代」（米納）となったが、米穀の価格が上昇したため、その不満を述べて畑方米納の困難さを訴

えている。

さらに問題を複雑にしているのは次のような点である。

（高崎藩古領は）田畑宅地共米納であつたから、貢納が済むと丸い米は多く残らない。小米としいな斗りになるのだ。然るに高崎から一里余り先に岩鼻と云ふ處があつて、茲に小やかな旗本があつた。其の領地が高崎藩の領分と入り込あつて居る。岩鼻領の貢納取り立て方は田斗り米納であつて、畑宅地は永納即ち錢納であつた⁽¹⁶⁾

すなわち、古領では田畑・宅地の税は米納だが、近在の岩鼻（天領→新政府）では田方年貢は米納、畑・宅地は永納（錢納）であった。そのため、米の収穫が目減りした際には、古領百姓たちの不公平感は大きくなったと考えられる。このことは、高崎地域における「五万石へ嫁に行くか、裸でばらをしようか」⁽¹⁷⁾「五万石に嫁に行くか、裸で薔薇を背負うか」⁽¹⁸⁾の俚諺にもよく表れている。

以上の点をふまえて、近世後期の高崎藩領内の村々を「五郷」の区分、そして「古領」「新領」を合わせて検討すると、以下のような問題点が見えてくる。

五郷の村々は高崎城を中心にして配され（各10,000石前後）、古領・新領が混在していた。そして古領は、一般的には安藤氏支配以来の村々、新領は大河内氏時代からの編入地とされている。そのため米の不作の年は、各郷組内で古領の不公平感が噴出した。また、古領（後述するが実際には2種類に分領）、新領はさらに6種類の年貢徴収法に区分されているが、これらの多様な年貢徴収法が、どのような経過で各村に適用されたのか、これまでの研究では検討されていない。以上のことから、同藩の複雑な年貢徴収法の解明には、前述の「中古安藤対馬守領知の節までハ、往古よりの遺法」（『地方凡例録』）などという、支配領主の歴史の変遷を明らかにする必要がある。

4 高崎藩の領域変化

(1) 井伊氏箕輪領12万石の成立

天正18年（1590）8月、井伊直政が箕輪城を居城

としたのは先に述べたとおりである。同年の後北条氏滅亡を受けて、上野国は直政のほか榊原康政の館林領10万石など家康の家臣等が配置された(表2)。これら知行地合計は393,000石であり、沼田領(真田氏)を加えると420,000石となる。なお近世初期の上野国内の総石高は496,377石とされる⁽¹⁹⁾。

表2 徳川家康の関東入部時の上野国内領主配置

領主	城地	石高
井伊直政	箕輪	120,000
榊原康政	館林	100,000
平岩親吉	厩橋	33,000
松平康貞	藤岡	30,000
奥平信昌	小幡	30,000
真田信幸	沼田	27,000
本多康重	白井	20,000
牧野康成	大胡	20,000
菅沼定利	吉井	20,000
松平家乗	那波	10,000
里見義成	板鼻	10,000

群馬県史編さん委員会『群馬県史通史編4』(1990)表1より作成

そこで箕輪領を見ると、その領域を示す史料は残されていないが、おおよそ真田氏支配の利根・吾妻郡27,000石を除く上野国南部のうち、戦国期の北条氏邦の旧鉢形領が想定される⁽²⁰⁾。このうち西上野において、藤岡領30,000石、吉井領20,000石、直轄領である山中領2,300石、白井領20,000石、板鼻領10,000石を除いた地域などが箕輪領に該当する可能性がある。特に慶長7年(1602)直政が近江国佐和山城へ転封後、長子の直勝が安中藩主となっていることなどから、箕輪領は、群馬・碓氷・片岡郡にわたる広大な地域であったと考えられている⁽²¹⁾。

ところで「井伊系図」によれば、直政については「天正十八年庚寅(中略)直政於上野國領地賜十二萬石」⁽²²⁾とあるほか、文禄5年(1596)に箕輪領に検地を実施したと考えられる史料がある。

史料1 「井伊直政検地定」

定

一今度之なはうちの儀、拾貳萬貫文之都合候あらたむへきたためうたせ候、所務之儀并田畠入組之所、年来之ことくたるへき事

一当作之儀者、田畠上中下、年来之ことく作いたすへき事

一諸給人知行かた、年来之場所相かはるへからさる事(中略)

申四月十八日(印文直政)

中大類 きもいり

同下大類 百姓中⁽²³⁾

つまり12万貫を調べるために「なわうち」(縄打=検地)を実施するというものだが、これを理由に耕作をやめることも、知行を変更してはならず「年来之ことく」変える必要のない事が強調されている⁽²⁵⁾。

(2) 安藤氏三代と群馬郡の村々

井伊氏転封後、高崎藩は諏訪氏(城番)と城主不在の期間を経て、慶長9年(1604)より酒井家次⁽²⁶⁾、元和2年(1616)より松平(戸田)康長⁽²⁷⁾、同3年より松平信吉⁽²⁸⁾といった親藩・譜代大名が短期間で藩主を交代した。いずれも高崎城のある群馬郡を中心として5万石を支配領域としたようである。このうち酒井家次が検地を実施したようだが、その詳細は不明である⁽²⁹⁾。

元和5年(1619)に高崎藩主となった安藤重信は上野国群馬・片岡郡、近江国神崎高島4郡のうち56,600石を領した⁽³⁰⁾。次いで重長のとき、寛永10年(1633)徳川大納言忠長を預かるにあたり、「惣社領一萬石御加増」となり、同藩の石高は66,600石となっている⁽³¹⁾。安藤氏3代目となった重博は、一族の重弘に5,000石、同じく重常に1,600石を分与して、自身は60,000石を襲封した⁽³²⁾。重博の領地については目録が残されており、上野国群馬郡(90か村)・片岡郡(全3か村)・碓氷郡(1か村)、近江国神崎郡(5か村)・高島郡(1か村)で、その多くが群馬郡の村々で構成されていた⁽³³⁾。群馬郡については、高崎城下近郊の村々(図1)のほか、現在の渋川市西部や吉岡町、榛東村、前橋市総社地区などの地域が含まれている。すなわち、群馬郡全185か村⁽³⁴⁾のうち山間部を除いた利根川右岸(西側)の90か村が安藤氏の領地であった。そして安藤重博の代の寛文年間(1661~73)に、領内で大規模な検地が実施されたようである⁽³⁵⁾。

表3 大河内輝貞の高崎藩入封後の領地

年代	上野国村数 (村数小計)	飛び領① (村数小計)	飛び領②③ (村数小計)	石高 (村数合計)
元禄8年 (1695)	片岡郡一円 群馬郡 83 (86)	武蔵国児玉郡 1 (1)	なし	52,000 (87)
元禄12年 (1699)	片岡郡 3 碓氷郡 1 群馬郡 79 (83)	なし	なし	52,000 (83)
元禄14年 (1701)	片岡郡一円 碓氷郡 1 群馬郡 79 (83)	河内国丹北郡 3 八上郡 3 若江郡 3 讚良郡 3 河内郡 3 丹南郡 2 (17)	なし	62,000 (100)
宝永2年 (1705)	片岡郡一円 碓氷郡 1 群馬郡 78 (82)	河内国丹北郡 3 八上郡 3 若江郡 3 讚良郡 3 河内郡 3 丹南郡 2 (17)	摂津国住吉郡 1 豊島郡 1 川辺郡 1 (3)	72,000 (107)
			武蔵国新座郡 5 (5)	

〔無銘書三十三〕(高崎市立図書館蔵)より作成

(3) 間部氏入封と幕府領の増加

安藤氏転封後、元禄8年(1695)高崎藩には大河内(松平)輝貞が入封した。表3は高崎藩入封後の大河内輝貞の領地であるが、52,000石から始まり、10年間で2万石の加増を受けている。このうち50,000石余は高崎城附領を基本とし、加増分は飛び領によるものである。

ところが宝永6年(1709)徳川綱吉が没すると、将軍に徳川家宣が就任、翌年には家宣の側用人で老中格の間部詮房が高崎藩主(50,000石)となり⁽³⁶⁾、大河内輝貞は越後国村上藩へ転封となった。そしてこのときに高崎藩の領域に変動が起こる。というのも、もともと間部氏の領地は、高崎入封直前の宝永6年8月には和泉・摂津・伊豆・下総国の「都合三万石」⁽³⁷⁾であった。幕府は間部詮房にこれを改めさせることなく、上野国群馬・片岡・碓氷郡内領より20,000石を割いて50,000石としたのである。

すなわち、安藤氏や大河内氏の例に見られるように、これまで幕府は、高崎藩主となる各大名に旧封地を改めさせて高崎に入封させ、加増がある場合は上野国以外の領地で石高を調整した。しかし間部氏に関しては、上野国分を調整地としたのである。当時の幕府が、前将軍の綱吉に近い関係にあった輝貞を越後国へ遠ざけるとともに、幕閣としての詮房の石高を上げるため、江戸に近い高崎藩の領地によっ

てこれを充当したとみるべきだろう。

さらに間部氏入封時の上野国内領について見ると、片岡郡全3か村(乗附・石原・寺尾)及び、碓氷郡豊岡村を大河内氏より受領しているが、群馬郡に関しては、大河内氏時代の78か村(石高不明)から、正徳2年(1712)の時点ではあるが35か村(26,014石)に減少している⁽³⁸⁾。一方で時期は前後するが、間部氏入封時の宝永7年(1710)には、群馬郡における幕府領(代官・雨宮勘兵衛)は49か村(22,429石)に増加している⁽³⁹⁾。

間部氏入封により、高崎藩の群馬郡の領域は、同藩領に残った村々と、幕府領に移行したものにほぼ等分されたのである⁽⁴⁰⁾。同藩の石高は変わらないが、その領域に大きな変動があった時期といえよう。

(4) 大河内氏再入封と藩領域の変動

正徳6年(1716)将軍徳川家継が没すると、次に徳川吉宗が就任、翌年には越後国村上藩主となっていた大河内輝貞が、間部詮房と領地を交代して高崎に再入封する⁽⁴¹⁾。以後、大河内氏の領地は表4のようになる。これによれば、輝貞が高崎藩主に復帰した享保2年(1717)以降、藩内の村数・石高とも最も多いのが上野国分である高崎城附領であり、この配分は幕末まで変わらない。

一方で、若干の変化も見られる。例えば第12代藩主の輝高は、宝暦2年(1752)に大坂城代に任ぜら

表4 高崎藩再入封後の大河内氏の領地

年代	上野国 (村数小計)	飛び領①② (村数小計)	飛び領③④ (村数小計)	石高
享保2年 (1717)	片岡郡 3 碓氷郡 1 群馬郡 64 (68)	越後国蒲原郡 38 (38) 宝暦2年に摂津国有馬・ 豊島・川辺郡、播磨国宍 粟・加西郡に移される。	武蔵国新座郡 5 (5) 下総国海上郡 17 (17)	720,000 (128)
明和元年 (1764) ※領地替えは前年	片岡郡 4 碓氷郡 3 群馬郡 73 (80)	越後国蒲原郡 26 (26) 摂津国有馬郡 5 川辺郡 4 豊島郡 6 河内国大茨田郡 11 (26)	武蔵国新座郡 5 (5) 下総国海上郡 17 (17)	720,000 (154)
天明7年 (1787) ※安永2年、天明2 年に摂津・河内国 の領地を越後国に 集約。	片岡郡 3 碓氷郡 7 群馬郡 72 那波郡 1 緑埜郡 2 (85)	越後国蒲原郡 42 (42)	武蔵国新座郡 5 (5) 下総国海上郡 17 (17)	820,000 (149)

〔無銘書三十三〕(高崎市立図書館蔵)より作成

れるが、越後国蒲原郡のうち20,000石を摂津・河内・播磨国の6郡に振り替えられている⁽⁴²⁾。そして同8年に老中、同11年に老中再任となると、輝高は封地となっていた河内・播磨国のうち10,000石が、越後国蒲原郡の旧領に戻されている。

さらに輝高は、安永8年(1779)に群馬・碓氷・緑野郡10,000石の加増を受けている。理由としては勝手掛老中に就任したことや⁽⁴³⁾、前年に「日光御宮御霊屋の修造」に尽力したことなどがあげられる⁽⁴⁴⁾。

(5) 前橋藩領との関係

ここで考えておかなければならないのが、近隣諸藩との関係である。高崎藩の周辺を見てみると、碓氷川上中流域に位置する安中藩(20,000~30,000石)、鐙川流域の七日市(10,000石)・小幡(20,000石)・吉井藩(10,000石)などの西毛地域の諸藩、北毛の沼田藩(35,000石)がある。この中で吉井藩や沼田藩は、高崎城附領の近辺に1か村単位の飛び地を持つ程度であった。

一方で、利根川左岸を中心に支配領域を持つ前橋藩(150,000~170,000石)と高崎藩との境界線は長く、村境を接している部分も多かった。特に近世中期以降の前橋藩の領域変更は、高崎藩にも少なからず影響を与えていると考えられる。

というのも、近世全般にわたって、前橋藩の領域は上野国内外に分散傾向にあった。そして上野国内においても11の領域(東・西・藤岡・里見・玉村・善養寺・川通・中通・東通・前通)に分けられてい

た⁽⁴⁵⁾。

このうち里見領23か村(碓氷11、群馬8、緑野4)は、前橋藩では寛文4年(1664)の酒井忠清領知目録に見える⁽⁴⁶⁾。しかし、およそ80年後の延享2年(1745)の酒井忠恭の老中首座昇任にともなうと考えられる領地替えにより、同3年に里見領は同藩領を離脱し、後に高崎藩領に編入されている⁽⁴⁷⁾。

また、利根川右岸を中心とした向領(群馬郡40か村)も高崎藩との境界線上に位置していた。延享3年には境目付近の同領のうち、江田・元惣社・大友・稲荷長屋(稲荷台)が、後に高崎藩領に移っている。その時期は、寛延2年(1749)に酒井氏が姫路へ転封して松平氏が入封した後で、明和4年(1767)の川越移城、もしくは同7年の大規模な村替えにともなうものと推定される⁽⁴⁸⁾。

このように高崎・前橋藩領は、近世初期から幕末まで、石高の変動や藩主の幕府の役職就任により、その領域を変化させていったのである。

5 古領・新領の区分の検討

(1) 百姓側の史料

そもそも高崎藩における古領・新領の呼称はいつから始まったのか。百姓側の史料では「嘉永五年高崎新古御領分御取箇法控帳」⁽⁴⁹⁾のうちの表題部分に見える。幕末の比較的新しい史料である。このうち本文の中では「古領」の表記はなく「御本領」と呼称している。またその起原を「高崎御本領壹五算

法之発」として、「元ハ中古安藤対馬守様御領分節」としている。そして「御本領」を「壱壱五ノ算法村々」、新領にあたる村々を「本三五ト唱候御取箇算法村々」（新領1とする、以下同じ）などとして、いわゆる税率計算の違いからの「早算」（前掲『地方凡例録』）を呼称としている。

「三五三七ノ御取箇村々」（新領2）

「三五三七五算法」（新領3）

「三五村下大島村御取箇算法」（新領4）

「三五村下大類村御取箇算法」（新領5）

「三五三八ノ村々」（新領6）

なお本史料以外では、明治初頭の「騒動」の嘆願書に「新領」の使用があるが、該当する村々は「御本領」「一々五村」として、「古領」の呼称は使っていない。なお「一々五」とは前述したが「七合三勺摺」の簡便な計算法のことである⁽⁵⁰⁾。

(2) 領主側の史料

領主側の史料では「御代官取扱候御用向調帳」寛政6年（1794）があげられる⁽⁵¹⁾。いわゆる高崎藩の代官の勤め方覚書にあたるが、ここに「三五村検見之事」とあり「御本領」「一々五」についてもふれている。同じく寛政年間頃の成立と考えられている『郡方式』にも「検見并川欠見分取扱之事」に「一々五取法之村方」「三五取法之村方」とある。前述した『地方凡例録』においても同様で、いずれも「古領」「新領」の呼称は使っていない。しかし同書には「此発端ハ中古安藤対馬守の節」とあり、起源については、百姓と領主側双方の認識は一致していたようである。

(3) 古領・新領の区分

これまで見てきた史料によれば、いわゆる古領（御本領、一々五算法村）は安藤氏支配以来の村々ということである。そこで表5を作成すると、古領にあたる番号1～59の各五郷村々は、安藤～大河内～間部（幕府）～大河内という支配の変遷を原則としている。史料でいう「安藤対馬守様御領分」に該当するということになる。

一方で、新領の中で最も村数が多い新領1（番号60～71）は、碓氷郡豊岡3か村（番号66～68）や京目・島名・元島名の群馬郡東部の3か村（番号69～

71）を除いて、高崎藩編入前に幕領を経ているなど、新領1の原則に該当しない。

次に他の新領についても検討してみよう。新領2の緑野・碓氷・群馬郡9か村（番号72～80）は、先に検討したように明和期（1764～72）まで前橋藩領であった。また新領3群馬・那波郡3か村（番号81～83）は、寛保期（1741～44）まで前橋藩領であった。いずれも前橋藩酒井氏・松平氏の領地替えにともなう高崎藩領編入の村々と考えられる。

新領4下大島村（番号84）は、幕府～旗本領を経て高崎藩領に、新領5下大類村（番号85）は歴史の変遷が新領6に酷似している。しかし新領5と6の相違点は安藤氏の支配を経ている村（新領6）と、経ていない村（新領5）で区別されると推定できる。

ところで、先に古領が2種類に分類されていることにふれた。表8に「古2」とある村々（番号54～59）は、田方が一々五取だが、畑方は米納ではなく「永納」であった⁽⁵²⁾。これら川曲など6か村は、古領1とどのような差異があるのだろうか。

古領2は利根川右岸の台地上に位置しており、慶長7～9年（1602～04）に開削した天狗岩用水の受益地にあたる。同用水は総社藩主・秋元長朝のときに開削したもので、先の6か村は同藩領にあった。つまり古領1の村々は、近世初期に井伊～酒井～戸田～松平～安藤の支配を受けているが、古領2は井伊～秋元（総社）～安藤という歴史の変遷を経ている。古領における区分は、安藤氏以前にさかのぼる可能性が考えられるのである。

まとめ

改めて27頁の図1で確認してみよう。城附領の中心に高崎城が所在し、古領は中央の高崎台地上にまとまって分布しており、その縁辺部に新領が位置している。各村々の支配領主の歴史の変遷を見ると、近世前期に井伊～酒井～戸田～松平～安藤の支配を受けた古領1と、井伊～秋元（総社）の支配を受けた古領2との間に、年貢徴収法の差（前者は畑方米納、後者は永納）が生じた。次に高崎藩が新領1を編入した際に、畑方年貢徴収の方法（古領1は米納、他は永納）のほか、田方についても税率が異

表5 高崎藩古領・新領別支配領主の変遷

番号	郡	村名	領別	郷組別	支 配						備考
					寛文	元禄	宝永～正徳	寛保～明和	天明	天保	旧高旧領
1	群 馬	赤坂	古1	上	安藤	大河内	間部	大河内	大河内		高崎
2		筑縄	古1	上	安藤	大河内	幕府→間部	大河内	大河内	大河内	高崎
3		上小埜	古1	上	安藤	大河内	幕府	大河内	大河内	大河内	高崎
4		南新波	古1	上	安藤	大河内	幕府	大河内	大河内		高崎
5		菊地	古1	上	安藤	大河内	幕府	大河内	大河内	大河内	高崎
6		浜川	古1	上	安藤	大河内	幕府	大河内	大河内	大河内	高崎
7		北新波	古1	上	安藤	大河内	幕府	大河内	大河内	大河内	高崎
8		楽間	古1	上	安藤	大河内	幕府	大河内	大河内	大河内	高崎
9		保渡田	古1	上	安藤	大河内	幕府	大河内	大河内	大河内・安中・旗本	高崎・安中・岩鼻
10		井出	古1	上	安藤	大河内	幕府	大河内	大河内	大河内	高崎
11		大八木	古1	上	安藤	大河内	幕府	大河内	大河内	大河内	高崎
12		上小鳥	古1	上	安藤	大河内	幕府	大河内	大河内	大河内	高崎
13		下小鳥	古1	上	安藤	大河内	間部	大河内	大河内	大河内	高崎
14		飯塚	古1	上/中	安藤	大河内	間部	大河内	大河内	大河内	高崎
15		貝沢	古1	中	安藤	大河内	間部	大河内	大河内	大河内	高崎
16		井野	古1	中	安藤	大河内	間部	大河内	大河内	大河内	高崎
17		浜尻	古1	中	安藤	大河内	間部	大河内	大河内	大河内	高崎
18		中尾	古1	中	安藤	大河内	幕府	大河内	大河内	大河内	高崎
19		正観寺	古1	中	安藤	大河内	幕府	大河内	大河内	大河内	高崎
20		小八木	古1	中	安藤	大河内	幕府	大河内	大河内	大河内	高崎
21		菅谷	古1	中	安藤	大河内	幕府	大河内	大河内	大河内	高崎
22		新保田中	古1	中	安藤	大河内	間部	大河内	大河内	大河内	高崎
23		新保	古1	中	安藤	大河内	間部	大河内	大河内	大河内	高崎
24		岩押	古1	下	安藤	大河内	間部	大河内	大河内	大河内	高崎
25		高関	古1	下	安藤	大河内	間部	大河内	大河内	大河内	高崎
26		上中居	古1	下	安藤	大河内	間部	大河内	大河内	大河内	高崎
27		下中居	古1	下	安藤	大河内	幕府	大河内	大河内	大河内	高崎
28		下之城	古1	下	安藤	大河内	幕府	大河内	大河内	大河内	高崎
29		東中里	古1	下			幕府	大河内	大河内	大河内	高崎
30		柴崎	古1	下	安藤	大河内	幕府	幕府	大河内	大河内	高崎
31		倉賀野	古1	下	安藤	大河内	幕府→間部	大河内	大河内	大河内	高崎
32		下佐野	古1	下	安藤	大河内	間部	大河内	大河内	大河内	高崎
33		上佐野	古1	下	安藤	大河内	間部	大河内	大河内	大河内	高崎
34		佐野窪	古1	下		大河内	幕府	大河内	大河内		高崎
35		和田多中	古1	下	安藤	大河内	間部	大河内	大河内	大河内	高崎
36		新後関	古1	下	安藤	大河内	間部	大河内	大河内		高崎
37		下和田	古1	下	安藤	大河内	間部	大河内	大河内	大河内	高崎
38		栗崎	古1	下	安藤	大河内	幕府	大河内	大河内	大河内	高崎
39		我峯	古1	西	安藤	大河内	幕府	大河内	大河内	大河内	高崎
40		西新波	古1	西	安藤	大河内	幕府	大河内	大河内	大河内	高崎
41		下小埜	古1	西	安藤	(大河内)	間部	大河内	大河内	大河内	高崎
42		上並榎	古1	西	安藤	大河内	間部	大河内	大河内	大河内	高崎
43		下並榎	古1	西	安藤	大河内	間部	大河内	大河内	大河内	高崎
44		江木	古1	東	安藤	大河内	間部	大河内	大河内	大河内	高崎
45		上大類	古1	東	安藤	大河内	間部	大河内	大河内	大河内	高崎
46		宿大類	古1	東	安藤	大河内	間部	大河内	大河内	大河内	高崎
47		矢島	古1	東	安藤	大河内	間部	大河内	大河内	大河内	高崎
48		西島	古1	東	安藤	大河内	間部	大河内	大河内	大河内	高崎
49		大沢	古1	東	安藤	大河内	幕府	大河内	大河内	大河内	高崎
50		南大類	古1	東	安藤	大河内	間部	大河内	大河内	大河内	高崎

51	片岡	石原古1	西	安藤	大河内	間部	大河内	大河内	大河内	高崎
52		寺尾古1	西	安藤	大河内	間部	大河内	大河内	大河内	高崎
53		乗附古1	西	安藤	大河内	間部	大河内	大河内	大河内	高崎
54	群馬	前箱田古2	中			幕府	大河内	大河内	大河内	高崎
55		川曲古2	東	安藤	大河内	幕府	大河内	大河内	大河内	高崎
56		稲荷新田古2	東	安藤	大河内	幕府	前橋→大河内	大河内	大河内	高崎
57		上新田古2	東	安藤	大河内	幕府	大河内	大河内	大河内	高崎
58		下新田古2	東	安藤	大河内	幕府	大河内	大河内	大河内	高崎
59		萩原古2	東	安藤	大河内	幕府	大河内	大河内	旗本相給	高崎・岩鼻
60		下芝新1	上	旗本	大河内	幕府	大河内	大河内	大河内	高崎
61		上芝新1	上	旗本	大河内	幕府	大河内	大河内	大河内	高崎
62		三ツ寺新1	上	安藤	幕府		大河内	大河内	大河内	高崎
63		中泉新1	上	安藤	幕府	幕府	大河内	大河内	大河内	高崎
64		棟高新1	中	安藤	幕府		前橋	大河内	大河内	高崎
65		後家新1	中			前橋		大河内	大河内	高崎
66	碓氷	下豊岡新1	西	幕府(豊岡)	大河内	間部	大河内	大河内	大河内	高崎
67		中豊岡新1	西		大河内	間部	大河内	大河内	大河内	高崎
68		上豊岡新1	西		大河内	間部	大河内	大河内	大河内	高崎
69	群馬	京目新1	東	前橋・旗本四給	大河内	間部	大河内	大河内	大河内	高崎
70		島野新1	東	前橋・旗本三給	大河内	間部	大河内	大河内	大河内	高崎
71		元島名新1	東		大河内	間部	大河内	大河内	大河内	高崎
72	緑野	山名新2	下	幕府・前橋・旗本	前橋	前橋	前橋	大河内	大河内	岩鼻・高崎
73		根小屋新2	下	幕府・旗本	前橋	前橋	前橋	大河内	大河内	高崎
74		上大島新2	西	前橋	前橋	前橋	前橋	大河内	大河内	高崎
75	碓氷	上里見新2	西	前橋	前橋	前橋	前橋	大河内	大河内	高崎
76		中里見新2	西	前橋・旗本	幕府・前橋・旗本三給	前橋	前橋	大河内	大河内	高崎
77		下里見新2	西	前橋	前橋	前橋	前橋	大河内	大河内	高崎
78		町屋新2	西	幕府・前橋	前橋	前橋	前橋	大河内	大河内	高崎
79		西横手新2	東			幕府	大河内	大河内	大河内	高崎
80	群馬	上滝新2	東	前橋	大河内	幕府	大河内	大河内	旗本	高崎
81		滝新田新3	東	前橋	前橋	前橋	前橋→大河内	大河内		高崎
82		宇貫新3	下	前橋	前橋	前橋	前橋→大河内	大河内	大河内	高崎
83	那波	角淵新3	下	幕府	前橋	前橋	前橋→大河内	大河内	大河内	高崎
84	碓氷	下大島新4	西	幕府	旗本		大河内	大河内		高崎
85	群馬	下大類新5	東	前橋	大河内	幕府	前橋→大河内	大河内	大河内	高崎
86		稲荷台新6	中	安藤・安藤分家	大河内	幕府	前橋	大河内	大河内	高崎
87		大友新6	中	安藤	大河内	幕府	前橋	大河内	大河内	高崎
88		元惣社新6	中	安藤・安藤分家	大河内	間部	前橋	大河内	大河内	高崎
89		江田新6	中	安藤	大河内	間部	前橋	大河内	大河内	高崎

古領・新領の別は、①嘉永5年高崎新古領分取箇法控帳（梅山太作家文書）、支配については②寛文8年上野国郷帳（国立公文書館内閣文庫）、③元禄年間上野国一国高辻（渋川市立図書館）、④上野国村高記（渋川市立図書館）、⑤上野国群馬郡御料所四拾九ヶ村石高帳（相川勝家文書）、⑥御領分村数并高崎より之道法其外御城附御道具書付（無銘書三十三高崎市立図書館）、⑦天明7年松平輝和支配村落書上（無銘書三十三高崎市立図書館）、⑧上野国御改革組合限地頭姓名并村名郡附帳（宮内庁書陵部）、⑨旧高旧領取調帳（明治大学）より作成した。なお枝村・新田等は本村に統合した。飯塚は「上飯塚」「下飯塚」がそれぞれ上郷・下郷組に所属している。支配の名称は、高崎藩主のみ姓氏名とした。

出典：①高崎市史編さん委員会『新編高崎市史料編7』文書番号178、高崎市（1999）、②⑧⑨丑木幸男編『上野国郷帳集成』群馬県文化事業振興会（1992）、③④群馬県史編さん委員会編『群馬県史資料編9・10・11』群馬県（1977、1978、1986）、⑥高崎市史編さん委員会『新編高崎市史通史編3』137頁、高崎市（2004）、⑥高崎市歴史民俗調査員会編『高崎史料集大河内家文書（無銘書2）』高崎市教育委員会（1987）

なっていた。さらに新領1～5は、田方の税率がそれぞれ異なっていたが、これを統一することなく、順次、高崎藩に編入されたと推定できる。田方畑方の年貢徴収方法及び田方税率を統一せずに幕末に至った高崎藩において、負担が大きくなった古領1を中心に不満が爆発し、「騒動」が勃発したと考えられるのではないだろうか。

【謝辞】 本稿は令和5年12月15日たかさき生涯学習まちづくり出前講座「地理的条件と年貢—上野国高崎藩を中心にして—」（於高崎市中央公民館）の発表を契機としている。主催者の高崎五万石騒動を語り継ぐ会には大変お世話になりました。末尾ながら御礼を申し上げます。

註

- (1) 高崎市史編さん委員会『新編高崎市史通史編1』高崎市(2003)、榛名町誌編さん委員会『榛名町誌自然編』高崎市(2007)
- (2) 田村栄太郎『近代日本農民の運動史論』3頁ほか、月曜書房(1948)
- (3) 五十嵐伊十郎『義民の冤罪』成立舎(1908)、同『丸茂元次郎翁傳』(1928)、なかでも細野格城『五万石騒動』高崎新聞雑誌株式会社(1911)は、後世の「騒動」研究に大きな影響を与えた。
- (4) 先行研究については拙稿「維新时期農民運動指導者と村落共同体—高崎五万石騒動を事例として」『群馬歴史民俗』第44号(2023)、拙稿「年貢制度と地理的条件—上野国高崎藩を中心に」『第73回2023年度地方史研究協議会大会要旨・レジュメ集』(2023)を参照いただきたい。
- (5) 高崎市『高崎市史上巻』304～307頁(1927)、田村栄太郎「高崎藩八公二民の地租」『歴史学研究128号』31～36頁(1947)、同「上野高崎領農民強訴」『近代日本農民運動史論』、高崎市史編さん委員会『高崎市史第二巻』763～779頁、高崎市(1970)、なお群馬郡教育會編『群馬縣群馬郡誌』1389～1403頁(1925)においてはあいまいな表現となっている。
- (6) 高崎女子高校歴史研究部「五万石騒動—民衆的基盤の発掘」(1975)、静野あけみ「高崎藩の年貢徴収法について」『群馬文化』199号所収(1984)、落合延孝「五万石騒動の意味するもの」『群馬評論第40号』所収、群馬評論社(1989)
- (7) 高崎市史編さん委員会「高崎藩領と市域の村々」『新編高崎市史通史編3』133～146頁、高崎市(2004)
- (8) 輝和は従四位下右京大夫、奏者番、寺社奉行、大坂城代を勤めるなど、高崎藩主は代々幕閣を務めた。
- (9) 「天明7年松平輝和支配村落書上」「大河内家文書無銘書三十三」高崎市立図書館蔵(高崎市史編さん委員

- 会『新編高崎市史資料編5』文書番号16、高崎市2002)
- (10) 大石久敬『地方凡例録』一々五検見之事、176頁(以下、大石慎三郎校訂『地方凡例録上・下巻』近藤出版社第7刷(1983)参照)
- (11) 前掲静野論文
- (12) 大石久敬『地方凡例録』一々五検見之事、175頁
- (13) 前注書176頁
- (14) 前注書176～177頁
- (15) 梅山大作家文書(高崎市史編さん委員会『新編高崎市史資料編7』文書番号175、高崎市1999)
- (16) 前掲五十嵐『義民の冤罪』3～4頁、句読点は筆者による。
- (17) 高崎市『高崎市史民俗資料調査報告書第二集上小埜町の民俗』39頁(1995)
- (18) 高崎市『高崎市史民俗資料調査報告書第三集南大類町の民俗』35頁(1997)
- (19) 群馬県史編さん委員会『群馬県史通史編4』27～28頁、群馬県(1990)
- (20) 滝川一益が退去した天正10年以降、後北条氏が碓氷郡の安中氏や群馬郡の和田氏を従属させている。黒田基樹『増補改訂戦国大名と外様国衆』戎光出版(2015)。なお上尻高村(吾妻郡高山村尻高)は箕輪領であったという(中之条町誌編纂委員会『中之条町誌第1巻』293頁(1976)藤井茂樹氏ご教示)。
- (21) 近藤義雄「箕輪城の歴史」『史跡箕輪城跡保存管理計画書』所収、群馬県群馬郡箕輪町教育委員会(1990)、加えて、後に吾妻郡に対する空ヶ橋関所、信濃国に対する碓氷関所の防備を、幕府のほか高崎・安中藩が担当することもその傍証となろう。
- (22) 「井伊系圖」『続群書類従巻第百六十二』343頁、続群書類従完成会(1903)
- (23) 高井和重家文書(前掲『新編高崎市史資料編7』文書番号79)
- (24) 小宮山敏和『譜代大名の創出と幕藩体制』130頁、吉川弘文館(2015)
- (25) これに加えて「慶長元年上八木田畠切開帳」(武井治部祐家文書)前掲『新編高崎市史資料編7』文書番号80があり、前掲『新編高崎市史通史編3』18頁によれば、直政は慶長年間に検地を実施したが、後北条氏時代の貫高をそのまま石高に換算したと推定している。
- (26) 「(慶長)九年十二月二十日(下総国)碓氷をあらためて、上野国高崎城にうつされ二萬石を加へらる」『新訂寛政重修諸家譜』第2、48頁
- (27) 「(天正)十八年(中略)武蔵国幡羅郡深谷領の内にをいて一萬石の地を賜ひ(中略)(慶長)六年十一月領地をあらため一萬石を加恩ありて上野国にうつされ、白井城に住す(火災により下総古河へ)十七年七月一萬石をくはへられ常陸国笠間につさる。(十九年安房国館山、中略)(天和二年)封を上野国高崎へうつされ、二萬石をそへらる。』『新訂寛政重修諸家譜』第14、320頁
- (28) 「(元和三年)土浦を改め、上野国群馬郡高崎城を賜はり、一萬石を加へられ、すべて五萬石を領す」『新訂寛政重修諸家譜』第1、44頁
- (29) 「高崎古代並び諸雑記」(大谷拓雄家文書)前掲『新編高崎市史資料編7』文書番号1

- (30) 『新訂寛政重修諸家譜』第17、176頁
- (31) 前注に同じ
- (32) 前注に同じ
- (33) 「安藤重博領地目録」寛文4年（安藤綾信家文書）前掲『新編高崎市史資料編5』文書番号13
- (34) 『上野国寛文郷帳』（寛文4年）による。
- (35) 前掲『新編高崎市史通史編3』156～158頁
- (36) 「〔宝永〕七年五月二十三日上野国群馬、片岡、碓氷三郡のうちにおひて二萬石を加へられ高崎城をたまひ、すべて五萬石を領す」『新訂寛政重修諸家譜』第22、64頁
- (37) 「四号 徳川家宣領知朱印状写」「一二号 間部詮房領知目録写」「文献掇遺」所収（竹内信夫「間部詮房の所領について―間部氏関係新出史料の紹介をかねて」『地方史研究254』1995）
- (38) 「一三号 間部詮房領知目録写」出典は前注に同じ。
- (39) 「上野国群馬郡御領所四拾九ヶ村石高帳」（相川勝家文書）前掲『新編高崎市史通史編3』137頁
- (40) 前注書138頁
- (41) 「〔享保二年〕二月十一日村上を転じて旧領越後国蒲原、下総国海上、上野国片岡、群馬、碓氷五郡のうちに復し高崎城をたまふ」『新訂寛政重修諸家譜』第5、5頁
- (42) 「〔宝暦〕二年四月七日大坂の城代となり、従四位下に昇り右京の大夫にあらたむ。十六日越後国蒲原郡のうち二萬石余の地を摂津国有馬、豊島、川辺、河内国茨田、播磨国宍粟、加西六郡のうちにうつされ」『新訂寛政重修諸家譜』第5、9頁
- (43) 前掲『新編高崎市史通史編3』66頁
- (44) 「〔安永八年〕十一月二十日さきにうけたまはる日光御宮御霊屋等の修造落成せるにより（中略）十二月十五日多年の劇務を賞せられて上野国群馬、碓氷、緑埜の三郡のうちにをいて一萬石を加へられ、すべて八萬二千石を領す」『新訂寛政重修諸家譜』第5、8頁
- (45) 前橋市史編さん委員会『前橋市史第二巻』341頁、前橋市（1973）
- (46) 「姫路酒井家史料」前注書294～299頁
- (47) 「〔延享三年九月〕二十五日上野国群馬、那波、勢田（ママ）、緑野、碓氷五郡二萬九千石余の地を転じて」『新訂寛政重修諸家譜』第2、11頁
- (48) 前掲『新編高崎市史通史編3』621～629頁、なお『松平藩日記』文化7年3月8日条には向領34か村に江田・元惣社・大友・稲荷台村は含まれていないので、この時点で、既に高崎藩に編入されていたとみられる。
- (49) 梅山大作家文書（前掲『新編高崎市史資料編7』文書番号178）
- (50) 「取箇の附方ハ、粃石数を一々五にて除けバ、延米加わりたる納米の俵数直に出る、早算なり」（『地方凡例録』176頁）
- (51) 櫻井一雄家旧蔵文書（前掲『新編高崎市史資料編5』文書番号33）
- (52) 注49に同じ

伊勢崎藩酒井家の参勤交代

竹内 励

はじめに

- (1) 回数
- (2) 就封・参府した月
- (3) 道中所要日数・経路
- (4) 手続き

まとめ

はじめに

○譜代大名の参勤交代制度化

譜代大名の参勤交代の制度化について触れておこう。江戸時代における参勤交代制は寛永12年(1635)6月に幕府が公布した武家諸法度に大名(譜代大名を除く)に対して交代で毎年4月に江戸に参勤することを規定したことが知られる。同19年(1642)5月には後に主に帝鑑問詰となる譜代大名を2組に分け、交互に交代で6月に参勤が命じられ、同年9月には後に主に雁問詰となる大名の内、関東八州外に居所のある大名は2組に分けられ、隔年交代で8月に参勤させ、関東八州内に居所のある大名も2組に分けられ、半年交代で参勤が命じられたことから同年に譜代大名の参勤交代が制度化したとされる。半年交代となった大名は、2月に暇が出され、8月に参勤するグループと、8月に暇が出され、12月に参勤するグループに分かれ、この二集団が交代で参勤交代をしていたと考えられている⁽¹⁾。

○先行研究の整理

参勤交代の主な研究は制度形成過程を検討した丸山雍成、波田野富信の研究や、山本博文による政治社会史的な研究など数多くの研究蓄積がある⁽²⁾。個別藩の参勤交代の実態を解明する研究は主に徳川御

三家、一門や大身の外様大名を事例とした研究を中心に進展している⁽³⁾。譜代大名では関東外では越後村上藩、越前鯖江藩、美濃大垣藩などの研究があるが⁽⁴⁾、関東内では半年交代の譜代藩を検討した泉正人の研究を除いてほとんど蓄積されていない⁽⁵⁾。そこで本稿では関東の半年交代の譜代藩である伊勢崎藩酒井家の参勤交代の実態を検討した。伊勢崎藩に関する研究は『群馬県史』『伊勢崎市史』があり⁽⁶⁾、同藩の参勤交代の研究は『伊勢崎市史』が同藩の参勤形態が半年交代であることや就封時の藩主動向などを概説している。また、拙稿では安永6年(1777)の同藩主の就封の道中に関する史料の紹介、文久2年(1862)の参勤交代の旅程について若干触れている⁽⁷⁾。しかし、同藩の参勤交代の研究は一部の年代を除いて明らかではない状況である。本稿では同藩の参勤交代の回数、所要日数・経路、手続きを分析し、同藩の参勤交代の特徴を明らかにすることを目的とした。

伊勢崎藩酒井家の参勤形態は半年交代であった。半年交代の大名について、『武鑑』では2月に暇のグループのことを、「半年代春御暇」「毎年二月御暇、毎年八月参府」、8月に暇のグループのことを「半年代秋御暇」「毎年八月御暇、毎年十二月参府」と表記している⁽⁸⁾。本稿では、半年交代の2月暇のことを春暇(2月)、8月暇のことを秋暇(8月)と表記する。

○伊勢崎藩酒井家の概要

伊勢崎を居所とした大名の変遷に触れておこう。天正18年(1590)の徳川家康関東入部以降、初めて伊勢崎を居所とした大名は稲垣長茂である。長茂は

慶長6年（1601）に関ヶ原合戦の論功行賞によって上野国佐位郡内に7000石加増を受け、計1万石となり、第一次伊勢崎藩が成立し、元和2年（1616）に2代目稲垣長綱が大坂夏の陣に論功行賞により1万石の加増を受け、越後国刈羽郡藤井へ転封するまで16年間存続した。同年、伊勢崎は酒井忠世の所領となり、翌元和3年（1617）に忠世が前橋藩を相続したことで、前橋藩領となった。寛永14年（1637）に前橋藩主酒井忠行の死去に伴い、遺領は長男酒井忠清に10万石、次男酒井忠能に2万2500石が相続され、忠能が伊勢崎を居所としたことで第二次伊勢崎藩が成立した。その後、忠能が寛文2年（1662）に信濃小諸へ転封となるまで25年間存続した。同年に伊勢崎は前橋藩の預地となり、寛文3年（1663）から再び前橋藩領となった。天和元年（1681）に前橋藩主酒井忠清が致仕し、遺領は長男酒井忠明（忠挙）13万石、三男酒井忠寛2万石が分知され、伊勢崎を居所としたことで第三次伊勢崎藩が成立した。その後、同藩酒井家は転封もなく、廃藩となる明治4年（1871）まで191年間存続した。本稿では第三次伊勢崎藩酒井家の参勤交代を研究対象とした。同藩の支配領域は上野国内のみで同国佐位郡・那波郡の内の49村（佐位郡19村、那波郡30村）であった。同藩には居城は無く、佐位郡伊勢崎町に陣屋を構えた。また、江戸の上屋敷は愛宕下広小路にあり、享保19年（1734）から明治4年まで上屋敷として機能した⁹⁾。

(1) 回数

表1（後掲）は天和元年（1681）から文久2年（1862）までの182年間の御暇・参勤御礼日と江戸・伊勢崎の発着日をまとめた表である。同藩主の伊勢崎就封の回数は64回を確認できる。

○参勤交代が欠けた年

参勤交代が欠けた年は、大坂加番・定番役、藩主の年齢が幼少または病気であったことが理由として指摘できる。

○大坂加番・定番役

大坂定番は1～2万石程度の大名2名が選出され、大坂城内の京橋口・玉造口周辺の門・曲輪などの警衛にあたり、定まった任期はなかった。大坂加

番は1～3万石程度の大名4名が毎年選出され、同城内の山里・中小屋・青屋口・雁木坂周辺の門・曲輪などの警衛にあたり、1年交代で新・旧番の大名が毎年8月3～6日頃に入れ替わり在番した¹⁰⁾。

表1によると、同藩では大坂加番15回、大坂定番1回を確認できる。歴代藩主の中で加番・定番ともに2代忠告の代（加番9回、定番1回）が最多であった。

大坂加番役就任に伴う参勤交代への影響は藩主が江戸を離れ、大坂に滞在することにより、定例の時期に在所への暇が出されなくなることである。表2のように、大坂加番は当年の2月に新番の大名に命じられ、7月朔日頃に大坂への暇が出された後、7月下旬には江戸を発駕し、8月初旬に旧番の大名と交代し1年間大坂に在番した。翌年の8月初旬にその年の新番と交代し、8月下旬に江戸に帰り、9月朔日に登城し、将軍に対して「大坂加番帰御礼」をした。そのため、秋暇（8月）は加番を命じられた年の8月、春暇（2月）は翌年2月に藩主が在坂しており、暇は出されなかったのである。表1をみると、藩主が春暇（2月）の時に大坂加番を命じられた場合、大坂加番の急代わりを命じられた享保18年（1733）以外は当年の2月に暇が出されることはなかった。また、秋暇（8月）の時は翌年8月に大坂から江戸に帰った後に、暇がだされることもほとんどない。藩主が大坂加番に命じられた年と翌年の2年間は暇が出されることはほとんどなかったといえる。2代藩主忠告の藩主就任期間が長い割に暇・参勤が少ないのは、史料が断片的で少ないこともあるが、大坂定番・加番に任じられた年が多いこともその理由だろう。

表2 大坂加番役の任命・交代・帰府の流れ

当 年	2 月	大坂加番仰付
	7 月	大坂加番御暇御礼
	8 月	大坂加番交代
翌 年	8 月	大坂加番交代
	9 月	大坂加番帰御礼

○病気

御暇御礼日の後、在府した年は幕府に「滞府願」を提出した事例が複数みられる。「滞府願」を出した日付について表1の備考欄に記載した。例えば、「酒井侯初三代御官位御勤御屋敷等書留」（以下、「初三代書留」⁽¹¹⁾）によると2代忠告は宝暦10年（1760）8月15日に暇を出されていたが、10月12日に月番老中に「滞府願」を出し、10月13日に「願之通」に命じられている。「滞府」の理由は記録されていないので分からないが、忠告は宝暦8年（1758）6月10日には病気のため奏者番の退役を許されており、宝暦12年（1762）3月27日に「忠告公御病氣二付、御下屋敷江御越御歩行御願之儀御願之通被仰出候」とあり、病気を理由としていると推測できる。その他の「滞府願」が出された年もやはり藩主の病気を理由としたものが多いのではないだろうか。

初代忠寛（下野守）は元禄15年（1702）8月11日に暇が出され、同年12月15日に参勤御礼をしたが、「重朗日記抜粋」⁽¹²⁾によると、同年12月9日条には「野州御参勤ノ時節タルニヨツテ老中へ御出アリ、当年ハ御所勞ニ因テ老中へ御断ヲ達セラレ御采地へ赴セタマハス、兼テハ去ル三日ニ老中へ御出アルヘキ処ニ御不快ニヨツテ御延引アリト云云」とあり、同年、忠寛（野州）は所勞のため「采地」（伊勢崎）に行くことなく在府していたことが分かる。

また、4代藩主忠哲は長期に渡って病気を理由として在府していたと推定される。忠哲は寛政3年（1791）8月から翌同4年（1792）8月まで大坂加番役を勤めたが、「柳營日次記」⁽¹³⁾の同年9月15日条に「大坂加番歸之御礼病氣二付以使者献上之、於檜之間謁水野壺岐守」とあり、忠哲は病気のため「大坂加番歸御礼」の献上物は使者が務めていたことが分かる。その後、忠哲の病気は長引いていたようで、「下田庄兵衛次敬手控乾」⁽¹⁴⁾によると、同5年（1793）に忠哲は江戸城竹橋門の門番役を勤めていたが、「(六月)十三日、一、御長病ニ而御番所中御忌中之節、御届書之内江出火之節家来斗差出可申候歟、奉伺与申、別紙御届ハ無之御先格米津様衆ニ有之、」とあり、「長病」のため「出火」した際は門番には家来だけを差し出すのでも良いか老中に問い

合わせている。また、同年の「(九月)廿四日、一、明廿五日一ツ橋御門外明地御成ニ付、竹橋御門江御詰可被成候処、御病氣ニ付御詰候御断之事、」とあり、將軍の御成の際の門番への勤番も病気で断っていること分かる。寛政4年から忠哲の隠居前年の文化元年（1804）までの期間に「柳營日次記」に忠哲の御暇御礼・参勤御礼の記事は見えないのは忠哲が「長病」であったことが影響しているのだろう。

○幼少

藩主が幼少である場合は在所への暇が出されない。例えば、表1のように6代目藩主忠良は5代目藩主忠寧の死去に伴い、文化14年（1817）10月16日に家督を相続したが当時年齢は10歳であった。忠良が將軍から初めて暇を賜ったのは文政7年（1824）の時で年齢は17歳であった。また、表1のように歴代藩主が初めて暇を賜った年齢は忠寛19歳、忠告17歳、忠温26歳、忠哲20歳、忠寧17歳、忠良17歳、忠恒21歳、忠強20歳であり、家督相続後に一定年齢に達することで將軍から暇を賜ることができたのだと考えられる。

(2) 就封・参府した月

○貞享元年から文久二年まで

表1をみると、伊勢崎藩の暇の時期は秋暇（8月）がほとんどであり、2代藩主忠告の代のみ上米制によって参勤交代の時期に変更のあった享保7年（1722）から享保16年（1731）までの期間を除く、宝永2年（1705）から宝暦3年（1753）まで春暇（2月暇）であったことが分かる。「初三代書留」⁽¹⁵⁾によると、同3年12月22日に「秋御暇之儀、御願之通被仰出候」とあり、理由は不明だが忠告は同年に春暇から秋暇への変更を幕府に願い出て、認められている。領主側からの願によって暇の時期を変更できる点は興味深い。

表1によると、秋暇（8月）であった時期の同藩の参勤交代は、8月15日頃に御暇御礼を済ませ、江戸を9月中旬頃に発駕し、11月下旬頃に参府し、12月15日頃に参勤御礼というパターンが多いことが分かる。また、春暇の事例は少ないが、2月中に登城

し御暇御礼を済ませ、江戸を3～5月に発駕し、7月中に参府し、8月中に参勤御礼というパターンをとっていたと推測できる。

「早参府願」を出し、参府を早めている例もある。「初三代書留」によると、3代藩主忠温が明和5年(1768)、同7年(1770)に早参府をした例がある。同5年の「早参府願」は10月25日に老中に出され、参府したのは11月9日であった。通常の参府は11月中旬以降なので約10～20日早い程度である。

○享保七年から享保十六年まで

上米制によって参勤交代の時期に変更のあった享保7年から同16年までの時期に注目する。上米の制は大名に1万石につき100石の米を幕府に上納することで、隔年交代で参勤交代した大名は在江戸半年、在国一年半の期間で、3月、9月に交代となり、江戸在府期間が短縮されたことで知られるが、半年交代の大名は在江戸半年、在国一年の期間で交代することになった⁽¹⁶⁾。表1から当該期における伊勢崎藩主の動向をみると、伊勢崎就封の記録は分からないが、御暇・参勤御礼日に注目すると、同7年2月15日に御暇御礼の後、約1年後の翌同8年(1723)2月9日に参勤御礼、半年後の同年8月9日に再び御暇御礼をしており、在府半年・在国一年の基準通りに暇が出されていることが分かる。また、御暇・参勤御礼日は2月と8月となっており、在府半年・在国一年半(3月・9月御暇・参勤)となった大名と異なっていた。「相馬藩世紀」⁽¹⁷⁾の同7年7月3日条には上米制の申渡の内容と諸大名の参勤割合が記録されている。これによると「半年交代 半年務・一年休 卯二月参勤・同八月御暇」とあり、伊勢崎藩酒井家だけでなく、他の半年交代の大名も暇・参勤の時期が2月と8月で共通していたことが分かる。

○文久二年以降

文久2年(1862)閏8月22日には文久の改革によって参勤交代制が緩和され、諸大名を在府時期毎に4つの集団に分け、3年に1度約100日間江戸に在府する形式に改められた。この時、藩主忠強の在府時期は、「来亥年」(文久3年(1863))「冬中在府」となった⁽¹⁸⁾。忠強は同年9月15日に江戸を発駕

し、同月17日に伊勢崎に入部した⁽¹⁹⁾。次の参勤は文久3年冬の予定であったが、同年に第二次東禅寺事件及び生麦事件の賠償交渉のためイギリス軍艦が神奈川沖に来航したことから、幕府はイギリスとの万一の開戦に備え、防備のため忠強に急出府を命じた。忠強は同年3月16日に伊勢崎を発駕し、江戸に向かった⁽²⁰⁾。翌元治元年(1864)には水戸天狗党の拳兵への対応のため幕府から世良田東照宮の警衛を命じられたため、同年6月19日に伊勢崎に入部した⁽²¹⁾。同年9月朔日には幕府は突如参勤交代制を文久2年以前に戻すことを諸大名に命じ、同年10月25日には溜詰以下の譜代大名に改めて参府が促されたため⁽²²⁾、翌慶応元年(1865)3月に藩主忠強は江戸に参府し、慶応3年(1867)10月の將軍慶喜の大政奉還まで在府し続けていたとみられる⁽²³⁾。

(3) 道中所要日数・経路

○道中所要日数

伊勢崎藩主の参府・就封の道中の所要日数について表1から判明する日数を集計してみると、最多が3日(約81%)、次に2日(約16%)である。最長は元禄8年(1695)の30日である。同年は初代忠寛が湯治のため熱海に9月9日から10月1日まで滞在した後、伊勢崎へ向かったため大幅に所要日数が増えたとみられる。

○経路・休泊地

伊勢崎藩の参勤交代の経路は江戸から中山道を通り、熊谷宿(現埼玉県熊谷市)と深谷宿(現同県深谷市)の途中で脇道の中瀬通(江戸道)に入り、武蔵国中瀬村(現同県深谷市)で利根川を渡河し、上野国境町(現群馬県伊勢崎市)を経由し、伊勢崎陣屋へ至ったと考えられている⁽²⁴⁾。次に、同藩の参勤交代の経路上の休泊地をみていきたい。

○天保十二年の江戸参府

表3は天保12年(1841)に7代藩主忠恒が江戸への参府した際に作成された「御道中御休泊御立場附」⁽²⁵⁾を基に作成した。表3は左側から日付、里数、地名、休泊・野立、場所、備考と項目を立てた。里数は同史料中の別頁に依った。場所は休泊・野立した所を示し、備考で正確な地名を補記した。

表3 天保12年参府の休泊地

日付	里数	地名	休泊・野立	場所	備考
11月16日	7里	伊勢崎			
		境町	御小休	御本陣	
		中瀬	御小休	川田源左衛門	中瀬村、川田は名主
		塩屋村	御野立		
		籠原	小昼	信楽半次	新堀村
11月17日	4里8丁	熊谷	御泊	御本陣	熊谷宿
		久下村	御小休	中嶋屋藤四郎	
		吹上	御小休	福屋儀兵衛	吹上村
		三田村	宮御野立		
	1里30丁	鴻巣	御小休	三屋善次郎	鴻巣宿
	30丁	桶川	小昼	御本陣	桶川宿
	2里8丁	上尾	御小休	升屋伊八	上尾宿
		天神橋	御小休	嶋屋金次	加茂宮村
	1里10丁	大宮	御小休	銭屋忠兵衛	大宮宿
	1里半	浦和	御小休	松屋小兵衛	浦和宿
11月18日	2里8丁	蕨	御泊	御本陣	
		戸田川	御小休	榎屋藤四郎	下戸田村
		板橋	小昼	御本陣	
	2里	巢鴨	御小休	御中屋敷	
		日本橋			江戸

出典：群馬県立文書館蔵飯島栄一郎文書（県史収集複製資料）文書番号5/22、「御用留」より作成。

表4 文久2年の就封の休泊地

日付	里数	地名	休泊・野立	場所	備考
9月15日	1里	愛宕下		上屋敷	
	1里	本郷追分	御休	妙清寺	
	1里	板橋	御休	板橋市左衛門	御出入町人当所迄御送り
	24町	戸田村	御休	榎屋藤五郎	戸田川船渡
	1里4町	蕨	御休	青屋半右衛門	御弁当
	1里13町	浦和	御休	江戸屋甚左衛門	
	9月16日	1里4町	大宮	御泊	山崎喜左衛門
1里		天神橋	御休	島屋金二	
30町		上尾	(御休)		
1里30町		桶川	御休	村田屋宗三郎	
1里4町		鴻巣	(御休)	御本陣小池三太夫	御弁当
1里		三田村追分	御休	藤屋忠三郎	
1里		吹上	御休	福田屋義兵衛	
1里		久下	御休	中嶋屋藤五郎	
9月17日	1里24町	熊谷	御泊	本陣竹井新左衛門	
	1里9町	籠原	御休	信楽半治	
	1里	阿久戸村	御休(野立)		明戸村
	1里半	中瀬	御休	川田屋源左衛門	
		境町	御休	本陣織間源右衛門	御弁当
		伊勢崎			

出典：群馬県立文書館蔵伊勢崎市立図書館文書（栗原元良家）文書番号1/25、「御往来御供日記（江戸往来）」より作成。

表3から具体的な経路上の休泊地をみると、同年11月16日は境町、中瀬村で小休、塩屋村（明戸村カ）で野立、籠原で小昼、熊谷宿で宿泊、17日は同宿から久下村、吹上で小休、三田村で野立、鴻巣宿で小休、桶川宿で小昼、上尾宿、天神橋、大宮宿、浦和宿で小休、蕨宿で宿泊、18日は同宿を出てから、戸田川で小休、板橋宿で小昼、巣鴨の中屋敷で小休、江戸の上屋敷という行程であったことが分かる。移動距離は16日には伊勢崎から熊谷まで7里（約27.5km）、17日は熊谷から蕨まで約10里32町（約42.8km）、18日は蕨宿から江戸（日本橋）まで4里8町（約16.6km）であった。

○文久二年の伊勢崎就封

表4は文久2年（1862）に8代藩主忠強の就封の際の「休泊付」⁽²⁶⁾を基に作成した。表3の参府時と比較してみると、宿泊場所が参府（熊谷宿、蕨宿）と就封（大宮宿、熊谷宿）で少し異なっていることを除けば、宿泊・小休はほぼ同じ場所であったことが分かる。異なるのは江戸の愛宕上屋敷の直前の小休場所が巣鴨中屋敷から、本郷追分にある妙清寺に変わったことである。これは巣鴨中屋敷が嘉永4年（1851）に屋敷替のため

本所表町に中屋敷が移転したため、同年以降、小休場所が妙清寺に変わったと考えられる。休泊地をみると、宿泊場所は文久2年では宿場の本陣（大宮宿本陣山崎喜左衛門、熊谷宿本陣竹井新左衛門）を利用していたことが分かる。小休・小昼の場所は宿場の本陣だけでなく、宿場や立場の茶屋も利用して通行していたことが分かる⁽²⁷⁾。例えば、戸田村榎屋は『諸国道中商人鑑』に御茶漬を提供する茶屋として名がみえる。他にも蕨宿菱屋、浦和宿江戸屋、天神橋島屋、三田村追分藤屋、吹上福田屋、久下中嶋屋、籠原信楽半治（しがらき笹屋）なども茶屋として名がみえる⁽²⁸⁾。

(4) 参勤交代の手續

本節では、半年交代の参勤形態であった伊勢崎藩酒井家が幕府との間で参勤交代をするために行った手續きについて検討する。

○家督相続後

最初に、4代藩主酒井忠哲の家督相続後、將軍から初めての暇を賜うまでの手續きを確認したい。天明7年（1787）3月9日、父である前藩主忠温の隠居に伴い、忠温の子忠哲は家督相続した⁽²⁹⁾。次の【史料1】は忠哲が同年7月に家督相続後、將軍から初めて暇を賜うために老中に提出した願書の控であると考えられる⁽³⁰⁾。

【史料1】

(酒井忠道)
私儀父牛眠時之通当秋在所江之御暇被下置候様奉願候以上、

(天明七年)
七月

御名

右御用番阿部伊勢守様御対客二長谷川(正倫)太郎兵衛様ヲ以被差出候、

例書

(内田正良)
私儀父近江守時之通当秋在所江之御暇被下置候様奉願候以上、

六月廿三日

(正純)
内田長十郎

右之通天明二寅年六月廿三日御用番松平周防守殿江長谷川(正倫)太郎兵衛を以差出候処、無滞被成御請取候由御座候以上、

七月

御名

上記の史料をみると、忠哲は父忠温（牛眠）と同じ時期の秋に在所への暇が出されるように旗本長谷川正直（太郎兵衛）を介して、月番老中阿部正倫（伊勢守）に願書を提出していることが分かる。願書は先例を示す「例書」として、天明2年に下総小見川藩主内田正純（長十郎）が月番老中に提出した秋の在所暇の願書を用いている。前述したように伊勢崎藩では代々秋暇が多いことが指摘できるが、上記の史料のように伊勢崎藩酒井家（大名側）の意向で代々家督相続の際に在所への暇の時期を秋で出願しているため、同家の暇の時期が代々秋（8月）になってきたのではないだろうか。

○御暇御礼・参勤御礼

在所への御暇御礼、または、参府後の参勤御礼の際には、前日に老中から登城を要請する奉書が大名に届き、当日、大名は登城し、將軍に御礼をしてい

たようである。半年交代の御暇御礼の日は將軍家の冠婚葬祭、幕府の行事・儀礼などのため前後する年もあるが、毎年2月、8月の月次御礼日に暇が出された。春暇は毎年2月15日、秋暇は8月15日が多い。次の【史料2】（「柳營日次記」寛政2年（1790）8月15日条）は半年交代の参勤・御暇の御礼の記事である⁽³¹⁾。

【史料2】

十五日

今巳上刻御表江 出御月次之御礼相濟、

御白書院

綿二十把	参勤
銀馬代	松平遠江守
同三拾把金馬代	同
	松平下総守
巻物式銀馬代	同
	松平縫殿頭
	同 半年代
箱肴	板倉肥前守
同	大久保山城守
同	大久保長門守
	井上遠江守
	御暇同
	土井大炊頭
	久世隠岐守
	松平備前守
	同 同
	安倍摂津守
	酒井下野守
	煩 米津播磨守
	内田伊勢守

(後略)

上記の史料のように月次御礼の後、白書院において松平遠江守を初めとした大名3名の参勤御礼に続き、半年交代の大名の「参勤」「御暇」の御礼が行われた。参勤した半年交代（春暇）の大名は板倉肥前守他3名である。参勤した春暇の大名は將軍に「箱肴」を献上している。御暇の半年交代（秋暇）

の大名は土井大炊頭他6名である。その中に酒井下野守（忠哲）も見え、秋暇の出願は許可されたことも分かる。

○滞府届

次の【史料3】は半年交代の大名が、在所への暇が出された後、何らかの理由で就封の時期を遅らせるため、幕府側に提出した滞府の届出の基準を示したものである⁽³²⁾。

【史料3】

一、半年代之御方様方御暇被仰出 凡四十日內
三十八日日程ニ御発駕ニハ御滞府之御届入不申
候、其餘ニ及候ハ御断入申事之由

二月御暇之方ハ三月中ニ御発足ニ而候得ハ御
滞府之御断不入候、八月八九月中迄ニ御発駕
候ハ御断不及候、

亥八月御暇以後内田出羽守様九月中旬比御在所
江可被成御発駕にて御座候処、先月廿七八日比
之風雨ニ而御在所御居宅風破ニ而御修復出来迄
御滞府被成度之由御伺之処御滞府与申候而ハ難
相成候間御書付認置差出申候様ニ御用番松平伊
豆守様ニ而御意之由右御用人申候由ニ付修復出
来迄発足延引仕度之旨御文言ニ認置被差出候而
御書付御請取被成候由也、

亥九月廿一日承之記置也、

此以後亦候被仰出有之此例ハ不用

上記の史料傍線部のように半年交代の大名の「滞府」は暇が出された後40日以内、38日目に発駕した場合は「滞府」の届出は不要であり、それ以降の場合は断りを入れることになっていた。春暇（2月）は3月中、秋暇（8月）は9月中までに江戸を発駕すれば「滞府」の断りを入れる必要はなかった。

こうした半年交代の「滞府」の目安は、下総小見川藩内田家の例が用いられた。内田家では8月に賜暇が出された後、9月中旬頃に在所へ発駕していたが、その年の先月（8月）27～28日頃の風雨により在所の屋敷が風損し、修復できるまで滞府したい旨の伺いを立てたところ、月番老中の松平伊豆守から「滞府」は認められないが、「修復出来迄発足延引仕

度之旨」を文言に認めた書付を差し出すように指図があったことが分かる。その後、新たな「仰出」があり、内田家の先例は用いられなくなった。

○参勤時節伺

江戸時代の参勤交代は大名毎に定められた参勤時期があったが、勝手に参勤することは許されず、事前に参勤する時節（時期）を幕府に伺を立ててから参府していた。参勤時節伺は何う時期も決まっており、4月参勤は前年の11月、6月参勤はその年の2月に伺いを立てることになっていた⁽³³⁾。次の【史料4】は、半年交代の大名の参勤時節伺の規定を示したものである⁽³⁴⁾。

【史料4】

一、御参勤之時節御窺之事

四月御参勤之御方様ハ前年之霜月御窺、
六月御参勤之御方様ハ其年之二月御窺、
右御使札或御飛札二而御伺御奉書を以御差図也、
但半年代り之御方様ハ右御参府之御窺無之御暇被仰出御在所江御発駕前為御暇乞御用番様江御越御逢之節御直二例之時節参勤可仕段被仰上相济候之由

② 一、半年代り御参勤江府御着之御揃之儀

八月三日迄二御着府之事 十二月三日同断
右之御揃之儀 享保廿卯年改八月十日迄十二月十日迄之内着可致之由御書付出也、

上記の史料の下線部①のように半年交代は「参勤之時節窺」のあり方が、4月、6月参勤(隔年交代)の大名とは異なっていたことが分かる。半年交代の大名の「参府之時節窺」は無く、在所(伊勢崎)へ発駕する前に、「暇乞」のために月番の老中・若年寄(御用番)に会いに行った時に、藩主が直接、老中・若年寄に「例之時節参勤可仕段」を言うことで済ましていたことが分かる。在所発駕直前の月番老中・若年寄への「暇乞」は発駕の前日に行われた⁽³⁵⁾。つまり、半年交代の大名には「参勤之時節窺」はなく、在所への発駕前日に「暇乞」のため月番老中・若年寄に面会した際に、事前に定例の時期に参勤す

る旨を伝えることで許されていた。

半年交代の参勤時節伺が省略された背景の一つには【史料4】の傍線部②のように、半年交代の大名は「着府」の日が、春暇は8月3日、秋暇は12月3日(享保20年(1735)以降は、春暇8月10日、秋暇12月10日までの内)に予め定められており時節伺をする必要がなかったのではないだろうか。また、半年という暇の期間の短さも背景の一つではないかと考える。参勤時節伺が必要とされた4月参勤は5カ月前、6月参勤は4カ月前にそれぞれ時節伺を幕府に立てるが、半年交代の大名が参勤する4~5カ月前の状況は在所発駕直前でまだ江戸滞在していたと考えられ、これでは在所に到着していないにも関わらず、参勤の時節を伺うことになってしまうからである。

まとめ

本稿で明らかにした伊勢崎藩酒井家の参勤交代の回数、時期・経路、手続きの実態とその特徴についてまとめたい。

伊勢崎藩の参勤交代は天和元年(1681)から文久2年(1862)までの182年間で藩主の伊勢崎入部回数は64回を把握することができる。また、参勤交代が欠けた年は、大坂加番・定番、藩主の年齢が幼少または病気であったことが理由として指摘できる。藩主が大坂加番役・定番役に就任すると大坂滞在となり、定例の時期の暇が出されないため参勤交代がない状況となる。また、幼少の場合は藩主が家督相続後に一定年齢に達するまで暇が出されない状況があった。藩主の病気の際は暇が出された後に滞府願を出し、在所に参府している場合もあるし、「長病」の場合は暇そのものが出されないことがあった。

就封・参府した月については、伊勢崎藩の歴代藩主は半年交代の秋暇(8月)であった期間が長く、秋暇の参勤交代は8月15日頃に登城し御暇御礼を済ませ、江戸を9月中旬頃に発駕し、11月下旬頃に参府し、12月15日頃に登城し、参勤御礼というパターンが多く、同藩の就封、参府した月の傾向を反映している。享保期の上米の制の際には、半年交代であった伊勢崎藩は在江戸半年・在国一年の期間で2

月・8月に暇・参勤であり、元々隔年交代であった多くの大名は在江戸半年・在国一年半で3月・9月に暇・参勤であったのに対して異なる期間・時期に参勤交代をしていたことも指摘できる。

道中所要日数・経路については、同藩の参勤交代の所要日数は3日がもっとも多いことが指摘できる。経路は江戸から中山道を通り、熊谷宿と深谷宿の間で脇道中瀬通りを経由し、在所伊勢崎に至った。宿泊場所は本陣が用いられたが、小休・小昼は宿場・立場の茶屋も利用し、移動していた。経路の休泊地は参府・就封でほぼ同じ場所であった。

参勤交代の手続きについては伊勢崎藩の藩主の代替わり後、初暇の際は、前代の藩主と同じ時期となるように願書の提出がみられた。同藩の暇の時期に代々秋暇が多いのは代替わりの際の願書の影響があるだろう。また、半年交代の滞府届は、御暇御礼日後40日以内38日目までに江戸を発駕すれば届出は不要であり、春暇は3月中、秋暇は9月中に発駕すれば老中に断る必要がないことが定められていた。また、参勤時節伺については4月・6月に隔年で参勤する大名は参府する4、5カ月前に伺を立てていたが、半年交代は参勤時節伺が不要であり、代わりに在所への発駕前日に月番老中・若年寄に参勤時節を予め報告していたことも半年交代であった伊勢崎藩酒井家の参勤交代の特徴として指摘できる。

以上の様に、本稿では伊勢崎藩の半年交代の参勤交代に関する基礎的な部分を明らかにするに留まった。今後は他藩との比較をし、伊勢崎藩や他の半年交代の大名の参勤交代の特徴について検討することが課題である。関東の譜代大名の居城は「老中の城」などと言われるように、関東の譜代藩（大名）の役割は幕閣と結びつけて、その藩政形成や地域支配に関する研究が積み重ねられてきた⁽³⁶⁾。幕閣経験者が歴代藩主にいたことがある大名は関東の譜代藩（大名）は多いが、幕閣定数は限られており、ほとんどの関東の譜代藩（大名）は幕閣以外の参勤交代のある役職（奏者番、詰衆、詰衆並）の大名であった。関東の譜代藩（大名）の役割を考える上で、半年交代の参勤交代の実態を今後も明らかにしていくことは重要ではないだろうか。

註

- (1) 丸山雍成『参勤交代』（吉川弘文館、2007年）。
- (2) 波多野富信「参勤交代制の一考察—参勤交代制の形成過程—」（『日本歴史』352号、1978年）、丸山雍成『日本近世交通史の研究』（吉川弘文館、1990年）、山本博文『参勤交代』（講談社、1998年）など。
- (3) 忠田敏男『参勤交代道中記』（平凡社、2003年）、永井博「御三家の参勤交代—水戸家「定府」の検討—」（『茨城県立歴史館報』37号、2010年）、来見田博基『鳥取藩の参勤交代』（鳥取県、2012年）、宮川充史「尾張藩主参勤（覲）交代とその変遷」（岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究《第五篇》』清文堂、2012年）など。
- (4) 桑原孝「越後村上藩の参勤交代」（丸山雍成編『近世交通の史的的研究』（文献出版、1998年）、竹内信夫「越前国鯖江藩主間部氏の参勤交代」（『東海史学』41、2007年）、宮川充史「大垣藩戸田家の参勤交代」（『駒沢史学』89、2017年）など。
- (5) 泉正人「参勤交代制の一考察—関東譜代藩を中心に—」（『文学研究科紀要・早大院別冊14 哲学・史学編』、1988年）。
- (6) 群馬県史編さん委員会編『群馬県史 通史編4』（群馬県、1990年）、伊勢崎市編『伊勢崎市史通史編2近世』（伊勢崎市、1993年）。
- (7) 拙稿「伊勢崎藩酒井家の安永六年の参勤交代」（群馬県立女子大学群馬学センター編『群馬県立女子大学群馬学センターリサーチフェロー研究報告集 第5期』、群馬県立女子大学群馬学センター、2020年）、同「伊勢崎藩酒井家の参勤交代の行程について」（『武尊通信』164号、群馬歴史民俗研究会、2020年）。
- (8) 深井雅海、藤實久美子編『江戸幕府役職武鑑編年集』（東洋書林、1996年）。
- (9) 註（6）『伊勢崎市史通史編2近世』。
- (10) 岡本良一「大坂在番」（『国史大辞典』第2巻、吉川弘文館、1980年）、572～573頁。
- (11) 伊勢崎市立図書館蔵筆写資料、カード番号143。
- (12) 群馬県立文書館蔵前橋藩酒井家文書（マイクロ）文書番号339/21-8。
- (13) 国立国会図書館デジタルコレクション、請求記号833-1、「年録」。
- (14) 伊勢崎市立図書館蔵筆写資料、カード番号159。
- (15) 註（11）に同じ。
- (16) 松尾美恵子「上米の制」（『国史大辞典』第1巻、吉川弘文館、1979年）、109頁。辻達也校訂『享保通鑑』（近藤出版社、1984年）、143～155頁。
- (17) 岩崎敏夫・佐藤隆俊校訂『相馬藩世紀第二』（続群書類従完成会、2002年）、183～188頁。
- (18) 黒板勝美・國史大系編集会編『統徳川実紀』（吉川弘文館、1967年）。
- (19) 群馬県立文書館蔵伊勢崎市立図書館文書（栗原元良家）文書番号1/24、「江戸御迎御供日記（雑費録）」。
- (20) 伊勢崎市編『伊勢崎市史資料編1近世』（伊勢崎市、1988年）、489～709頁。
- (21) 群馬県立文書館蔵飯島栄一郎文書（県史収集複製資料）文書番号5/20、「御用留」。
- (22) 『維新史料綱要』巻5、（東京大学出版会、1983年）610頁。

- (23) 伊勢崎市編『伊勢崎市史資料編2近世』(伊勢崎市、1989年)、714~727頁。
- (24) 註(6)『伊勢崎市史通史編2近世』。
- (25) 群馬県立文書館蔵飯島栄一郎文書(県史収集複製資料)文書番号5/22、「(御用留)」。
- (26) 群馬県立文書館蔵伊勢崎市立図書館文書(栗原元良家)文書番号1/25、「御往来御供日記(江戸往来)」。
- (27) 註(7)拙稿『武尊通信』164号。
- (28) 『諸国道中商人鑑』(郷土出版、1989年)、『根本山参詣ひとり案内』(みやま文庫、1998年)。
- (29) 『寛政重修諸家譜』(続群書類従完成会、1983年)。
- (30) 伊勢崎市立図書館蔵筆写資料、カード番号29、「伊勢崎藩江戸屋敷御用留」。
- (31) 註(13)と同じ。
- (32) 伊勢崎市立図書館蔵筆写資料、カード番号158、「下田伊右衛門次房覚書」。
- (33) 波田野富信「参勤交代制の展開」(『駒沢史学』24号、1977年)。
- (34) 註(32)と同じ。
- (35) 伊勢崎市立図書館蔵筆写資料、カード番号67、「御供頭年中心得」。
- (36) 大野瑞男「関東における譜代藩政の成立過程」(『関東近世史研究』一五、1983年)、根岸茂夫「武蔵における譜代藩の形成」(村上直『論集関東近世史の研究』(名著出版、1984年))、下重清『幕閣譜代藩の政治構造—相模小田原藩と老中政治—』(岩田書院、2006年)など。

表1 伊勢崎藩酒井家の参勤交代一覧

和暦	干支	西暦	藩主名	年齢	回数	御暇御礼	江戸発	伊勢崎着	伊勢崎発	江戸着	参勤御礼	備考
天和元	酉	1681	忠寛	16				在府				2/27忠清隠居、2/27忠寛伊勢崎領相続
天和2	戌	1682	忠寛	17				在府				
天和3	亥	1683	忠寛	18				在府				
貞享元	子	1684	忠寛	19	①	8/6	9/14	9/15	?	11/6	12/19	初入部
貞享2	丑	1685	忠寛	20	②	8/9	10/13	?	?	11/29	12/22	
貞享3	寅	1686	忠寛	21				(在府)				3/18~翌年8/10半蔵御門番
貞享4	卯	1687	忠寛	22	③	8/7	8/23	?	?	11/27	12/15	
元禄元	辰	1688	忠寛	23	④	9/1	10/10	10/12	?	11/29	12/21	
元禄2	巳	1689	忠寛	24	⑤	8/21	10/10	10/12	?	11/29	12/15	
元禄3	午	1690	忠寛	25	⑥	8/15	9/25	9/26	11/27	11/29	12/15	
元禄4	未	1691	忠寛	26	⑦	8/28	10/4	?	?	11/29	12/15	
元禄5	申	1692	忠寛	27				大坂加番				7/13江戸発駕→7/29伏見→7/晦大坂、8/6野州、雁木坂御番所交替
元禄6	酉	1693	忠寛	28	⑧	9/15	11/朔	11/2	?	12/朔	12/15	8/17帰府
元禄7	戌	1694	忠寛	29	⑨	8/12	10/23	?	?	12/朔	12/15	
元禄8	亥	1695	忠寛	30	⑩	8/6	9/6	10/5	?	12/朔	12/15	熱海湯治9/6江戸→9/9熱海 10/1熱海→10/5伊勢崎
元禄9	子	1696	忠寛	31	⑪	8/13	9/25	9/27	11/28	12/朔	12/11	
元禄10	丑	1697	忠寛	32	⑫	8/13	10/10	10/12	?	11/27	12/15	
元禄11	寅	1698	忠寛	33	⑬	8/14	9/29	10/朔	?	11/29	12/21	
元禄12	卯	1699	忠寛	34		8/13	?	?	?	?	12/15	
元禄13	辰	1700	忠寛	35	⑭	8/12	10/10	10/12	11/26	11/28	12/15	10/13前橋へ御参、11/5前橋城へ御参し、御饗応
元禄14	巳	1701	忠寛	36	⑮	8/11	10/13	10/15	?	11/23	12/15	
元禄15	午	1702	忠寛	37		8/11		在府			12/15	
元禄16	未	1703	忠寛	38		8/12		在府				11/8忠寛死去
宝永元	申	1704	忠告	16				在府				2/9忠告相続
宝永2	酉	1705	忠告	17	①	3/28	5/13	5/15	?	8/朔	?	伊香保湯治7/10伊勢崎→7/10伊香保 7/28伊香保→8/1江戸
宝永3	戌	1706	忠告	18				不明				
宝永4	亥	1707	忠告	19	②	2/28	4/28	?	?	7/28	8/12	
宝永5	子	1708	忠告	20				不明				
宝永6	丑	1709	忠告	21				(在府)				正/13~2/16東叡山屏風坂口御番、5/17~翌年2/15本所御材木火消
宝永7	寅	1710	忠告	22	③	2/15	3/13	3/15	?	7/29	8/15	
正徳元	卯	1711	忠告	23				在府				2/15例年此節御暇候得へ共当年ハ御暇被仰出間敷候間可被得其意候
正徳2	辰	1712	忠告	24	④	3/朔	7/3	7/5	8/1	?	8/15	
正徳3	巳	1713	忠告	25	⑤	3/朔	?	?	?	6/23	8/15	
正徳4	午	1714	忠告	26		2/28	?	?	?	?	8/11	
正徳5	未	1715	忠告	27				不明				
享保元	申	1716	忠告	28		閏2/朔	?	?	?	?	6/25	
享保2	酉	1717	忠告	29				在府				2/8例年此節御暇被下候得共当年春者御暇被下間敷候間可被得其意候
享保3	戌	1718	忠告	30				大坂加番				2/12大坂加番仰付、6/28大坂加番御暇
享保4	亥	1719	忠告	31				大坂加番				8/25大坂加番帰御礼
享保5	子	1720	忠告	32				大坂加番				2/9大坂加番仰付、7/1大坂加番御暇
享保6	丑	1721	忠告	33				大坂加番				8/28大坂加番帰御礼
享保7	寅	1722	忠告	34		2/15	?	?				
享保8	卯	1723	忠告	35		8/9	?	?	?	?	2/9	
享保9	辰	1724	忠告	36					?	?	8/9	
享保10	巳	1725	忠告	37				大坂加番				2/15大坂加番仰付、7/1大坂加番御暇
享保11	午	1726	忠告	38		10/朔	?	?	?	?		8/28大坂加番帰御礼
享保12	未	1727	忠告	39					?	?	8/15	
享保13	申	1728	忠告	40		5/朔	?	?				

和暦	干支	西暦	藩主名	年齢	回数	御暇御礼	江戸発	伊勢崎着	伊勢崎発	江戸着	参勤御礼	備考
享保14	酉	1729	忠告	41			大坂加番				2/15	2/19大坂加番仰付、6/28大坂加番御暇
享保15	戌	1730	忠告	42		10/22	?	?	大坂加番			9/28大坂加番御暇
享保16	亥	1731	忠告	43				大坂加番				2/6大坂加番仰付、6/28大坂加番御暇
享保17	子	1732	忠告	44				大坂加番				8/28大坂加番御暇
享保18	丑	1733	忠告	45	⑥	2/15	?	4/3	?	?	?	6/28大坂加番急代り仰付
享保19	寅	1734	忠告	46				大坂加番				8月帰府
享保20	卯	1735	忠告	47		2/15	?	?	?	?	8/15	
元文元	辰	1736	忠告	48		2/15	?	?	?	?	8/15	
元文2	巳	1737	忠告	49		2/15	?	?	?	?	?	
元文3	午	1738	忠告	50		2/15	?	?	?	?	8/15	
元文4	未	1739	忠告	51		2/15	?	?	?	?	?	
元文5	申	1740	忠告	52				大坂加番				2/5大坂加番仰付、7/1大坂加番御暇
寛保元	酉	1741	忠告	53				大坂加番				9/1大坂加番御暇
寛保2	戌	1742	忠告	54	⑦	2/15	4/18	4/19	?	9/11	?	
寛保3	亥	1743	忠告	55		3/1	?	?	?	?	8/15	
延享元	子	1744	忠告	56				在府				2/6滞府願
延享2	丑	1745	忠告	57				大坂加番				2/8大坂加番仰付
延享3	寅	1746	忠告	58				大坂加番				8/17帰府
延享4	卯	1747	忠告	59				大坂定番				1/25滞府願、6/朔大坂定番仰付、9/16江戸発駕
寛延元	辰	1748	忠告	60				大坂定番				
寛延2	巳	1749	忠告	61				大坂定番				
寛延3	午	1750	忠告	62				大坂定番				
宝暦元	未	1751	忠告	63				大坂定番				8/11奏者番仰付
宝暦2	申	1752	忠告	64	⑧	2/15	5/28	6/朔	7/24	7/26	?	
宝暦3	酉	1753	忠告	65	⑨	2/18	3/18	3/19	5/27	5/28	8/15	12/20秋御暇之儀、御暇之通被仰出候
宝暦4	戌	1754	忠告	66	⑩	8/15	9/26	9/28	11/26	11/28	12/15	
宝暦5	亥	1755	忠告	67				不	明			
宝暦6	子	1756	忠告	68				大坂加番				2/4大坂加番仰付、7/18江戸発駕
宝暦7	丑	1757	忠告	69	⑪	9/15	10/18	10/20	11/23	11/25	12/15	8/19帰府
宝暦8	寅	1758	忠告	70				不	明			6/10病気につき奏者番免、菊之間御縁類詰仰付
宝暦9	卯	1759	忠告	71				不	明			
宝暦10	辰	1760	忠告	72		8/15		在府			12/15	10/12滞府願
宝暦11	巳	1761	忠告	73		8/19		在府			12/15	10/18滞府願
宝暦12	午	1762	忠告	74	⑫	8/15	10/9	?	?	11/29	12/7	
宝暦13	未	1763	忠温	27	①	8/15	9/16	?	?	11/28	12/15	初入部、6/27忠告隠居、忠温相統
明和元	申	1764	忠温	28				大坂加番				2/19大坂加番仰付、7/17江戸発駕
明和2	酉	1765	忠温	29				在府				8/18帰府、9/朔大坂加番御暇
明和3	戌	1766	忠温	30		8/15		在府			12/15	10/11滞府願
明和4	亥	1767	忠温	31		9/15		在府			12/15	7/19忠告逝去、10/11滞府願
明和5	子	1768	忠温	32	②	8/15	8/21	?	?	11/9	12/15	10/25早参府願、12/15病気に付き御使番をもって参府御礼
明和6	丑	1769	忠温	33		8/15		在府			12/15	10/11滞府願
明和7	寅	1770	忠温	34	③	8/15	8/21	8/23	?	11/9	12/15	10/25早参府願、12/15病気に付き御使番をもって参府御礼
明和8	卯	1771	忠温	35		8/15		在府			12/15	10/11滞府願、12/15病気に付き御使番をもって参府御礼
安永元	辰	1772	忠温	36				在府				9/15御人少に付き在所への御暇くだされまじき旨、登城居残り仰付
安永2	巳	1773	忠温	37		8/15		在府			12/15	9月滞府願
安永3	午	1774	忠温	38				(在府)				
安永4	未	1775	忠温	39			9/朔	?	?	?	?	
安永5	申	1776	忠温	40		8/15	?	?	?	?	12/15	
安永6	酉	1777	忠温	41	④	8/15	9/朔	9/3	?	?	12/15	
安永7	戌	1778	忠温	42		8/15	?	?	?	?	12/15	
安永8	亥	1779	忠温	43		8/15	?	?	?	?	12/15	
安永9	子	1780	忠温	44	⑤	8/15	9/21	9/23	?	?	12/15	
天明元	丑	1781	忠温	45		8/15	?	?	?	?	?	
天明2	寅	1782	忠温	46		9/朔	?	?	?	?	12/15	
天明3	卯	1783	忠温	47		8/15	?	?	?	?	12/15	
天明4	辰	1784	忠温	48				大坂加番				閏正/19大坂加番仰付、7/11大坂加番御暇
天明5	巳	1785	忠温	49				在府				9/1大坂加番御暇
天明6	午	1786	忠温	50				不	明			
天明7	未	1787	忠哲	20	①	?	?	9/23	11/18	?	?	初入部、3/9忠温隠居、忠哲相統
天明8	申	1788	忠哲	21		?	?	?	?	?	12/15	
寛政元	酉	1789	忠哲	22	②	?	8/23	?	?	11/17	?	
寛政2	戌	1790	忠哲	23	③	8/15	9/朔	?	?	11/16	12/15	
寛政3	亥	1791	忠哲	24				大坂加番				2/2大坂加番仰付、7/朔大坂加番御暇
寛政4	子	1792	忠哲	25				(在府)				
寛政5	丑	1793	忠哲	26				(在府)				
寛政6	寅	1794	忠哲	27				(在府)				
寛政7	卯	1795	忠哲	28				(在府)				
寛政8	辰	1796	忠哲	29				(在府)				
寛政9	巳	1797	忠哲	30				(在府)				
寛政10	午	1798	忠哲	31				(在府)				
寛政11	未	1799	忠哲	32				(在府)				
寛政12	申	1800	忠哲	33				(在府)				

和暦	干支	西暦	藩主名	年齢	回数	御暇御礼	江戸発	伊勢崎着	伊勢崎発	江戸着	参勤御礼	備考
享和元	酉	1801	忠哲	34				(在府)				
享和2	戌	1802	忠哲	35				(在府)				
享和3	亥	1803	忠哲	36				(在府)				
文化元	子	1804	忠哲	37				(在府)				
文化2	丑	1805	忠寧	17	①	8/15	?	?	?	?	12/15	初入部、7/5忠哲隠居、忠寧相続
文化3	寅	1806	忠寧	18	②	8/15	9/13	?	?	11/18	12/15	
文化4	卯	1807	忠寧	19	③	8/15	9/9	?	?	11/18	12/15	
文化5	辰	1808	忠寧	20	④	8/15	9/21	?	?	11/14	12/15	
文化6	巳	1809	忠寧	21	⑤	8/15	?	9/16	11/16	?	12/15	
文化7	午	1810	忠寧	22	⑥	8/15	?	?	11/26	?	12/15	
文化8	未	1811	忠寧	23	⑦	8/15	?	8/22	11/3	?	12/15	
文化9	申	1812	忠寧	24	⑧	8/15	?	9/19	11/17	?	?	
文化10	酉	1813	忠寧	25	⑨	8/15	9/13	9/15	閏11/17	閏11/19	12/15	
文化11	戌	1814	忠寧	26	⑩	8/15	9/13	9/15	11/17	11/19	12/15	
文化12	亥	1815	忠寧	27		8/15	?	?	?	?	12/15	
文化13	子	1816	忠寧	28	⑪	8/15	?	9/15	?	11/19	12/15	
文化14	丑	1817	忠良	10				(在府)				8/16忠寧逝去、10/16忠良相続
文政元	寅	1818	忠良	11				(在府)				
文政2	卯	1819	忠良	12				(在府)				
文政3	辰	1820	忠良	13				(在府)				
文政4	巳	1821	忠良	14				(在府)				
文政5	午	1822	忠良	15				(在府)				
文政6	未	1823	忠良	16				(在府)				
文政7	申	1824	忠良	17	①	8/15	?	閏8/8	11/21	?	12/15	初入部
文政8	酉	1825	忠良	18	②	8/15	?	9/13	?	?	12/15	
文政9	戌	1826	忠良	19	③	8/15	?	9/13	11/21	?	12/15	
文政10	亥	1827	忠良	20	④	8/15	?	9/11	?	?	12/15	
文政11	子	1828	忠良	21	⑤	8/15	?	9/13	11/28	?	12/15	
文政12	丑	1829	忠良	22				(在府)				
天保元	寅	1830	忠良	23				(在府)				
天保2	卯	1831	忠恒	21	①	8/15	?	8/22	?	?	12/15	初入部、5/6忠良隠居、忠恒相続
天保3	辰	1832	忠恒	22				(在府)				
天保4	巳	1833	忠恒	23	②	8/15	?	9/13	11/19	?	12/15	
天保5	午	1834	忠恒	24	③	?	?	9/15	12/?	?	?	
天保6	未	1835	忠恒	25	④	?	?	9/13	11/19	?	?	
天保7	申	1836	忠恒	26	⑤	8/15	?	9/24	11/17	?	12/15	
天保8	酉	1837	忠恒	27	⑥	?	?	9/?	11/16	?	12/15	
天保9	戌	1838	忠恒	28				(在府)				
天保10	亥	1839	忠恒	29	⑦	8/15	?	9/25	11/18	?	12/15	
天保11	子	1840	忠恒	30		8/15		(在府)			12/15	
天保12	丑	1841	忠恒	31	⑧	8/15	?	9/13	11/16	?	12/15	
天保13	寅	1842	忠恒	32		8/15	?	?	?	?	12/15	
天保14	卯	1843	忠恒	33		8/15	?	?	?	?	12/15	
弘化元	辰	1844	忠恒	34		8/15	?	?	?	?	12/15	
弘化2	巳	1845	忠恒	35				大坂加番				2/2大坂加番仰付
弘化3	午	1846	忠恒	36				(在府)				9/朔大坂加番御礼
弘化4	未	1847	忠恒	37	⑨	?	9/14	?	11/15	?	12/15	
嘉永元	申	1848	忠恒	38				(在府)				
嘉永2	酉	1849	忠恒	39				(在府)				
嘉永3	戌	1850	忠恒	40				(在府)				
嘉永4	亥	1851	忠強	17				(在府)				4/6忠恒隠居、忠強相続
嘉永5	子	1852	忠強	18				(在府)				
嘉永6	丑	1853	忠強	19				(在府)				
安政元	寅	1854	忠強	20	①	8/15	9/11	9/13	11/22	11/24	12/15	初入部
安政2	卯	1855	忠強	21				大坂加番				2/2大坂加番仰付、7/朔大坂加番御暇
安政3	辰	1856	忠強	22				(在府)				9/朔大坂加番御礼
安政4	巳	1857	忠強	23	②	9/朔	?	9/26	11/23	?	12/15	
安政5	午	1858	忠強	24		10/15	?	?	?	?	?	
安政6	未	1859	忠強	25				(在府)				
万延元	申	1860	忠強	26				(在府)				
文久元	酉	1861	忠強	27	③	8/15	9/11	9/13	11/24	?	12/15	11/4~11/9和宮様御下向御警衛御用
文久2	戌	1862	忠強	28	④	8/15	9/15	9/17	-	-		閏8/22三年之内百日程参府仰出

出典：本表は以下の資料を基に作成した。

- ・国立国会図書館デジタルコレクション、請求記号833-1、「年録」。
- ・群馬県立文書館蔵前橋藩酒井家文書、文書番号337/21-3、338/21-4~6、339/21-7~9、340/21-10~11、341/21-12~14、「重朗日記抜粋」。
- ・群馬県立文書館蔵高井房義家文書（県史収集複製資料）文書番号2/17、「高用趣意書帖」。
- ・群馬県立文書館蔵大谷静雄家文書（県史収集複製資料）文書番号1/46、1/47、「一代光陰密録」。
- ・群馬県立文書館蔵飯島栄一郎文書（県史収集複製資料）文書番号4/16、4/17、4/18、4/19、5/22、9/181、12/348。
- ・群馬県立文書館蔵関根甚左衛門家文書（県史収集複製資料）文書番号2/3、4/53。
- ・群馬県立文書館蔵伊勢崎市立図書館文書（石原重造家）（県史収集複製資料）文書番号1/2。
- ・群馬県立文書館蔵伊勢崎市立図書館文書（栗原元良家）（県史収集複製資料）文書番号3/24。
- ・群馬県立文書館蔵伊勢崎市立図書館文書（筆写本）（県史収集複製資料）文書番号9/番外4。
- ・伊勢崎市立図書館蔵伊勢崎町関係資料、文書番号203。
- ・伊勢崎市立図書館蔵K/049/イ、「石原重規・同重賢年譜」。
- ・伊勢崎市立図書館蔵筆写資料、カード番号143、145、159、163。
- ・戸田市編『戸田市史料編2』（戸田市、1983年）、同『戸田市史料編3』（戸田市、1985年）。

出典資料から在府が推定される年は「(在府)」とした。回数は藩主毎の伊勢崎入部の回数を示している。

郷土史家と民俗社会

——野殿村と白石元昭の小幡氏研究——

佐藤 喜久一郎

1. はじめに

本論文は、「郷土史家」に関するささやかな知識人論の試みであり、在野研究者の歴史実践を民俗学的観点から論じたものである。

一般に、近代日本の「郷土史家」による研究は、生まれ育った村の遺蹟や伝説への興味から始まることが多い。その意味において「郷土史家」は、江戸期の地誌編纂者の末裔だといえる。日本の場合、郷土史研究への機運が生まれたのはおよそ19世紀前後の出来事であったとされるが、この時期の地方文人たちは内外の古い地誌に範を仰いだり、幕府の修史事業から刺激を受けたりして、「知識の徹底した集積」に基づく啓蒙的な内容の地誌を作ろうと試みた。そのため遺物や遺蹟について文献をもとに緻密に考証する叙述スタイルが確立した反面、村の「土人」「里人」が語り継いできた伝説に対してはしばしば冷ややかな態度が取られた。村の言い伝えは自身の歴史解釈を補強する意味で利用されることもあったが、縁起などに代表される信仰的伝承については、荒唐無稽として退けられる傾向が顕著であった（羽賀 1998、岩橋 2010）。

いっぽう、歴史的知識の普遍化は歴史実践の大衆化現象をもたらし、村落社会においても、村役人らの手で多数の由緒書や由来書が作成されるようになった。これらには、当然ながら誤伝や虚構などが含まれるものの、由緒の言説には家や集団の権利を保証する正統化の言説として働いたり、人々を結集させてアイデンティティを付与したりする実用的効果があった。

また、撫民などの目的で創られた被支配者向けの「歴史」は時代を超えて存在しており⁽¹⁾、支配層はその虚構性を知りつつも社会的有用性から偽史の民衆社会への浸透を許していた。一般的に「実用的過去」（オークショット 2013、ホワイト 2017）は「現在」を時間的来歴で説明づけ正統化の言説として機能するが、近世～近現代の日本でも、動員力をもつ多様な「歴史」が人々の組織化のため用いられた。

ただし、歴史性によって結びつけられた集団の形態は様でなく、「史縁集団」（武井 2003）としての一般化は困難である。集団的な歴史実践のなかでの「歴史的過去」と「実用的過去」の関係や、運動体のなかの個人の役割などについては、それぞれの集団が担う歴史的背景が異なるため一般化しにくい。

ただし、郷土史団体の誕生につながる言説のせめぎあいの中では、一般的傾向として、文字の文化と声の文化の対立、国史と地域史の葛藤、宗教的な歴史観の見直しなどがなされる場合が多かった。

近代の群馬県地域の場合でも、『神道集』や「羊太夫物語」に代表される宗教的な「縁起」の世界と国史（日本史）の世界のせめぎ合いが初期の「郷土史」の生成に強い影響を与えている（佐藤 2012、2017）。地方的な伝承世界と、ナショナルヒストリーとの葛藤が「郷土史」を生み出したのだが、民俗社会においてはそれ以降も、前近代的な意識に基づく歴史実践が消滅することはなかった。時には「科学」を信奉する「郷土史家」自身はその担い手になることすらあったのである。

したがって、地方的な歴史実践の担い手となる「郷土史家」を評価するにあたっては、従来論じられた語り手や調査倫理の問題（飯倉 2010）に加えて、「郷土史」の生成を民俗として捉える視点が必要なのではないか。

2、民俗社会と地方的権威

(1) ローカルな権威の復活

村落社会における歴史意識の覚醒は、しばしば共同体外部からの刺激によるものだが、民俗社会においては古くから、聖なる存在が村に漂泊的に来訪するという発想があった。これは来訪神思想にも通じるもので、特に近代移行期には、現実のレベルにおいても、歴史的権威をもつ人々との接触・交流が庶民の動員・結集を促す事例が多くみられた。

群馬県地域の場合、貴種と民衆が結びついて集団化が図られた例としては、①新田官軍の結成に繋がる岩松家（のち新田家）の事例（落合 1996）、②葦原検校（木曾義仲の末裔を称した鍼医）の子孫と箱田村の人々の事例（今井 1976）、③「羊太夫物語」で著名な小幡氏の事例などがある。

以上の存在が人々の熱狂的支持を集めたのは、彼らがポピュラーな歴史物語の主人公の末裔と信じられたためであり、いずれも民俗社会において広範なりバイバル現象を引き起こした。ただし、①②が直接に『太平記』『平家物語』といった国民文学に関わる存在であったのに対し、③は『神道集』や「在地縁起」のような、宗教的でローカルな歴史叙述にその権威の根源を持っていた。そのため、①②がナショナルヒストリーと結び付いて近代移行期に文化的な復権を遂げたのに対し、③はその宗教的・地方的権威を否定され、次第に政治的求心力を低下させていった。

周知のように、「羊太夫物語」とは、『神道集』に登場する「羊太夫」を主人公とする一連の物語群であるが、その内容は、古代上野国の支配者のひとりである小幡羊太夫が、朝廷から叛逆の疑いをかけられ、英雄的な闘争のあと滅ぼされるというものである。悲劇的な物語だが、近世の在地社会においては、中世の国人領主である小幡氏がその子孫である

とか、そうではなく「羊太夫」を滅ぼして名跡を継いだのが小幡氏であるなどと語られていた。

18～19世紀は、地方社会においても歴史の見直しが進んだ時代であるが、上野国においては未だ小幡氏が古代的権威だと信じられていた。上野国における歴史的遺物の代表的研究としては、伴信友の『上野国三碑考』などがある。しかしこの業績にしても、当初の研究目的は小幡氏の「由緒」や「系譜」の確認にあった。上野国一宮大宮司小幡家の祖先を明らかにするため、地域の文人が古碑の解説を依頼したことが伴信友に研究の機会を与えたのだった。

先述のように、在地社会での小幡氏の権威は、神社縁起や伝説のイメージに支えられた側面があった。そのため、実証的な歴史知識が次第に民衆の間に浸透すると、彼らのような宗教的勢力は往々にして衰退を余儀なくされてしまう。しかし社会に深く根付いた地域神話は国民教育によっても完全には払拭できず、近現代の群馬県地域において一種の潜勢力として存在し続けた。

一例を挙げれば、第二次世界直後の1945年11月には、多胡碑のある池村で「多胡碑隠存事件」という奇妙な出来事が起こっている（松田 2010）。

進駐軍による破壊を恐れた池村の村人たちが、「国」からの指令を口実に、村内に立つ「お羊さま」（多胡碑のこと）を埋めて隠すという出来事である。多胡碑が小幡羊太夫の墓ではなく、実際には多胡郡の建郡碑であることは、はやく伴信友らの研究によって明らかにされていたが、地域の人々にとってみると、この石碑は未だ「羊太夫の墓」だったのである。

なお、この出来事に先立ち、小幡氏の末裔の一人がこの石碑の管理者として招かれ、多胡碑境内地に居住していたことがわかっている。事件については不明点が多く真相は解明できないものの、戦後の混乱期において、貴種の出現が村民の「羊太夫信仰」を呼び覚まし、「多胡碑隠存事件」に繋がったことは想像に難くない（佐藤 2020）。

ただ、これらの動きはあくまでも関係者が密に行ったことだが、1980年代後半以降、小幡氏の末裔たちは「旧臣」の子孫らに支えられて新たなりバイ

バルの動きをみせ、行政や一般の人々を巻き込む大規模な歴史実践を展開した。初の全国組織である「國峯小幡氏に集う会」も1989年に結成され、翌1990年には、彼らの手で「國峯城落城四百年大法要」が挙行されている。

そして興味深いのは、この一連の出来事の引き金になったのが、「小幡旧臣」にルーツをもつ一人の「郷土史家」のユニークな歴史研究だったことである。

(2) 白石元昭と野殿村

1981年、「郷土史家」の白石元昭は自身のライフワークである小幡氏研究の成果を書籍にまとめ『関東武士・上野国小幡氏の研究』(群馬文化の会 1981)として出版した。群馬県地域には、それまでも小幡氏の歴史に興味を抱く人々は存在したが、近代的な歴史観に基づく研究者は白石が初であった⁽²⁾。ただし、理論や研究手法に科学性があるといっても、白石は「小幡旧臣」にルーツをもつ人物であり、その研究は当事者性が強い。自身のルーツ探求がそのまま「研究」となった点、白石は幸福な「郷土史家」だったといえる。

しかし群馬県地域の研究者として知られる白石(1925年生まれ)ではあるが、実際のところ生まれたのは東京である。また、東京大学卒業後に医師となり、静岡県藤枝市で開業したことから、生まれてから亡くなる(1995年)まで、白石は群馬県地域で生活したことが一度もないのである。ところが『関東武士・上野国小幡氏の研究』の奥付には、著者略歴として「碓氷郡岩谷村々長を勤めた白石富士松の次男二郎の長男として大正14年3月6日東京で出生。東大医科卒業」である旨が明記され、村長の孫であることが強調された。白石自身の言によれば、この出自と小幡氏研究との間には以下のような関連性があったという。

「私は、東京生まれの東京育ちで、現在は静岡で暮らしております。遠方に住む私が、なぜ甘楽小幡氏の事に興味をもったのか、その辺から話を始めて戴きます。私、『白石』の先祖代々の地

は、現在は安中市に編入されている明治22年まで野殿村といわれていた処であります。群馬の方は、ご存知の様に、この地方には、白石姓が沢山あります。私は、父より小さい時から小幡氏の事を再三聞かされてきました。これが小幡氏と私との接点でした。なぜ父が深く小幡氏に関心があったのか、小幡氏とは何者か、それを知ったのは後のことで次ぎのような事情からでした。先祖伝来の甘楽の地を去った小幡氏のある者は、のち徳川の千百石の旗本として再生します。野殿村は、徳川時代を通じて旗本小幡の采地でした。野殿には、白石他戦国小幡の旧臣と伝承する家々(赤見、神成)がありますし、また小幡の一門を開基(創設者)とする宗泉寺があります。幕府瓦解の後、旗本小幡氏はゆかりの野殿を頼って移住しています。これらの深い関わりから、野殿には、小幡氏の記憶が濃厚に残っていたのです。白石は小幡四天王の一人であった(と)伝えられています(中略)。父も老いて、帰省もままならなくなりましたので、親孝行の真似事に、ちょくちょく群馬の出版物を取り寄せていました。そうこうしているうちに私の目は、小幡氏に関する記載に興味を持つようになりました。私は、元来は歴史学者になりたいと思っていましたが、父のたつての望みから医者になってしまいました」

(白石元昭の講演原稿 1990)

白石の祖父、白石富士松が村長を勤めた岩野谷村は、明治22(1889)年の町村制施行により、岩井村、野殿村、大谷村が合併してできたものであるが、そのうち野殿村は「小幡領」「野殿千石」と呼ばれ、江戸時代まで旗本小幡氏が治めた場所であった。白石も述べているように、この村と小幡家との関係は特別に深く、明治維新以後も小幡氏の子孫の一部が領民を頼って村に移り住み、村人の協力のもと生活していたことが注目される。

また、白石家をはじめとする村民の多くは、自身が小幡氏関係者の子孫であることに自尊の念を抱いており、「小幡四天王」のような独特の呼称が家格の表象として機能していた。

ただし、元昭の父二郎は早大卒業後、東京の企業に就職し社員としての一生を送った人物であり、村長職を継いだのは兄の白石武一郎だった。そのため、元昭自身は村内の家格秩序や、歴史的権威がもたらす現実的利益について深い関心を持たなかったようである。二郎の息子である元昭が「郷土史家」になったのは父たちの思いを受け継いだからというが、少年時代にしばしば祖父・叔父の家を訪れた元昭は、「おぼっちゃま」として村の人々の歓待を受けたせいなのか³⁾、次第に野殿村に強い愛着の念を抱くようになったという。多分に父の故郷の村を理想化していた。

したがって厳密に言うならば、白石の「郷土史研究」は、生活者による「郷土史」とはいえない。それは農村青年の「郷土研究」ではなく、自身のルーツを辿ろうとする都市生活者の自己探究であった。

3、野殿村

(1) 野殿村の概要

野殿村は、北野殿、中野殿、東野殿、水境の四か村から構成されるが、先述の如く、地域の人々は自尊の念を込めて、これら全体を「小幡領」「野殿千石」と呼んだ。「千石」とは天正19(1591)年に小幡直之(孫市)が徳川家からこの村々を領地として与えられたとき、地域全体で石高が千石だったからである。

もともと、開墾によって村高が1,100石になった(寛永2(1625)年)あと、承応2(1653)年に小幡家は分家を創出し、東野殿村200石はその家(小幡市郎右衛門家)の領地となった⁴⁾。また周辺の村落の一部にも小幡家(本家)の支配地はあったが、これらの村々は旗本領が慶応年間に安中藩の管理地に組み込まれるまで、一貫として小幡領であったことが知られる。

ただここで注意したいのは、①白石らがいう小幡領、②小幡藩領(小幡領)、そして③戦国時代の旧小幡氏領、それぞれの違いである。まず③だが、これは戦国時代の小幡氏の領地とされるもので、武蔵国と信濃国に挟まれた上野国西南部地域一帯を指す。居城である國峯城を中心として、甘楽郡のほぼ

全域とその周辺地域が旧小幡氏の勢力圏であった⁵⁾。

②の小幡藩は、家康の関東入部以降、旧小幡氏領のうち三万石分の土地を家康配下の武将である奥平信昌が領したのが始まりであり、以降、領主は水野家、織田家、松平家と交代する。旧小幡村に藩庁が置かれ城下町が形成された時代があるため「小幡藩」または「小幡領」と呼ばれるが、小幡はあくまでも地名であり、小幡氏の領地ではないのである。

これに対し、①白石らがいう「小幡領」は、端的に言えば野殿村のことであり、②③と比べれば遥かに狭い地域である。しかし野殿村の人々は、領主が歴史ある家であることから、一種の美称として「小幡領」と称したのであろう。ただ実際のところ、野殿は旧小幡氏領全体からみれば北辺に位置し、本来必ずしも中心地域ではなかった。この周縁性と村人の自尊意識との相関関係が注目に値する。

(2) 野殿村の伝説

野殿村には小幡氏に関わる物語が多く伝承されている。代表的なものの概要を以下に挙げ検討する。

【事例 a】 小幡氏再興と宗泉寺開基(概要)

小田原落城後、奥平美作守が上野国宮崎城を拝領した。旧領主小幡上総介の息子である小幡信秀は國峯城落城の際に落ち延び伝州和尚のいる向陽寺に隠れていた。佐州侯(作州侯力)は狩りのついでに向陽寺を訪ね、和尚から信秀を紹介される。翌年、佐州侯(作州侯力)の計らいで徳川秀忠が信秀を取り立て、野尻(野殿力)に千石の領地を与え小幡家を再興させた。信秀は領地の野尻(野殿力)に宗泉寺を建立し、恩義がある和尚を招き住職になってもらった。(「小幡伝説 小幡左衛門佐信秀御出世の事」『上毛伝説雑記』(安永年間))⁶⁾

【事例 b】 祠のある大石(概要)

野殿村の田圃のなかにある大石には小幡氏の先祖を記念する祠が祀られている。永禄年間、小幡信真が長野業政に攻められたとき、傷ついた信真は野殿村に辿り着きこの大岩のあたりで身体を休ませていた。そのとき、野殿村の宮澤家の先祖が信真を見つ

け、家に連れ帰って親切に看病した。回復した信真は再び領地を取り戻すことができたが、のちにそのことを記念して作られたのがこの大石の祠である。(「祠のある大石」『上毛むかし話』(1960))⁽⁷⁾

【事例 a】は安永年間に編まれた『上毛伝説雑記』に「小幡伝説」として収録された宗泉寺の開基伝承である。宗泉寺は野殿村の中心部に現存する曹洞宗寺院であり、旧北甘楽郡天引村向陽寺を本寺とする。物語に登場する小幡信秀は宗泉寺を開基したとされる人物であるが、小幡氏滅亡のときに戦死したとも言われており、主人公にするならば信秀の子の直之(野殿の領主)のほうが相応しいだろう。

ただいずれにせよ、小幡家当主の徳川家への出仕に際し、【事例 a】のようなドラマチックな出来事が実際に起きたとは思えない。たとえば『寛政重修諸家譜』の「小幡直之」の項の記述はより現実的であり、直之は小田原役のあと小幡家当主の叔父信真(信秀の兄)と共に信濃國にいたところを加賀爪政尚の仲介で家康に召し出され、はやく天正19(1591)年には小姓となったとある。つまり、「小幡伝説」の記述は多分に物語的であり、小幡氏に好意をもつ僧侶や村人が現実の出来事を誇張して述べた可能性が高い。

そのことについては【事例 b】の「祠のある大石」も同様である。この物語に登場するのは小幡信真であるが、小幡氏が一時期、長野業政らに攻められて窮地に陥ったことは確かだとしても、果たして野殿まで逃げ延びた信真を村人が助けたという話は真実だろうか。

先行研究によれば、こうした先祖の由緒にまつわる物語は村や家の歴史を権威的人物に結びつけ、村人に現実的特権や社会的威信をもたらすために語られたという。権威主義の傾向をもつ近世の「由緒書」の分析については、近世史研究分野での優れた研究実績が多くあるが⁽⁸⁾、【事例 b】のような口頭伝承も、それら「由緒書」と同様の社会的機能を持っていたと考えられる⁽⁹⁾。

(3) 領主小幡氏と村役人

前節で検討した二つの物語は、時代や登場人物は違うものの、極めて類似した物語構造を持っている。単純化してみると、①領主の小幡氏が滅亡の危機にさらされるが、②善意の人々の助けによって再起し、③勝利を収めて人々が幸福になるというストーリーである。

こうした小幡氏復権の物語は、はやく近世初期には庶民の間で広く享受されていたようである。筆者は『近世上野神話の世界—在地縁起と伝承者』(佐藤 2007)において、『こ大ぶ』(甘楽太夫)という古浄瑠璃の存在に注目し、一連の小幡氏伝説の構造分析を試みたことがあるが、その『こ大ぶ』は上野国甘楽郡の領主、甘楽太夫家のお家再興の物語であった。この作品でも国を追われた甘楽太夫の息子たちが人々の助力を得て力を取り戻し、復讐を成し遂げ旧領を取り戻すまでが描かれる。

小幡氏が登場する一連の野殿村の伝説も、こうした民衆の物語の影響下にあった可能性が高い。むろん『こ大ぶ』(甘楽太夫)と比べてみると、村の伝説は仇討や叛逆の要素を含まない穏当な内容のものだが、お家再興という物語の根幹部分は共通である。また、いずれの物語においても、不遇な貴種を支え、身分の差を超え奮闘する人々の活躍が注目される(佐藤 2007)。これらは民衆の美化された自己像に違いない。

それでは、現実世界の「小幡領」において、村人たちは領主小幡氏をいかなる存在とみなしていたのだろうか。野殿村の地方文書のなかにそれを伝える興味深い史料がいくつか見出せる。例えば、北野殿の木村家には、先祖の庄左衛門が記した「役向萬覚帳」という記録が残るが、そこには彼が文政元(1818)年に村役人となって以降、領主を助け地域の立て直しに奮闘する姿が克明に記されている⁽¹⁰⁾。

庄左衛門の時代の「小幡領」は、以前の領主が残した「駿府御拝借金」の返金が滞り難渋していた。「駿府御拝借金」とは、駿府奉行所が財政難の旗本に貸し付けたものだが、返せない場合はそれが重荷となり領地の人々を苦しませていた。

この取り立てに際し交渉役を任されたのが庄左衛

門だった。実務に長けた彼はまず、天保12（1841）年に奉行所から「御引立御役」の「御免」を勝ち取っただけでなく、毎年48両の金利を30両ずつに軽減してもらっている。そして弘化二（1845）年には、続いて半額の棄捐に成功した。そのため借金の半分は返さなくてもよくなり、以降「小幡領」は、一カ年に15両ずつ、二十ヶ年の年譜で済ませることができたのである。

以上の成果はむろん、武士階級の経済的保護を目論む幕府の政策的意思がもたらしたものだが、領主の小幡氏は庄左衛門の功績を認め、度々江戸屋敷に招いて褒美などを授けた。特に安政6（1859）年には、「苗字御免」の特権まで与えている。

しかし、その身分的上昇以前においても、庄左衛門は既に組頭時代から江戸の小幡氏当主と風雅の交流を続けてきたという。「役向萬覚帳」の記事を信じるならば、その始まりは庄左衛門の夢だったらしい。天保9（1838）年の正月、庄左衛門は小幡家の「若殿様」が富士に登る夢を見た。そして、白鷹もその後続いて舞登るか、と思ううち目が覚めた。大変な吉夢であったと「御用役」に書面で報告したところ、「殿様」まで話が伝わり、「龍の富士登」の扇子を拝領したという。

また興味深いことに、これ以降、「扇」に纏わる珍しい出来事が重ねて起こり、小幡家と庄左衛門の関係が次第に深まってゆく。庄左衛門はよほど「扇」に縁がある人物らしく、弘化二年（1845）と安政四（1857）年の2度、道でおめでたい柄の扇子を拾得したというのである。弘化二年の際は、駿府奉行所を目指して村を出立する時の出来事だったというが、たまたま門出に「梅の折枝に鶴一羽 玉一對」の扇子を見つけたそうである。そのためなのか、続く奉行所との借金返済の交渉は前述のような大成功を収めたのであるが、「殿様」はこれを非常に喜んだらしく、「捨扇子ひろふて富士の玉を得て骨折り駿河 民もすえひろ」という歌を添え、「金百疋 其外御書物等」を褒美に与えている。

続いて安政四年、拾われた二つ目の扇子の柄は以前に増しておめでたいもので、「富士山を画き、又帝都ヲ中与して六十八州ヲ丸々書、国々江之道法り

を記し」たものであった。喜んだ庄左衛門はそれに「ひろい得しおふきの富士も日の本の国も残らず君か掌のうち」という自作の歌を添え、扇子と共に小幡家に献上した。日本の国が残らず小幡氏のものとは、幸運を越えてやや誇張が過ぎようが、こうした苦勞のかいあって、庄左衛門は翌安政5（1858）年に「御前御目見」が叶い、ついに「殿様」から直接「名主役」を命ぜられることになったのである⁽¹¹⁾。

以上、庄左衛門の場合、実務面での功績もさることながら、風雅の交流にことよせて「殿様」に積極的にアピールしたことが自身の身分的上昇につながったとみてよい。庄左衛門が実際に扇子を2回も拾ったのか気になるが、彼のような野心的人物にとって、小幡家はもはや物語の登場人物ではなかった。「殿様」は現実に存在する交渉可能な人間だったのである。

4、白石の歴史実践

(1) 小幡氏を見つけ出す

白石元昭はその小幡氏研究に先立ち、①全国に離散した小幡氏の末裔を探し、②散逸した史料の所在を確認し、③それぞれの家の系譜的つながりを確認するという非常に骨の折れる作業をしている。

むろん、こうして新史料が見つかるなら研究が進展する可能性もあるが、常識的に判断すれば、人探しから始まる研究など非効率この上ない。プロの研究者ならこのようなハイリスクな手法は避け、容易に研究成果を得られる別の調査対象を選ぶだろう。ところが白石は驚くべき情熱で次々と小幡氏の末裔を探し当てただけでなく、彼らが所持する文書を使って独創的な研究を展開したのである。

その代表例が、一宮小幡家文書の発見であった。一宮小幡家は小幡氏の支流のひとつであり、小幡氏滅亡までは上野国一宮周辺を領地としていた勢力である。しかし神主でもあったことから、滅亡後も幕府から一宮の管理を委ねられ、明治維新までは「大宮司」と呼ばれ人々の尊敬を集める存在であった。

しかし、明治政府が神主の世襲を禁じて以降は①一宮からの退去、②土地を巡る国との訴訟、③大宮司の墓所の敷地に国民教育の施設を建設される、な

どの出来事が続き、小幡家の近現代史は日本のナショナリズムの波に翻弄された感があった⁽¹²⁾。

以上の出来事のためか、県史や市史の編纂においても、地方公共団体は一宮小幡家の文書を長らく調査できずにいた。その状況は白石が『関東武士・上野国小幡氏の研究』（1981）を執筆した時点においても同じだったようである。ところが、独自の手法で調査を進めた白石は、ついに1981年春に一宮小幡家後裔の行方を突き止め、学界未見の貴重な史料群の発見者となったのである（白石 1986）。

大宮司の直系の子孫にあたる小幡徹氏は、初めて白石が訪ねて来た日のことを以下のように回想する。

「50年近く昔でしょうか。白石先生が網羅的に小幡を探しておられる頃で、お聞きしたのは、東京と近郊の電話帳の小幡名全てに問い合わせハガキを出されたと伺いました。父もまだ元気でしたので、それに応じ、文書の保有を知らせ、白石先生が東京宅へ飛んで来たのを昨日の様に覚えています。その過程で古文書の写真を素人写真機で写し、確か最初の杉並小幡家古文書としてリストを公表されたと記憶しています」

（小幡徹氏から筆者への私信 2023）

電話帳の小幡家全てに手紙を出すなど、調査としては極めて異例である。見知らぬ人間からの通信は当然怪しまれる可能性が高い。それでも実施したのは、白石が自身の地縁血縁から得た情報だけでは一宮小幡家の足跡を辿れなかったからだろう。群馬県地域において、彼らが交際を続けた家々は限られていた。

これまで何人も調査に入れなかった小幡家が白石を快く受け入れたのは、白石の情熱と、両者の「史縁」がもたらした効果だと思われる。四天王の子孫とされる白石家と、大宮司の末裔である小幡家との間にはもともと仲間意識があり、共有する理想や物語があった。それは小幡氏再興の夢ではなかったろうか。

（2）小幡氏のリバイバルに向けて

小幡氏の子孫や関係者たちは、平成元（1989）年に「國峯小幡氏に集う会」を結成した。翌平成2年には菩提寺である甘楽町の宝積寺で、「小幡氏400年大法要」を行ったが、この行事には全国から集まった多数の人々が参加し、一族の健在ぶりを世間にアピールした。

「國峯小幡氏に集う会」の活動については、複数の関係者や行政の動きを含め、別の機会に改めて論じたいが、この会の結成に思想面で多大な影響を与えたのが白石の研究であった。「小幡氏400年大法要」に参集した小幡氏の末裔の中には、白石ら「郷土史家」たちに触発され、自身のルーツや家の歴史に目覚めた人々が多く含まれていたのである。

「ずっと後になって、偶然加賀小幡氏のご子孫に巡り合いました。この方々（小幡力造さん一家）は、自分たちが國峯小幡氏の末裔であるとの記憶をまったく失っていました」

（白石元昭の講演原稿 1990）

「國峯小幡氏に集う会」初代会長となった小幡力造氏（故人）もそうした人々の一人であった。氏の次男で現会長の小幡隆英氏は、彼らと白石との出会いについて以下のように証言する。

「結婚前だから38年前か、神戸に住んでいたとき、新聞に武田家旧温会について記事が載っているのを読みました。武田神社に旧温会の事務局があり、問い合わせるとルーツについて教えてくれるといいます。私は伝来する系図を見るなどして先祖が武田二十四将の一人だと知っていました。そこで武田神社に出向き、事務局の方に上州小幡家の子孫であると話したら、ちょうど静岡の藤枝に住む白石さんが本を出したので、そちらに行かれたら良いですよと言われました。そして藤枝に向かい、事情を話すと『それなら國峯城主小幡家の一族だよ』ということになったので、父親（力造）も誘って、皆で群馬を訪ねました。最初『上野國峯城主』とは、『上野國・峯城主』なのか、

それとも『上野・國峯城主』なのかすら分らないくらいでしたが、その群馬訪問時に國峯城をはじめ関係する史跡をめぐり、Aさん、Bさんなど、地元で小幡氏の研究をしている『郷土史家』の人たちとも初めて会いました。

このころは何らかの方向に向かって皆が進むような、そういうグループはあったものの、会という形はとっていませんでした。父（力造）が『全国の小幡氏に話をしたほうがいい』という考えを述べ、それで初めて組織ができたのです」

（話者 小幡隆英 2023 要約）

白石の単著は、全体の約三分の一が天正18(1590)年の小幡氏滅亡についての考察で占められているが、文中で白石がいう「加賀小幡氏」は、滅亡時に豊臣勢の「北陸支隊」（白石の用語）に降伏した小幡彦三郎らの末裔とされる人々である。白石が興味を抱いたのは、徳川家に仕えた直之が「野殿千石」の領主でしかないのに、彦三郎はなぜか七千石で前田家に召し抱えられたことであった。また彦三郎の弟にあたる兵衛尉と囚獄も同じく前田家に仕えたが、石高は兄ほどではない。

彦三郎の手腕が敵方からも高く評価されたためであろうが、直之の弟の子孫にあたる小幡静（松代真田家家臣）が安政年間に記した⁽¹³⁾『幡氏旧領弁録』⁽¹⁴⁾という書物によれば、彦三郎については古くから一つの疑惑があるらしい。それによると、「或書」（『真武内伝』）に彦三郎と思しき人物の謀反について言及した箇所があるという。静は小幡氏滅亡の際、前田、上杉に内応して早期停戦を図ろうとした彦三郎が、抗戦を主張する信秀（叔父）らを肅清したのではないかと疑っていた。

前田家に降った彦三郎の石高が一門のなかでもっとも高いのはこうした事情が関係しているのかもしれない。しかし、厚遇されていたはずの加賀小幡氏にも、彦三郎の死後、子の小幡播磨の代になると不幸が訪れる。播磨が前田一族出身の妻を殺害するという事件を起こし、結果として加賀小幡氏は絶家となったのであった⁽¹⁵⁾。ただし、兵衛尉と囚獄の子孫はそのまま前田家に仕え明治維新を迎えていること

から、この殺人事件にも何らかの知られざる背景があったと考えられている。

さて、この彦三郎の弟、囚獄の直系にあたるのが力造氏父子だが、興味深いのは、ルーツに関心をもった息子の隆英氏が最初に問い合わせたのが武田家旧温会であり、そこから紹介されたのが白石だったというエピソードである。

歴史ファンにはよく知られるように、小幡彦三郎の母（もしくは妻）は武田信豊（武田信繁の息子）の娘とされており、加賀小幡氏は武田氏の血をひく人々なのであった。その末裔が武田信玄にシンパシーを抱くのは当然といえよう。ところが白石からの情報提供のせいなのだろうか、この「郷土史家」と知り合ってから以降、力造氏は小幡氏だけの会を作ることには情熱を注ぐことになったのである。

ただ、野殿にルーツをもつ白石が、加賀小幡氏と旗本小幡氏の確執を知らぬはずはない。「悪むべきなり」と書かれた『小幡氏旧領弁録』の記事も読んでいないはずだ。そんな過去の行きがかりを捨て、白石が力造氏と深く親密な関係を築けたのはなぜだったのか⁽¹⁶⁾。

むろん、力造氏の直接の先祖である小幡囚獄が、滅亡時の紛争で兄の彦三郎に加担したことを示す文書はない。また、歴史家である白石にとっては、自身の研究を高く評価する力造氏が好ましい存在であるのは当然である。しかし、白石の小幡家への思い入れは、一般的な調査被調査の関係を超越する特別なものだった。父からの影響が白石の郷土研究のきっかけだったことを考えてみても、「殿様」＝旗本小幡氏は父祖の地への郷土愛を支える象徴的存在だったはずである。

ただ疑問なのは、白石の残した資料からは、彼と旗本小幡家の子孫との親しい交流が伺えないことである。白石は「維新後、尾羽打ち枯らして旧知行地を頼ってきた旧幕臣小幡氏を、白石一門は古い主筋として面倒をみたと伝えている。のち野殿及びその近辺の小幡家臣団の末と伝えている諸家は、既に失われていた宗泉寺の小幡氏の墓碑を再建している、野殿を頼ってきた小幡氏の末裔もここに眠っている」（白石 1978）と述べているが、明治維新以降権

力を失ったとはいえ、実際には旗本小幡家自体が消滅したわけではない。

宗泉寺の住職である柴山輝行氏の説明によると、「小幡氏の直系は、娘だけで家が途絶えてしまうことになった。それを（宗泉寺の住職をしていた）祖父が小幡氏を絶やしてはいけないとの考えで、お婿さんに小幡姓になってもらい、今も檀家として続いています」（話者 柴山輝行 2023 要約）というのである。

この小幡家再興の試みとその顛末については場を改めて論じたいが、以上のような事情のため、旗本小幡家の人々は、自身が再活性化運動の象徴となるのを避けたのではないと思われる。しかし、地域の人々や小幡氏「旧臣」の末裔たちにとってみると、かつての「野殿千石」の主の役割を受け継ぎ、自身らの結集の核となる存在がどうしても必要だったのではないか。それが囚獄の末裔にあたる小幡力造氏だったのであろう。

時代の流れで登場人物は変化しても、民俗社会の人々は物語構造が不変であって欲しいと願う。そのため祖型の反復が図られ、リバイバルの試みがなされるのであった。

5. 村の人々と「郷土史家」

(1) 國峯城に登る

『関東武士・上野国小幡氏の研究』出版の直前、白石は國峯城跡に登った。そこから野殿村を眺めて何らかの感慨に耽ったらしいが、白石が故人のため、そうしたことをした理由は明らかではない。ただし、白石の調査協力者の一人、白石幸晴氏は以下のように述べる。

「小幡氏の本が出版される直前、二人で國峯城に登ったのです。あとで住職も案内しましたが、このときは二人でした。白石先生が行ってみたいとどうしてもわからないというので、夕方、革靴のまま登りました。國峯城からは北野殿がよく見えます。野殿は小幡領の最北の地です。宗泉寺はその最北の地に信秀が作った寺です。野殿村の歴史は古いのです」

（話者 白石幸晴 2023年 要約）

幸晴氏は白石とは別系であるものの、野殿村の白石一族のひとりであり、家にあった縁起書を調べるなど自分なりに一族の歴史を研究していた。二人が親しくなったのはそれがきっかけだったようだ。ただし両者とも白石姓であり、宗泉寺の檀家同士でもあったから、懇意の間柄となるのは自然な成り行きだった。それに東京生まれの白石にとっては、調査のコーディネーター役を務める人物が必要だった。幸晴氏は土地勘のない白石の研究を助けるため、自動車の運転や道案内を務め、そのフィールドワークをサポートしたのである。

さて、幸晴氏の談話のなかで注意すべき点は、國峯城からの眺望を根拠にして村と小幡氏の関係の深さを強調することである。先に指摘したように、野殿村は中世の「小幡領」のなかでは北辺の地であった。ところが近世になるとこの周縁の地がそのまま「小幡領」の中心となったために矛盾が生じたのである。小幡氏関係者にとって、野殿村は中心性と周縁性とを兼ね備える特別な場所になったのだった。國峯城からよく見えるという主張は、村民の自尊感情の複雑さを表わしている。

ちなみに王や領主などが小高い丘や山に登り、そこから支配地を一望して自身の権威を確認することを「国見」というが、果たして「國峯」の語源がその「国見」であるかはわからない。じじつ、近世の『上毛伝説雑記』も「此処を國峯といふに就いて國峯の城といふ。上野國の峯の城といふにはあらず」と述べ、國峯が地名であることを強調しているのである。しかし、寺社縁起や民間伝承の世界において、小幡氏の先祖が「国主」⁽¹⁷⁾「国為母」「人民為父」⁽¹⁸⁾などと呼称されていたことを考えれば、この白石による「国見」にも何か特別の意義が存在したのかもしれない。ただし、白石と同行した幸晴氏にとってみれば、この二人の「国見」は、「国」と小幡氏の結びつきの確認ではなく、野殿村の歴史の古さを再認識するためのものだったのである。

(2) 野殿村の歴史は古い

明治7～8年に群馬県によって編まれた『上野國郡村史』⁽¹⁹⁾には、野殿村の地名由来を小幡羊太夫伝説と関係付ける記述がある。養老年間の羊太夫討伐の際、野殿は官軍の大將が陣を構えた地だというのだが、村と小幡氏との関係を古代にまで遡らせるための言説であろう。ただ注意すべき点は、白石がこの種の民間伝承に対して常に否定的だったことである。

「一説は、明治の始めの頃、村老が伝承していた説で、次のように云われています。『養老年間に、多胡の羊太夫反逆に対して、朝廷は安芸国広嶋宿禰長利を將とした官軍を下向させた。この際に、この村に本営をおいた事から野殿の称がおきた』。広嶋という地名は、豊臣の重臣福島正則が太田川河口にひらいた地につけた新しい地名です。徳川時代に入って、羊太夫物語が普及してからのコジツケである可能性が高いと思っています」

(白石の講演原稿 年代不明)

安芸国広嶋宿禰長利とは、「羊太夫物語」の一部の写本に登場する架空の人物で、時に小幡氏の先祖とみなされることがある。物語では、苦戦の後ようやく小幡羊太夫を滅ぼした長利が、その姓と領地を受け継ぎ新たな小幡氏の先祖になったとされる。

つまり、野殿がもし実際に広嶋宿禰長利の陣所跡であるとしたら、この村こそまさに小幡氏の勝利と創世を象徴する地ということになろう。ただし、「羊太夫物語」が明らかにフィクションであることは、現代人には広く知られているのである。

一般に、19世紀民衆の自己意識は神話的なものから世俗的なものに変化したとされる。ところが、時代の歴史観が変化したにもかかわらず、野殿村の人々は相変わらず羊太夫伝説に拘泥していた。これはおそらく地誌編纂に際して、彼らが村と小幡氏とを結びつける古い史料を発見できなかったためであろう。実証性と科学性を重んじた白石が、こうした地名伝承を斥けたのは正しい判断であった。

ところが奇妙なことは、この伝説を否認したにもかかわらず、白石が小幡氏の古代的権威、伝統性についてしばしば肯定する発言をしたことである。

「以上まとめますと、古くから関東でも先進地であった甘楽に、その開発を推進・統率した古代豪族がいた事は確かです。それが引き続き天仁の再開発にもあたったと云えましょう。後でふれますが、後々この古代豪族が、他の勢力と交替した形跡はありません。小幡氏は、古代豪族に発し、平安末期はこの地を再開発した豪族の流れとみなして良いと考えます」 (白石の講演原稿 1990)

「甘楽郡司であったという伝承、羊太夫伝説に小幡氏がからんでいる等の事も、出自を考える上に無視できぬファクターではなかろうか。小幡氏の祖は、おそらく律令制の時代、あるいはさらに古代より此の地に根付いていたこの地方の豪族であった可能性が高いと思えるのである」

(白石の講演原稿 年代不明)

以上のような白石の主張によれば、小幡氏の先祖は上野国土着の古代豪族であり、歴史を通じて地域の開拓や勸農に励んできたという。そして、羊太夫伝説などの民間伝承がしばしば小幡氏と関係づけて語られるのも、その歴史が古いせいだと言うのである。たしかに、『神道集』をはじめとする神社縁起的な歴史叙述類や、近世の家譜、系図、由緒類には古代小幡氏が登場する。民衆文化のなかの小幡氏は、古代上野国の英雄に起源を持つ存在とされるのである。

しかし、それはあくまでも中世以降のイメージなのではないか。古代小幡氏の存在は歴史的に立証できないし、近世に小幡氏自身が編んだ公式の系譜類においても、他地域から来住した家筋だと述べられている。

では、科学性を重んじていたはずの白石が、なぜこのような歴史の常識に反する主張をしたのだろうか。同様の見解は自身のルーツについて述べた記述のなかにも見えるので、比較のため引用する。

「白石の遠い祖先はだれであろうか。著者は、恐らくは岩井及びこの近辺の古墳群に眠る古代人こそ我々白石の祖ではないかと密かに考えている。平野部の新開地の住民の祖は、いかに辿っても、元禄より前は不明であり、何処から来たのかも分からないはずである。著者は、これら今となつては名も分からない古代人が祖先であったとしても、遙かな古い上毛野国の昔より連綿と続く血流と、高らかに誇れると思つている」

（『上野国白石氏について』（1978））

『上野国白石氏について』は、白石の論文のなかでは初期のもので、安中市・安中文化会機関誌『冊簡』25号に掲載された。地域の歴史愛好家を読者に想定したものであるが、白石によれば、当該論文は「一連の『上野國小幡氏』の研究の一環を構成するもの」とされ、実際に『関東武士・上野國小幡氏の研究』にも再録されている。

引用したのは論文の末尾にあたる部分だが、注目したいのは、白石一族が「上毛野国の昔より連綿と続く」と述べられていることである。文中で白石自身も述べているように、もとより根拠のある主張ではない。

それにもかかわらず、白石が自身のルーツを遠く「古墳群に眠る」無名の古代人に求めたことが重要だろう。これについては、群馬県がなぜ「古墳県」と呼ばれるに至ったかという県民性にもかかわる問題であるため、地域文化論として別に検討する必要があるが、白石ら野殿の人々の場合は、その地域的アイデンティティが直接「古墳文化」、ナショナリズム、天皇制などにはつながらず、小幡氏という媒介者の存在を必要としたことがユニークである。

その意味で、白石の「古代小幡氏」への眼差しは、近世野殿村の人々から受け継いだ伝統的なものであり、その小幡氏研究も地域の人々のニーズに応えた郷土研究の試みだったと言える。それが「郷土史家」の限界だと指摘するのはたやすいが、こうした民俗に根ざす当事者性こそ、白石の研究を比類ないものにしたのだった。

6、おわりに

本論文では群馬県地域の在野の歴史家の一人である白石元昭を例にして、「民俗社会と「郷土史家」の関係」を知識人論の視座より明らかにした。

現代の日本において、子孫会などの「史縁集団」にはその「指導」にあたる「郷土史家」が存在し、中心的メンバーと親密な協力関係を築いていることがある。むろん、そうした「郷土史家」は単なるコンサルタントでしかないこともあるが、「國峯小幡氏に集う会」と白石の場合、両者の関係は過去の歴史的記憶に裏打ちされ、地域の民俗により規定されていた。

白石の父の故郷である野殿村には、力を奪われた権威（小幡氏）を民衆が助け、新たな歴史実践の主体（家、村、寺など）となった、という物語が参照すべき神話的原型として存在していた。近世の村人はそれらの物語に自身の人生の営みを重ね、権威との一体化を図ろうとする傾向を持ったが、村長の孫である白石の小幡氏研究もまた、結局は子孫会結成という文化的リバイバルの動きにつながった。

「郷土史家」は自身の意思に関わらず、人々から「実用的過去」の専門家とみなされやすい。彼らは往々にして学会での評価には無関心であり、研究者としての成功でなく、自身をとりまく人々からの感謝や賞賛を重んじる。白石がさいごまで地域の人々の歴史観を尊重し、小幡氏が古代上毛野国の後継者だと主張したのはそのためであろう。

参考文献（順不同）

- オークショット マイケル 2013『歴史について、およびその他のエッセイ』風行社
 ホワイト ヘイドン 2017『実用的な過去』岩波書店
 飯倉義之 2010「郷土史家の声、民俗学者の耳—『不適格な話者』としての郷土史家」『郷土史と近代日本』角川学芸出版
 今井善一郎 1976『今井善一郎著作集』第一部 煥乎堂
 岩橋清美 2010『近世日本の歴史意識と情報空間』名著出版
 及川祥平 2017『偉人崇拜の民俗学』勉誠出版
 落合延孝 1996『猫絵の殿様—領主のフォークロア』吉川弘文館
 久留島浩・吉田伸之編 1995『近世の社会集団 由緒と言説』山川出版社
 黒田基樹 2015『増補改訂 戦国大名と外様国衆』戎光祥

出版

- 佐藤喜久一郎 2007 『近世上野神話の世界—在地縁起と伝承者』 岩田書院
- 佐藤喜久一郎 2012 「多胡碑と渡来人のフェイクローア—郷土史をめぐる文化政治学」『郷土再考—新たな郷土研究を目指して』 角川学芸出版
- 佐藤喜久一郎 2017 「多胡碑の模刻と羊太夫の墓誌—記念物とフォークロア」『郷土の記憶・モニュメント』 岩田書院
- 佐藤喜久一郎 2020 「小幡家の帰還—小幡羊太夫信仰と多胡碑隠存事件」『群馬歴史散歩』 263
- 志立正知 2009 『「歴史」を創った秋田藩—モノガタリが生まれるメカニズム』 笠間書院
- 白石元昭 1978 「上野国白石氏について」『冊簡』 25
- 白石元昭 1981 『関東武士・上野国小幡氏の研究』
- 白石元昭 1986 「貫前神社と一之宮小幡文書」『群馬文化』 206
- 武井基晃 2003 「史縁集団の伝承論—文字記録の読解と活用を中心に」『日本民俗学』 235
- 時枝務 1993 「村人の民俗学—今井善一郎の視座」『信濃』 45巻9号
- 時枝務 2010 「実学としての郷土史—今井善一郎の郷土史構想」『郷土史と近代日本』 角川学芸出版
- 成田龍一 1998 『「故郷」という物語—都市空間の歴史学』 吉川弘文館
- 羽賀祥二 1998 『史蹟論—19世紀日本の地域社会と歴史意識』 名古屋大学出版会
- 松田猛 2010 「多胡碑の隠存と終戦直後の文化財保護行政」『近藤義雄先生卒寿記念論集』 群馬県文化事業振興会
- 宮田登 1992 『日和見—日本王権論の試み』 平凡社
- 山中さゆり 2008 「小幡氏伝来文書について—その由緒と家譜編纂を中心に—」『松代』 22

注

- (1) 志立 2009など参照
- (2) 黒田基樹も「小幡氏については、白石元昭氏による研究がほとんど唯一のものといっている」（黒田 2015）と評価している。
- (3) 白石元昭夫人インタビュー（2023）による。
- (4) 『安中市史』 通史編（安中市 2003） 355頁
- (5) 『甘楽町史』（甘楽町役場 1979） 140頁
- (6) 『上野志料集成』 2（煥乎堂 1917） 所収
- (7) 「祠のある大石」『上毛むかし話』（群馬県警察本部 1960） 76～78頁
- (8) 久留島浩・吉田伸之編『近世の社会集団—由緒と言説』（山川出版社 1995）など参照。
- (9) 及川祥平はこうした伝説を近世庶民の歴史観を反映する「由緒的世界の物語」と呼んでいる（及川 2017）。
- (10) 『安中市史』 通史編（安中市 2003） 362～371頁、同近世史料編（安中市 2002） 333～347頁
- (11) 庄左衛門の名主就任と前後して先の名主の不正が追及された。小幡家が庄左衛門を重用した理由は現実的なものだったと考えられる。
- (12) 一宮小幡家（大宮司家）の近代史については別の機会にあらためて論じることとする。
- (13) 小幡静（龍蟄）の歴史意識については（山中 2008）

を参照

- (14) 群馬県甘楽町轟宝積寺所蔵
- (15) このお家騒動の物語が後年世間に流布されて侍女「お菊」の怪談物語になったとの説もある。
- (16) 白石自身も「信秀は彦三郎の手にかかった公算が大」と述べる（白石 1981） 73頁。
- (17) 例えば国峯村の斉藤長右衛門（国峯小幡氏に集う会の斎藤充司氏の先祖）が宝暦4年に記した同家の由緒書によれば、「小幡羊太夫宗勝」は「国主」だとされる。
- (18) 「上野国那波八郎大明神事」『神道集』において、小幡氏の先祖のひとりである宗光を讃えていった言葉。
- (19) 『上野国郡村誌』 10 碓氷郡（群馬県文化事業振興会 1984）

渡良瀬川の認識変遷

—— 文学作品を手がかりに ——

井坂優斗

1、はじめに

渡良瀬川は群馬県沼田市と栃木県日光市にまたがる皇海山を水源とする。現在、群馬県みどり市・桐生市・太田市・館林市、栃木県足利市・佐野市など両毛地域の県境付近を流れた後、茨城県・埼玉県の県境域に達し、利根川に合流する。

渡良瀬川の名は、足尾銅山鉱毒事件の被害を受けた河川として広く知られている。足尾銅山は近世期から採掘がはじまり、1973年（昭和48）まで銅山として機能していた¹⁾。

その間、特に明治中期、銅生産拡大と水害多発などが相まって、足尾銅山から流出した鉱毒が渡良瀬川を通して流域に大きな被害をもたらした。

1885年（明治18）には鉱毒問題が「朝野新聞」で取り上げられて他地域でも注目を集めはじめ、1891年（明治24）には田中正造が帝国議会で鉱業停止を要求した。このような鉱毒反対運動は大きな動きとして被害地を中心に拡大していった。

こうした歴史をもつことから、渡良瀬川を語る上で田中正造と足尾銅山鉱毒事件は切り離し難いことは自明である。

だが、それによって逆説的に、渡良瀬川はそうした歴史的な背景を交えて語られることが中心となり、その見え方が限定的なものになってきているのではないだろうか。

では、渡良瀬川は実際にはどのように見られてきたのだろうか。

私は、文学がその答えをある程度導ける材料であると考えている。文学から得られる情報、空間表現は虚

実入り交じることもあるが、多くの場合は著者の感性、認識が反映されるものである。渡良瀬川を主題にしているかどうかに関わらず、渡良瀬川を登場させるとき、そこには渡良瀬川に対するその作者の見方が反映されるものと考えられる。

そのため本稿では、渡良瀬川についての記述がある文学作品を題材とし、渡良瀬川の描写と鉱毒事件との関係から、どのように渡良瀬川が認識されてきているのかを明らかにしたい。

それにより渡良瀬川がどのように見られてきたのか、足尾銅山鉱毒事件と関わる描写がどのように反映され、あるいはそれらにとらわれない姿が描かれているのか、渡良瀬川の描かれ方を理解したい。

2、先行研究

渡良瀬川について触れた文学の先行研究としては、館野サク子『文学作品の中の田中正造』（2016）がある。書名の通り、田中正造に関する文学作品を紹介している。著書は1931年（昭和6）犬伏町（佐野市）生まれである。国語教師として田中正造に関する著作を読んできており、文学作品においていかに田中正造が描かれているかをまとめている。

館野は田中正造を中心にまとめたが、取り上げた作品は必然的に渡良瀬川についてもある程度触れたものとなる。

具体的には、大鹿卓『渡良瀬川』（1941）、同書を元にして作られた演劇台本・上村季久雄「ここもまた君がみ国のうちなれば」（1951）、城山三郎『辛酸』（1975）、吉屋信子『私の見た人 田中正造』

いさか ゆうと（館林市教育委員会文化振興課市史編さんセンター 主事（学芸員））

(1979)、佐江衆一『田中正造』(1993)、日向康『果てなき旅 上』(1978)・『果てなき旅 下』(1979)、立松和平『恩寵の谷』(1997)・『毒 風聞 田中正造』(1997)を主にまとめている。

また、2023年(令和5)1月から4月、古河市文学館では展示「文学の中の田中正造」が開催された。この展示では館野が挙げた作品のほかに、小林久三「暗黒告知」(1974)などが紹介され、さらに田中正造の半生を描いた映画「檻樓の旗」(吉村公三郎監督、1974)も併せて紹介された。

田中正造についてはこのように文学からの研究がなされてきているが、渡良瀬川については、私の見る限り文学を用いた認識の研究は乏しい。

そのため、本論では、館野が挙げたものの中でも渡良瀬川を特徴的に描写した作品を含めて、渡良瀬川についての表現がある文学作品を複数比較し、渡良瀬川の見え方に違いはあるのか、ある場合はその要因は何かを検討し、渡良瀬川の見え方を探りたい。

3、本論

本稿で扱う文学は小説、紀行文、記録文学、詩歌とし、できるだけ広範な分野を取り上げることで多角的な見え方を理解したい。

渡良瀬川に関する文学上の記述を、作者に注目して分類し、生年/渡良瀬川との関わり/所属等をあわせて記す。それぞれの情報から、世代・立場・立地による渡良瀬川への認識を明らかにする。

そうすることで、多角的・客観的な情報を知ることができると推測する。

以下、11名の作者の作品事例を作者の生年順に見ていく。

【事例1】 田山花袋 (1871年生/渡良瀬川下流域出身/小説家・作家)

田山花袋は、1871年(明治4)旧館林藩士の家に生まれた小説家、紀行文作家である。その作品では各地の様子を描写しているが、代表作『田舎教師』では渡良瀬川を次のように描写した。

渡良瀬川の利根川に合するあたりは、ひろびろ

としてまことに坂東太郎の名に負かぬほど大河の趣を為して居た。(『田舎教師』p.337)

ここでは渡良瀬川の利根川との合流域を描写しているが、利根川に負けぬ大河であるということを示し、当時深刻だった鉱毒事件には触れていない。

また、『花袋文話』においては、次のように表現した。

渡良瀬川は岸に竹藪の多い川であつた。それが漲る濁水に浸つて、藻のやうになつて漂つて居る。川岸の人家の家根は頭だけ水の上に見えて居る。(『花袋文話』p.104)

竹藪や人家が水害により浸水した様子が描かれた。水害多発期であった明治期の様子を描写しているが、鉱毒については特に描写していない。

【事例2】 栗原彦三郎 (1880年生/渡良瀬川下流域出身/政治家・足尾銅山鉱毒事件活動家)

栗原は1880年(明治12)栃木県安蘇郡閑馬村(現佐野市)生まれの政治家、雑誌編集者である。足尾銅山鉱毒事件解決に向けて尽力しており、田中正造から薫陶を受けている。つまり、足尾銅山鉱毒事件関係者である。

栗原は1926年(大正15)に詩集『あらきまゝ』を刊行し、そこで「渡良瀬川の堤上に立ちて」という詩を発表した。そこでは次のような表現がある。

眼を川向ふにむくれば/渡良瀬、館林より/毒塚にて名高りし/大島海老瀬の辺まで/野と言ふ野は青く/田も畑も豊かな穂波に蔽はれ/被害の跡は影も止めず/村里の森は繁り/屋根洩る家も見へず/豊年歌ふ歌声は/村より村へと聞かれたり/彼方古木の立てる森は/曾て谷將軍を伴ひ来たりし日/一行の休息したる石川氏の家ならん/其附近の田畑は/毒の岡となり/つくしの葉の外に/一本の草も生ぜず/桑の木さへ枯れ果てゝ/声涙共に下りし/稲村翁の嘆願と共に/一行の涙を誘へし所/恩師が旗下の

英傑／大出、永島、山本の諸氏／設楽、新井、
木村の諸老が／恩師と共に難戦苦闘せしも彼所
／今は見よ桑稲一面に茂り／六七尺も伸びし桑
のほとりに／唐キビの豊かに実りたるも見へ／
幸多き豊かの秋を誇り顔なり（中略）／アゝこ
れ夢か／夢にても善き夢なるを／現実に目のあ
たり見る吾等の／アゝ喜びは幾許ぞ／アゝ喜び
は幾許ぞ／とめどもなく嬉し涙の／流るゝこそ
心地よけれ／夕立はつよく降れど／恩師の功績
の偉大なるをしのぶ吾等は／暮れかゝる堤の上
に／ぬるるも知らで尚ほ立てり

（『あらきのまゝ』 pp.938-940）

ここでは鉱毒事件で被害を受けた地域、特に館林から大島（館林市）、海老瀬（板倉町）あたりが次第に緑を取り戻してきた様子を描写している。さらに、これまでの鉱毒事件反対運動への協力者の名を出しながら、その苦闘の思い出とともに、豊かな実りある地に復したことへの強い感激を詠んでいる。

なお、この作品ではこうした復興への感動を詠んだ後、田中正造の言葉を思い起こし、その原点に立ち返って活動が続けようという決意が次のように詠まれている。

喜と祝福に満されし吾は／世の一切を忘れつゝ
／暗の堤を静かにたどれば／ゆるく流るゝ川音
の中に／人の声か／天の叫びか／『水源涵養を
忘るな／堤防は五十年の命／改修の河川も百年
の命／根本の問題を忘るな』と／吾も聞き友も
聞けり／是れ恩師が多年叫びし声／今も吾等の
耳底に残る／然り然り／吾等は眼前の喜びの為
めに／この根本問題を忘れて／吾等が恩師に
負へる／大なる責を忘れて／いざ諸共に／国
土千歳の大計の為に／振て水源の涵養を期せ
ん（『あらきのまゝ』 1926、pp.949-951）

当時、表面的な復興に浮かれていたことを恩師田中正造の言葉を想起し戒め、水源涵養を仲間と改め目指した様子が記されている。

このように、栗原は鉱毒事件の活動家であったた

めに、特に強く鉱毒と渡良瀬川について触れている。事件当事者の視点からも、大正末期頃には表面的には喜ばしい環境になっていたことがうかがえる。

この時期は、明治末期から谷中村を犠牲とする大規模河川改修が行われたことで洪水被害が減り、鉱毒被害が表面的には見えにくくなっていった時期である。栗原が最初に感じていたような、表面的には喜ばしい環境になっていたというのが当時の見え方と思われる。

実際、『館林市史通史編3』⁽²⁾で指摘されるように、この頃には政府により鉱毒問題が治水問題にすり替えられ、洪水を防ぐことが肝要であり鉱毒の根本的な解決が煙に巻かれたような対応となっていた。

しかしながら栗原の特筆すべき点は、水源の涵養という大目的は忘れないようにという決意をしていることである。これにより本質は解決していないことを示し、少なくとも栗原とその同志らは問題の根本的解決に至っていないことを自覚し、表面的な渡良瀬川の綺麗さに満足してはならないということまで、渡良瀬川を見る中で思考している。

【事例3】 安保峽村（1880年生 / 非渡良瀬川付近出身 / 歌人）

安保峽村は、1880年（明治13）生まれの歌人である。後年宇都宮に住んだ。1958年（昭和33）に歌集『原始林』で次の句を詠んだ。

（昭和二十七年）

渡良瀬川吟行

白鷺がとぶよと見れば芒原遠く消えゆく翅光らせて

ねころべる我が顔暑し穂芒のそよぐともなき微かなる音

ねころべる我が胴體をとび交す飛蝗塵ありこほろぎ塵あり

ねころびて眺むる秋の空ふかく澄み極まりて微塵とどめず（以上）（『原始林』 p.88）

渡良瀬川のどの位置で吟行をしたかわからないが、芒や昆虫があり、静かで穏やかな様子が描写さ

れている。

戦後直後においては荒廃という印象はもたれなかったようである。

【事例4】 大島万世（1894年生 / 渡良瀬川中流域出身 / 劇作家）

続いて、大島万世は、1894年（明治27）山田郡毛里田村生まれで、上京し銀行に勤務しながら日本近代社会劇を開拓した人物である。1935年（昭和10）に『大島万世戯曲集』を著し、その中に戯曲「渡良瀬川の義人」を載せた。これは田中正造を主人公とし、谷中村の荒廃と田中正造がそれにたいして立ち上がる様子を描いた作品である。

この作品における渡良瀬川は、洪水で谷中村を破壊する存在である。冒頭で谷中村民が洪水により避難する場面で、次のように記される。

明治二十三年初秋の或夜、栃木県谷中村附近—渡良瀬川堤防の上。大暴風雨—激しい雨と風の音が物凄く吠えるやうに鳴り立つてゐる。洪水の流れる響、遠近の村落で乱打する無気味な半鐘の音、老若男女の異様な叫び声の中に幕開く。（中略）

洪水の激流から起る河霧は、河面や堤防の上へ煙のやうに舞ひ上る。雨や風は徐々に歇んで空は蒼黒く霽れ神秘的な星が輝き始める。

（『大島万世戯曲集』 p.328）

ここでは、鉍毒よりも洪水の象徴として印象的に描かれる。田中正造を扱う故に鉍毒が問題の根底にあることは自明だが、被害地住人にとってはまず洪水こそ切羽詰まった危機であり、鉍毒まで考えている余裕はないというような印象を受ける。戯曲であるためインパクトのある場面が描かれるのは真つのだが、**【事例2】**の栗原彦三郎が『あらきのまゝ』で指摘していたように水源の涵養こそ本質という視点が欠如しているように見える。

しかし、これは谷中村が廃される過程を描くこの作品においては必然ともいえる。前述の通りこの時期は治水問題こそ最大の問題であり、田中正造の死

もあって鉍毒問題が話題としてトーンダウンしていたからである⁽³⁾。

この作品は、そうした時局を忠実に反映し、当時の人々の心理として実際に治水問題が最重要なことと捉えられていたような印象を受ける作品である。

大島万世は、さらに1943年（昭和18）に『岡上景能 天狗岩奇譚』において渡良瀬川を描写した。これは近世前期の武士で足尾銅山奉行を務めた岡上景能を描いた小説である。

この作品では、1674年（延宝2）のある暑い日に農民が渡良瀬川の水を飲んで倒れた場面が描かれる。そのとき、渡良瀬川の水は決して飲んではいけないものとして周知されていたとされ、その水を飲んではいけない理由は、雨が降ると鉍毒があふれてくるからとされていたと描写される。次の通りである。

「おい、おめえ、おめえは若しか、川の水を飲みやしないか。あの渡良瀬川の水をよ」

と、病人の方へ首をのぼして訊いた。

すると、病人はすぐに頷いた。

「そ、それだ！だからお代官様があゝして「川の水呑むべからず」つて札を立てたんだ。夕立が降つた後には、きつと足尾の鉍毒が流れて来るから、決して川の水を飲んぢやならねえつて、確くとめられてあるんだ。それを承知で飲むなんて、おめえが悪いぞ」

（『岡上景能 天狗岩奇譚』 pp.42-43）

この作品においては、近世前期においても鉍毒は自明のものとして流域住民に理解されていたように描かれ、迂闊に飲むと病になるものとされている。

近世前期において足尾銅山で採掘が行われていたことはわかっているが、それによる鉍毒被害については大々的に知られておらず、大島の創作が含まれていると考えられる。

『笠懸村誌 下巻』においても、この作品は「作者大島の考証を得て虚説（根拠のない説）実説入り交じり、ゆたかな大衆小説に仕立てあげられている⁽⁴⁾と評されている。

いずれにせよ、ここにおいては先の戯曲「渡良瀬川の義人」とは違い、鉍毒が渡良瀬川と結びついて語られている。治水対策による渡良瀬川の落ち着きからおよそ10年経過しているが、鉍毒問題と渡良瀬川はかつて人々を悩ませたものとして、いわば昔話のような扱いという印象を受ける。

【事例5】 大鹿卓（1898年生 / 非渡良瀬川付近出身 / 詩人・教員）

大鹿卓は1898年（明治31）愛知県海部郡津島町（現津島市）生まれの小説家、詩人であり、化学教師をしながら作品を残した。鉍毒問題に関心を持ち、たびたび作品に渡良瀬川や谷中村についての描写をしている。特に1941年（昭和16）に著した『渡良瀬川』は翌年に新潮社文芸賞を受賞しており、高い評価を得た。

大鹿については館野の先行研究でも紹介されているが、館野は渡良瀬川の表現に特別注目はしていない。

代表作『渡良瀬川』は、足尾銅山鉍毒事件の全貌を描いた文学作品である。

『渡良瀬川』は公害が深刻化していた1970年に再刊された。その際に公害問題研究者である宇井純が「本書再刊の意味」を寄稿した。そこでは、『渡良瀬川』を「相次いで起る事件の時間的な順序から鉍毒事件の真相を追い詰めてゆくきわめて地味な方法で、田中正造を中心とする鉍毒事件の巨大な全貌を描ききった。いささかも誇張を交えない謙虚な筆をもってしてはじめて時間の壁をこえた真実を我々に伝えてくれている」⁶⁾と評価されている。

『渡良瀬川』では、渡良瀬川はやはり負の象徴である。次のような表現がある。

右手に根ぶかい渡良瀬川を、左手に収穫の跡もとぼしい被害地を眺めつつ、堤防の上を馬に揺られて行った。何回ここを往復しただろう。そう思うときさまざまな苦い追憶が蘇ってきた。するとまた明日から自分はその運動に帰らねばならぬと、自ら心が決ってきた。

（『渡良瀬川』（再刊）p.249）

鉍毒反対運動家にとってはまさに活動の原点に渡良瀬川と流域被害地の荒廃があり、見ると決心をさせるものとして描かれた。

また、大鹿は1942年（昭和17）に表した著作『かしはらをとめ』に収録された随筆「十一月三日」で、谷中村出身者に当時の谷中村の様子を案内してもらった様子を次のように記した。

「あれが谷中瀧水池です。年々洪水の泥で埋まってあの通り池でなくて岡が出来ています。赤麻沼などはもう全く岡地になって平水時は鬱蒼と草木が繁っている始末です。」

なるほど見渡したところ葎や柳の類に蔽はれた陸地が打ちつづいていて、水面は切れ切れに鈍く背を光らせているのみである。渺茫とたたえた水を想像していただけに、私もそれが瀧水池だとは気づかなかった。

（『かしはらをとめ』p.29）

明治末期から大正期、鉍毒事件の結果として水害対策のために渡良瀬遊水地が造成され、谷中村が犠牲となった。遊水地ができる以前の情景を、大鹿は聞き書きとして作品に表現した。

【事例2】 などでは一応平和になったように描かれた渡良瀬川も、谷中村は遊水地として姿を変え、元には戻せなくなった状態がうかがえる。

【事例6】 手塚富雄（1903年生 / 非渡良瀬川付近出身 / 文学者・評論家）

手塚富雄は1903年（明治36）宇都宮市生まれのドイツ文学者・評論家である。1953年（昭和28）に著した小説『社会の橋を』で、次のように記す。

足尾の渡良瀬川といえば、すぐ「鉍毒」という言葉を思い出す人は、いまでも少なくあるまいと思う。渡良瀬川の流域六万町歩、一三六ヶ村の土地は荒れに荒れ、そのほとりに出て川音をきくと、子供心にも非常にうらさびしいものとしてきこえた記憶がある。

（『社会の橋を』p.198）

手塚は「いまでも少なくあるまい」という表現をしており、鉱毒事件は過去のものとして認識していること、渡良瀬川は鉱毒と結びついて語られることを示している。

さらに、「子供心にも非常にうらさびしい」という表現からは、明治後期から大正初期頃の渡良瀬川の荒廃は子どもから見ても異常なものと認識されていたことがわかる。

【事例7】 富田常雄（1904年生 / 非渡良瀬川付近出身 / 小説家）

富田常雄は1904年（明治37）東京府生まれの小説家である。『姿三四郎』などを著した大衆小説の大家として知られる。1953年（昭和28）に著した長編小説『若草』では、主人公の故郷が桐生市に設定され、次のように表現されている。

渡良瀬川に架けた百五十米の錦桜橋の下には、こゝらあたりから河幅の拡がった水が、ところどころに瀬や淵をつくつて清冽に流れ、素裸の子供達が綺麗な水に全身を透き通らせて泳いだり、水飛沫をあげていた。（『若草』 p.82）

ここでは綺麗な清流として渡良瀬川が描かれている。富田は経歴上桐生市に在住歴はない。この表現が当時外部の者がもつ渡良瀬川への印象として一般的なものは不明だが、同時期に生まれた**【事例6】**の手塚のように鉱毒を意識しておらず、清流の印象である。

手塚は宇都宮出身で荒廃した渡良瀬川を目にしたことがあるが、東京府出身の富田は少なくとも荒廃が深刻な時期には渡良瀬川を見ておらず、1950年代の状態を客観的に描写していると理解できる。

【事例8】 おのちゆうこう（1908年生 / 非渡良瀬川付近出身 / 渡良瀬川上流域で教員経験）

児童文学作家のおのちゆうこう（本名小野忠孝）は、1908年（明治41）利根郡白沢村（沼田市）に生まれた。1941年（昭和16）に小説『若き日』を著

し、自らの過去を振り返った。そこでは教員として沢入（みどり市）に赴任したときに渡良瀬川に直面したときの様子が次のように描かれた。

赴任しなければならない澤谷は、足尾へ一里で、一日に四時間ほどしか日の照らない山壁の部落^{むら}だった。高峻な山と山とに挟まれたこの部落は、百姓で生活のたつ部落ではなかつた。屏風だちした岩壁から花崗岩を伐り出して、鉄道で遠く東京へその石を売捌いてゐた。ダイナマイトの音が終日ひびき、結核患者が多くて、葬式の絶へ間のない部落だつた。溪谷を流れている渡良瀬川は、足尾の鉱毒—硫酸銅が溶けてインクのやうに緑だつた。（中略）

学校の、すぐ眼の下を流れてゐる、渡良瀬川は鉱毒のために泳ぐことが出来なかつた。勿論魚さへ住んでゐなかつた。水泳場は学校から十二三町あつた。それは渡良瀬川に注ぐ大きな支流だつた。雑木林を抜けてゆくと、七八坪ありさうな滝壺があつて、子供の三十人くらいは収容できた。子供は、男も女も魚のやうに活発に水泡を立てて騒ぎまはつた。

（『若き日』 pp.131-132、pp.207-208）

おのがここに勤めていたのは昭和初期であり、ちょうど**【事例2】**の栗原彦三郎が渡良瀬川の環境復興に感動していた頃に重なる。ここで描かれるのは渡良瀬川上流部であり足尾銅山に近い場所である。栗原が感動を覚えたような美しさを感じられる描写はなく、鉱毒被害が続き未だ深刻な被害状況であることを示している。

まさに栗原が自戒していた田中正造の「水源の涵養を忘れるな」という言の通り、水源地近くは鉱毒問題解決とは程遠い状況で、昭和初期においても渡良瀬川は実害をもたらすものであり、負のイメージで認識されていたと理解できる。

【事例9】 葭井喬（1917年生 / 渡良瀬川下流域出身 / 歌人・書家）

葭井喬（斎藤巳三男）は1917年（大正6）館林生

まれの歌人で、齋藤谿泉の名で書家としても活動した。1960年（昭和35）に著した短歌集『生々流転』で、次の短歌を詠んでいる。

冬瀬に拾ふ
 掬ひたる川瀬の砂のさらさらと乾きてをれどふ
 れのつめたさ（渡良瀬川の畔にて）
 瀬の砂のひえびえとして乾けるは冬の久しきに
 堪へしなるべし
 拾ひたる川原の石はひえびえし芒枯れ穂のなか
 にすてたり
 川風は寒くし吹けど枯れ芒おほかた折れてあま
 り動かず
 夕さればつめたくなりし川の瀬の芒秀のみに沁
 みるふゆかけ（『生々流転』 pp.1617）

渡良瀬川の冷たさを砂、石、川風、枯れ芒などから描写している。冬の寒さを捉えており、もの悲しさを感じさせる描写であるが、鉱毒関係については明言されていない。

【事例10】 佐伯一麦（1959年生 / 非渡良瀬川付近出身 / 作家）

佐伯一麦は1959年（昭和34）宮城県仙台市生まれの作家である。1980年代末から渡良瀬川下流域である茨城県古河市で配電盤工場に勤務しており、その頃の自らを重ねて描いた私小説『渡良瀬』がある。『渡良瀬』は1993年（平成5）から1996年（平成8）まで『海燕』に連載したが、加筆修正を加えて2013年（平成25）刊行された。そこでは主人公が古河の釣り人と邂逅する場面で、釣り人から語られたこととして次の描写がある。

「んでもよ、こんなコンクリートで岸を固められちゃってからは、魚が少なくなっちゃったよ、それにさ、あんな水門が出来て堰き止められちゃおしまいさ、あの向こうには水がめこさえちまってさ、見てみなよ、川が流れねえで淀んでるだろ」（中略）
 「一度死んでようやく息を吹き返したっていう

のに、また死んじゃうのかねえ、この川は」（『渡良瀬』 p.196）

このあと、主人公はこの話が足尾鉱毒事件を指していたことを理解するが、すぐにはそれを理解できなかった。

ここからは、鉱毒事件は地元の人にとって負の象徴として強く意識されており、一度死んだ川になったと認識されていることがわかる。

また、遠方出身の主人公は知識として鉱毒事件を知っていても、1990年頃の渡良瀬川を見て、その被害地であることを理解するのが遅れ、この会話の後、谷中村跡地に赴くことで理解している。渡良瀬川を見ただけでは鉱毒を連想せず、それに関連するものを目にしてはじめて、歴史上の出来事と認識していた鉱毒事件の現場だと腑に落ちたことが描写された。

【事例11】 森高千里（1969年生 / 非渡良瀬川付近出身 / 歌手）

森高千里は1969年（昭和44）大阪府生まれ熊本県出身の歌手である。1993年（平成5）に発表した代表曲「渡良瀬橋」は自ら作詞している。足利市に架かる渡良瀬橋を中心に歌ったもので、渡良瀬川も印象的に登場する。その歌詞は次の通りである。

渡良瀬橋で見る夕日を／あなたはとても好き
 だったわ／きれいなとこで育ったね／ここに住
 みたいと言った（中略）
 この間 渡良瀬川の河原に降りて／ずっと流れ
 見てたわ／北風がとても冷たくて／風邪を引い
 ちやいました（「渡良瀬橋」歌詞より）

森高は実際の渡良瀬橋を見学した（https://www.youtube.com/watch?v=tcAL_I_DJUM）。その際の体験を歌詞にしている。

渡良瀬橋からの景色を指して「きれい」としており、また、川原は北風が冷たいという表現にとどまる。少なくとも鉱毒の川というイメージは描写されていない。

表1 足尾銅山鉍毒事件・渡良瀬川文学関連年表

年	鉍毒事件関係	渡良瀬川を描いた主な文学作品	作品が描写した時代	事例で紹介した渡良瀬川の位置	作品に描写された渡良瀬川イメージ
1868年	明治政府が足尾銅山を支配				
1877年	古河鉍業が足尾銅山製錬所操業開始				
1885年	渡良瀬川魚類大量死				
1890年	渡良瀬川大水害				
1892年	第二回帝国議会で田中正造が鉍業停止要求				
1896年	渡良瀬川大水害				
1897年	第一回・第二回押し出し 栗原彦三郎らが被害地視察				
1898年	第三回押し出し				
1900年	第四回押し出し 川俣事件				
1901年	田中正造が天皇へ直訴				
1904年	田中正造が谷中村へ入る				
1907年	谷中村土地収用法適用 強制執行 足尾銅山暴動事件				
1909年		【事例1】 田山花袋『田舎教師』刊行	同時代	下流	広大
1911年	谷中村民北海道移住				
1912年		【事例1】 田山花袋『花袋文話』刊行	同時代	下流	深刻な水害
1913年	田中正造没				
1918年	渡良瀬川新川通水				
1926年		【事例2】 栗原彦三郎『あらかのまゝ』刊行	同時代	下流	表面的には穏やかになった
1935年		【事例4】 大島万世『大島万世戯曲集』刊行	明治末期	下流	水害の象徴
1941年		【事例5】 大鹿卓『渡良瀬川』刊行	明治末期	下流	鉍毒の象徴
		【事例8】 おのちゆうこう『若き日』刊行	同時代	上流	鉍毒の象徴
1942年		【事例5】 大鹿卓『かしはらをとめ』刊行	同時代	下流	谷中村破壊の象徴(遊水地)
1943年		【事例4】 大島万世『岡上景能 天狗岩奇譚』刊行	近世代	上流	鉍毒の象徴
1947年	渡良瀬川大水害(カスリン台風)				
		【事例6】 手塚富雄『社会の橋を』刊行	同時代	(不明)	過去の鉍毒の象徴
1953年		【事例7】 富田常雄『若草』刊行	同時代	中流	清流
		【事例3】 安保峽村『原始林』刊行	同時代	(不明)	穏やか、静か
1958年	群馬県内の三市三郡で渡良瀬川鉍毒根絶期成同盟会結成				
1960年		【事例9】 葭井喬『生々流転』刊行	同時代	(不明)	冷たさ、寂しさ
1970年		大鹿卓『渡良瀬川』再刊			
1973年	足尾銅山閉山				
1976年	渡良瀬遊水地総合開発				
		【事例11】 森高千里『渡良瀬橋』発表	同時代	中流	きれいな、冷たい
1993年		【事例10】 佐伯一麦『渡良瀬』連載(～1996)	同時代	下流	歴史上の被害地
2013年		佐伯一麦『渡良瀬』刊行			

【分析】

ここまで11名の事例を見てきたが、それぞれから読み取れる事項を現実の足尾銅山鉍毒事件と照合しつつ確認するため、表1・2を作成した。

表1は年号を左1列目、足尾銅山鉍毒事件関係の歴史的な事象を2列目、事例として取り上げた作品の刊行・発表の時点を3列目、その作品において舞台として描写された時代を4列目、特に事例で取り上げた部分が渡良瀬川のどの位置にあたるかを5列目、その作品で描写された渡良瀬川のイメージを6列目にまとめた。

この表を元に改めて変遷を分析する。

鉍毒事件被害が一つのピークを迎えた明治末期に刊行されたのは【事例1】のみである。そこでは渡良瀬川は広大な河川・深刻な水害をもたらすものと

して、鉍毒の表現は特別にはみられない。

【事例1】の時代は谷中村強制廃村の時期と重なり、鉍毒よりも治水問題が上位に来ていた印象である。【事例1】では時間差で被害を受ける鉍毒よりも、まずは真っ先に実害のある水害が、驚異として認識されていたことを象徴しているような印象を受ける。

【事例2・4・5・8】は昭和戦前期から戦中期にあたるが、いずれも鉍毒や水害が強烈的な記憶として残り、破壊の象徴のような描かれ方である。

【事例2】では水害が落ち着いたことで表面的な平和を取り戻した様子が描かれるが、【事例8】のような上流部では数年前も深刻な被害、【事例5】の谷中村では取り返しのつかない変化があり、未だ色濃く鉍毒を連想させていることがわかる。

【事例3・6・7】はいずれも1953年の作品だが、特徴的なのはいずれも鉱毒が過去にあったこととして認識され、清流なども記されるように変化している。鉱毒被害のピークから約半世紀を経て、鉱毒から離れた見方がようやくされはじめたようである。

それから少し経た1960年の【事例9】は冷たさや寂しさを描写するが、それが鉱毒と結びつくようには感じられない。やはり鉱毒はこの頃までに落ち着いたものと認識され、渡良瀬川そのものを描く際には特段意識した描写がない作品が増えてきたようだ。

さらに時が進むと、1993年に登場した【事例10・11】の事例が出てきた。【事例10】では歴史上の出来事として認識されている鉱毒事件が、被害地では未だ負の象徴として語られていることが示された。

一方で【事例11】では全く鉱毒を連想させず、純粹にきれいな川として認識されたことを示し、鉱毒事件と切り離された渡良瀬川像が描かれている。

続いて、取り上げた事例の作者について、生年・出身地・分野を一覧にしたのが表2である。

表2 作者属性

事例	作者	生年	出身	分野
事例1	田山花袋	1871年	渡良瀬川下流域	小説家・作家
事例2	栗原彦三郎	1880年	渡良瀬川下流域	政治家・活動家
事例3	安保峽村	1880年	非渡良瀬川付近	歌人
事例4	大島万世	1894年	渡良瀬川中流域	劇作家
事例5	大鹿卓	1898年	非渡良瀬川付近	詩人・教員
事例6	手塚富雄	1903年	非渡良瀬川付近	文字者・評論家
事例7	富田常雄	1904年	非渡良瀬川付近	小説家
事例8	おのちゅうこう	1908年	非渡良瀬川付近	教員
事例9	葭井喬	1917年	渡良瀬川下流域	歌人・書家
事例10	佐伯一麦	1959年	非渡良瀬川付近	作家
事例11	森高千里	1969年	非渡良瀬川付近	歌手

表2のとおり、鉱毒被害が深刻だった明治末期頃までに生まれていたのは【事例1～8】である。

このうち、【事例3・7】のみ負の象徴として渡良瀬川を描いていないが、他の6名は鉱毒あるいは水害に触れて渡良瀬川への負のイメージを描写した。

出身地に注目すると、渡良瀬川流域出身者は【事例1・2・4・9】であるが、【事例9】以外の3名は実体験として鉱毒あるいは水害を描写している。

【事例5】と【事例6】は被害地出身ではないが

鉱毒事件に関心をもって調査しており、【事例8】も非出身者だが、被害地に赴任したことで後から鉱毒被害を実体験している。

それを考慮すると、【事例3・7】が鉱毒被害のピーク時に生きていたにも関わらず渡良瀬川の被害を描写していないのは、鉱毒被害を実体験としては目の当たりにしていなかったこともあるのかもしれない。

一方で【事例9～11】は鉱毒被害のピークを実体験はしておらず、過去のこととして描写するとどまっている。

こうしたことから、渡良瀬川を鉱毒と結びつけるイメージは出身地を問わず鉱毒被害を実体験したものには強く印象づいているようだと思われる。

しかし、鉱毒被害を実体験していない地域・時代の事例では、渡良瀬川はほかの川と特別変わらない清流などのイメージ、あるいは鉱毒事件という歴史をもつ川として描写されている。

4. まとめと課題

本稿で判明したこととして、次のことが挙げられる。

- ①明治末期から戦中期までは渡良瀬川はほとんど鉱毒あるいは水害の象徴として語られる
- ②戦後は次第に鉱毒と切り離して描写される作品が現れはじめ、渡良瀬川の鉱毒事件被害は歴史上の出来事として語られるように変化していった。
- ③渡良瀬川を鉱毒事件と結びつけて描くのは鉱毒事件の実体験者が中心である。
- ④鉱毒事件を実体験していないものにとっては、鉱毒事件の歴史はもつが、他の川と特別変わらないようなイメージで語られている。

これらの要素から、渡良瀬川は鉱毒事件発生期に負の象徴として特に実体験者を中心に発信されたが、川そのものについては鉱毒被害が落ち着いた時期にみると、一般的な清流であることがわかった。

渡良瀬川が全国に発信されたのは鉱毒事件のためであるが、その要素を抜かせば地域にある広大できれいな川であり、だからこそ鉱毒事件が与えた負の

影響の大きさがうかがい知れた。

なお、本稿では多くの課題が残った。

第一に、明治末期以前の作品を取り上げていないことである。そちらも収集し分析することで、鉱毒事件の前・中・後の描かれ方の変化を理解しよう。

第二に、作品の収集不足である。渡良瀬川について触れた作品は今回事例として取り上げたもの以外にも数多く存在しており、より網羅的に収集することでさらに正確かつ多角的な分析が叶うだろう。

第三に、作品が与えた社会的影響の分析不足である。例えば【事例5】や【事例11】はヒット作・注目作として世間的に評価が高いが、どのように評価され、社会に影響を与えたのか分析する余地がある。

その他にも大小の課題はあるが、本稿では渡良瀬川の認識の文学作品上での変遷の傾向を示すことができた。

これを嚆矢として、今後より本格的な作品収集、調査を通し、渡良瀬川への認識を分析することで、渡良瀬川の認識の変化をより精緻に明らかにしていきたい。

註記

- (1) 山田武麿『群馬県の歴史』（県史シリーズ10）山川出版社、1974、p.241
- (2) 館林市史編さん委員会『館林市史通史編3』館林市、2016、p.143-149
- (3) 館林市史編さん委員会『館林市史通史編3』館林市、2016、p.149-157
- (4) 笠懸村『笠懸村誌 下巻』1987、p.1087
- (5) 宇井純「本書再刊の意味」大鹿卓『渡良瀬川』（再刊）講談社、1970、p.446

参考文献

- 相葉伸編『花袋とふるさと』みやま文庫、1968
安保峽村『原始林』ぬはり社、1958
大鹿卓『かしはらをとめ』愛宕書房、1942
大鹿卓『渡良瀬川』（再刊）講談社、1970
大島万世『大島万世戯曲集』演劇研究社、1935
大島万世『岡上景能 天狗岩奇譚』立誠社、1943
岡屋紀子「館林の文化人と田中正造 荒井清三郎（閑窓）・小室翠雲・田山花袋を中心として」渡良瀬川研究会編『田中正造と足尾鉱毒事件研究』17、随想舎、2017
おのちゆうこう『若き日』興亜文化協会、1941
栗原彦三郎『あらかのまゝ』中外新論社、1926
佐伯一麦『渡良瀬』岩波書店、2013
新保邦寛「田山花袋と〈足尾鉱毒事件〉」『稿本近代文学』6集、筑波大学文芸・言語学系平岡研究室、1983

館林市史編さん委員会『館林市史通史編3』館林市、2016
館野サク子『文学作品の中の田中正造』田中正造記念館ブックレットNo.9、NPO法人足尾鉱毒事件田中正造記念館、2016

田山花袋『田舎教師』左久良書房、1909

田山花袋『花袋文話』博文館、1912

手塚富雄『社会の橋を』読売新聞社、1953

富田常雄『若草』東方社、1953

松浦茂樹『足尾鉱毒事件と渡良瀬川』新公論社、2015

山田武麿『群馬県の歴史』（県史シリーズ10）山川出版社、1974

葭井喬『生々流転』青虹社、1960

参考 URL

森高千里公式アーティストチャンネル「「渡良瀬橋」について」

https://www.youtube.com/watch?v=tcAL_I_DJUM

◆年報◆

2023（令和5）年度 群馬県立女子大学群馬学センター年報

I 設置目的

群馬学センターは、群馬学推進のために必要な事業を行うための拠点として設置され、その成果を、群馬県立女子大学の教育研究活動に活用するとともに地域社会に還元することにより、資質の高い人材の育成と地域文化の向上発展に寄与することを目的とする。（群馬県立女子大学群馬学センター規程・第2条）

II 業務

群馬学センターは次の業務を行う。

- (1) 「群馬」についての様々な分野に関心の高い県内外の有識者、学内外の研究者及び一般県民の人的交流に関する業務
- (2) 「群馬」に関する様々な情報の収集整理、発信に関する業務
- (3) 「群馬」に関するシンポジウムの開催や各種講座の開講に関する業務
- (4) 「群馬学」の確立のために必要な調査研究に関する業務
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な業務
（群馬県立女子大学群馬学センター規程・第3条）

III 組織

1 運営委員会

群馬学センターの運営に関する重要事項を審議するために、学長が任命する委員をもって運営委員会を組織する。（群馬県立女子大学群馬学センター規程・第4条、及び同運営委員会規程・第2条）

〈2022・2023年度運営委員〉

小林 良江	センター長・学長	*2023年9月30日まで
塩澤 寛樹	センター長・学長	*2023年10月1日より
築瀬 大輔	副センター長・群馬学センター教授	
小林 徹	文学部長・英米文化学科教授	
甲村 美帆	国際コミュニケーション学部長・同教授	
権田 和士	文学部国文学科教授	
三宅 秀和	文学部美学美術史学科准教授	
鈴木 親彦	文学部文化情報学科准教授	
上原 克之	事務局長	*2023年3月31日まで
内田 善規	事務局長	*2023年4月1日より
石田 哲博	株式会社エフエム群馬相談役	
佐藤 孝之	東京大学名誉教授	

2 教員

センター長 小林 良江 学長 *2023年9月30日まで
塩澤 寛樹 学長 *2023年10月1日より
副センター長 築瀬 大輔 群馬学センター教授

3 事務担当

事務局連携推進係

IV 運営

1 運営委員会の開催

第1回運営委員会

日時：2023年5月17日(水) 16:20~16:50
会場：群馬学センター会議室
出席：9名
議事：2023年度群馬学センター事業計画（案）について

第2回運営委員会

日時：2023年8月2日(水)
方法：書面開催
議事：聴講生の認証（案）について

第3回運営委員会

日時：2023年11月22日(水) 14:40~15:15
会場：群馬学センター会議室
出席：7名
議事：2024年度履修要項（案）、及び開講科目（案）について

2 その他

大学教育質保証・評価センター評価審査会

日時：2023年10月20日(金) 13:00~15:00
会場：2号館6階 研修室
出席：15名
内容：群馬学センターの実情報告と意見交換

V 活動実績

1 調査・研究活動

(1) 調査・研究

〈研究課題1〉 群馬学の確立と普及・展開のための総合的研究

群馬学センターの設置目的を達成するために、地域学に関する教育・研究活動の成果を学術情報として発表するとともに、その成果を県民に平易な形で還元するための実践的研究。

〈研究課題2〉 地域史料防災の総合的研究

頻発する自然災害によって、地域や家庭に保存・継承されてきた歴史資料が毎年のように消失している。本研究はこのことを防止するために、地域固有の災害のあり方に対する史的理解を深めた上で、汚損・毀損・滅失等の危機的状況を防止すべき史料の所在を把握するとともに、地域住民の史料防災への意識向上に寄与することを目的とする。

(2) 群馬学連続シンポジウムの開催

①第43回群馬学連続シンポジウム

テーマ：「関東徳川史観と『天正十八年問題』」〈シリーズ・時代の画期を問い直すⅠ〉

日 時：2023年9月23日（土・祝）13：30～16：00

会 場：群馬県立女子大学 講堂

内 容：あいさつ 群馬県立女子大学 学長 小林 良江

趣旨説明 群馬学センター 教授 築瀬 大輔

講演

〔講演1〕『天正十八年』以前の徳川家康と関東

群馬県立女子大学 教授 築瀬 大輔

〔講演2〕『天正十八年問題』からみた徳川氏家臣の本貫地

行田市郷土博物館 学芸員 澤村 怜薫

〔講演3〕「土豪と郷村にみる『天正十八年問題』」

東京都江戸東京博物館 学芸員 小酒井大悟

〔講演4〕「石造物からみた『天正十八年』の前後」

（公財）埼玉県埋蔵文化財調査事業団 資料活用部整理課長 村山 卓

パネルディスカッション

「天正十八年は時代の画期なのか ―地域史のグラデーションを読み解く―」

パネリスト 澤村 怜薫 小酒井大悟 村山 卓

コーディネーター 築瀬 大輔

後 援：玉村町 上毛新聞社 群馬テレビ FM GUNMA 群馬県地域文化研究協議会

群馬歴史民俗研究会 群馬歴史資料継ネットワーク〈ぐんま史料ネット〉

参加費：500円（大学生以下無料）

参加者：222名（定員300名）

刊行物：2024年度に地域学ブックレット『群馬の歴史と文化遺産』Vol.13として成果を公表する。

②第44回群馬学連続シンポジウム

テーマ：「自然災害伝承碑は警告する」〈シリーズ・群馬の災害文化Ⅰ〉

日 時：2024年1月27日（土）13：30～16：00

会 場：群馬県立女子大学 講堂

内 容：あいさつ 群馬県立女子大学 学長 塩澤 寛樹

趣旨説明 群馬学センター 教授 築瀬 大輔

講演

〔講演1〕「災害文化としての伝説 ―群馬県の場合―」

長野県立歴史館 特別館長／信州大学 名誉教授 笹本 正治

〔講演2〕「群馬の火山災害伝承碑 ―天明三年浅間災害関連石造物の集約―」

孺恋郷土資料館 館長 関 俊明

〔講演3〕「自然災害伝承碑と風景に刻まれた群馬の歴史災害」

群馬大学共同教育学部 教授 青山 雅史

パネルディスカッション

「災害伝承の調査・研究と公開・活用のこれから」

パネリスト 笹本 正治 関 俊明 青山 雅史

コーディネーター 築瀬 大輔

後援：玉村町 上毛新聞社 群馬テレビ FM GUNMA 群馬県地域文化研究協議会

群馬歴史民俗研究会 群馬歴史資料継ネットワーク〈ぐんま史料ネット〉

参加費：500円（大学生以下無料）

参加者：198名（定員300名）

刊行物：2024年度に地域学ブックレット『群馬の歴史と文化遺産』Vol.14として成果を公表する。

(3) 地域学ブックレット『群馬の歴史と文化遺産』の刊行

①『群馬の歴史と文化遺産』Vol.11

表題：『ユリノ木と群馬学 ―建築と彫刻から探るキャンパス景観―』

内容：第41回群馬学連続シンポジウム講演録（2022年10月23日(土) 実施）

刊行日：2023年10月2日

配布：県内大学・図書館等の他、当該シンポジウム参加者に特典として無償配布した。



第43回群馬学連続シンポジウムポスター



第44回群馬学連続シンポジウムポスター

②『群馬の歴史と文化遺産』Vol.12

表題：『鎌倉武士のアーバンイズム〈都市的性格〉—京都・鎌倉、そしてぐんま—』

内容：第42回群馬学連続シンポジウム講演録（2022年12月10日(土) 実施）

刊行日：2024年1月31日

配布：同上



第43回群馬学連続シンポジウム会場



第44回群馬学連続シンポジウム会場



『群馬の歴史と文化遺産』Vol.11



『群馬の歴史と文化遺産』Vol.12

(4) 学術誌『群馬学研究・KURUMA』の刊行

『群馬学研究・KURUMA』第2号

内容：論文6本 年報1本 告知1本（本書目次のとおり）

刊行日：2024年3月15日

配布：人文系学部を設置する県内及び関東の大学図書館を中心に配布した他、PDF版を群馬学センターホームページで公開している。

(5) 飯豊毅一収集方言資料の整理

飯豊毅一氏が収集した日本の方言に関する基礎資料の管理を行った。

2 地域ネットワークの拠点としての活動

(1) 群馬歴史資料継承ネットワークとの連携

沿革：2020年7月12日 群馬歴史資料継承ネットワーク（以下、ぐんま史料ネット）が群馬学センター（築瀬研究室）に事務局を設置して発足。

目的：群馬県及び近接地域の未指定文化財を含む文化財や歴史資料の保全と次世代への継承に資する活動を行うことで、地域社会に貢献すること（ぐんま史料ネット規約・第2条）

方針：群馬県及び近接地域の歴史や文化、文化財や歴史資料に関心をもつ者が、個人の意志として自発的に参加する非営利のボランティア組織で、全国の史料ネットワーク、県内の大学、文化財保護行政（県市町村）、地域の歴史サークル、学術団体、資料保存活用機関（博物館・文書館・図書館等）と連携を図りながら活動する（同規約・第3条）

活動：(1)自然災害等で消失の危機にある歴史資料の救出・保全・記録作成

(2)次世代に継承していくべき歴史資料の把握

(3)県内及び周辺地域の住民への歴史資料防災の啓発や歴史研究活動の支援

(4)歴史資料の防災、歴史資料の保存、災害史などに関する研究

(5)全国の歴史資料ネットワークとの交流と相互支援

(6)その他会の目的を達成するために必要な活動

(2) ぐんま地域文化遺産フォーラムの開催

ぐんま地域文化遺産フォーラム2023

テーマ：「災害ミュージアムはいま ～被災資料・文化財をめぐる博物館と史料ネット～」

日時：2023年12月16日(土) 13：30～16：30

方法：オンライン

主催：群馬県立女子大学群馬学センター・群馬歴史資料継承ネットワーク

内容：あいさつ 群馬県立女子大学教授・群馬歴史資料継承ネットワーク代表 築瀬 大輔

趣旨説明 同上

報告

〔報告1〕「資料保全活動の先にあるもの ～被災地行政と博物館整備～」

とみおかアーカイブ・ミュージアム 学芸員 門馬 健

〔報告2〕「那須歴史探訪館における被災資料への取り組みと資料ネットの役割」

那須歴史探訪館 作間 亮哉

〔報告3〕「学芸員養成課程で災害と被災資料をどう考えるか」

九州保健福祉大学 教授 山内 利秋

〔報告4〕「館とその先にある『モノ』と『コト』 ～天明三年浅間火山災害・孀恋郷土資料館～」

孀恋郷土資料館 館長 関 俊明

〔報告5〕「災害の歴史を伝える ～やんば天明泥流ミュージアムの設置とその使命～」

長野原町やんば天明泥流ミュージアム 館長 古澤 勝幸

トークセッション

「被災資料・文化財の調査・収集から保管・活用の諸問題」

コーディネーター 築瀬 大輔

後 援：群馬県 群馬県教育委員会 長野原町教育委員会 嬭恋村教育委員会 玉村町教育委員会
共愛学園前橋国際大学 群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会（群文協）
群馬県博物館連絡協議会（群博協） 地方史研究協議会 群馬県地域文化研究協議会
群馬歴史民俗研究会

参加費：無料

参 加：82名（定員100名）

成 果：記録集（PDF版）を刊行し、大学ホームページで公開する。



ぐんま地域文化遺産フォーラム2023ちらし

(3) 歴史文化資料保全首都圏大学協議会の開催

2023年度歴史文化資料保全首都圏大学協議会

テーマ：「群馬県域における資料保存・継承の現在」

日 時：2024年3月24日(土) 13:30～17:00

方 法：群馬県立女子大学 2号館 第1講義室

主 催：人間文化研究機構ネットワーク型基幹研究プロジェクト「歴史文化資料保全の大学共同利用機関ネットワーク事業」（主導機関：国立歴史民俗博物館）

共 催：群馬県立女子大学群馬学センター

内 容：総合司会 国立歴史民俗博物館 准教授 天野真志

開会挨拶 人間文化研究機構 理事 若尾政希

趣旨説明 天野真志

報 告

〔報告1〕「『縮小』する民俗事象 ―群馬県内の祇園祭・天王祭を中心に―

高崎経済大学地域政策学部 准教授 鈴木耕太郎

〔報告2〕「群馬県の文化財防災のこれまでとこれから」

群馬県地域創生部文化財保護課 主任 小嶋 圭

コメント

「ぐんま史料ネットを含む地域連携における大学の役割について」

群馬県立女子大学群馬学センター 教授 築瀬 大輔

閉会挨拶 国立歴史民俗博物館 教授 三上喜孝

参 加：19大学・機関 22名

3 県民共同利用機関としての活動

(1) 群馬学連続セミナーの開催

①第3期群馬学連続セミナー「史料で読み解く群馬」の開講

テーマ：『吾妻鏡』に鎌倉時代の群馬を読む ―実朝暗殺と承久の乱―

日 時：2023年8月21日～9月25日 全6回 10：40～12：10

会 場：群馬県立女子大学 2号館 第1講義室

内 容：史料講読 講師 群馬県立女子大学群馬学センター 教授 築瀬 大輔

参加費：3,000円

特 典：全回受講者に学長より修了証を交付した。

参 加：66名（定員100名）

②第4期群馬学連続セミナー「史料で読み解く群馬」の開講

テーマ：『吾妻鏡』に鎌倉時代の群馬を読む ―執権政治と上野の武士たち―

日 時：2024年2月9日～3月25日 全8回 10：40～12：10

会 場：群馬県立女子大学 1号館 1号教室（前2回） 2号館 第1講義室（後6回）

内 容：史料講読 講師 群馬県立女子大学群馬学センター 教授 築瀬 大輔

参加費：4,000円

特 典：全回受講者に学長より修了証を交付した。

参 加：62名（定員100名）



群馬学連続セミナー会場

(2) 群馬学センター資料室、及び萩原進記念文庫の公開

群馬県の地域史関連資料、及び萩原進氏が収集した群馬の郷土史・災害史に関する基礎資料の公開・活用をはかった。

(3) 群馬学センター公式 SNS アカウントの運用

Facebook、X（旧 Twitter）、Instagram を利用して、群馬学センターの事業の告知、活動の周知、及び教員研究室の研究活動等に関する情報を発信した。

4 学生教育

(1) 開講授業

〈前期〉

群馬学入門1（原始古代・中世の群馬）	教授	築瀬 大輔	受講11名
群馬学入門2（近世・近代の群馬）	非常勤講師	松浦 利隆	受講15名
地域史入門1（地域の見方と調べ方）	教授	築瀬 大輔	受講22名
世界遺産概論	非常勤講師	松浦 利隆	受講56名

〈後期〉

地域史入門2（文化財の保存と活用）	非常勤講師	松浦 利隆	受講9名
近代化遺産論1（群馬・日本の近代化遺産）	非常勤講師	松浦 利隆	受講17名
文化的景観論（文化的景観の保存と活用）	教授	築瀬 大輔	受講27名
群馬の人と自然の関係史	教授	築瀬 大輔	受講10名

(2) 群馬学連続シンポジウムと授業の連携

第44回群馬学連続シンポジウム「自然災害伝承碑は警告する」（2023年9月23日開催）に、「文化的景観論（文化的景観の保存と活用）」と「群馬の人と自然の関係史」の受講生のべ37名が授業として参加した。

(3) 県内大学連携伝等文化魅力発信啓発事業の実施と授業との連携

2023年度県内大学連携伝統文化の魅力発信啓発事業（2023年度第47回県民芸術祭参加事業）

群馬県立女子大学群馬学センター連携事業 県民公開講座「文化的景観論（文化的景観の保存と活用）」と「群馬の人と自然の関係史」の受講生のべ37名が授業として参加した。

テーマ：ぐんまの郷土芸能 人形浄瑠璃

日時：2023年12月2日(土) 13:30～15:00

会場：群馬県立女子大学 講堂

主催：群馬県 公益財団法人群馬県教育文化事業団

共催：群馬県立女子大学

内容：ワークショップ（人形の仕組み、操作体験）講師：下牧人形保存会吉田座

公演：「傾城阿波の鳴門 巡礼歌の段」出演：下牧人形保存会吉田座

後援：群馬県教育委員会 第47回県民芸術祭運営委員会 上毛新聞社 群馬テレビ株式会社

FM GUNMA

参加費：無料

参加：202名



ぐんまの郷土芸能人形浄瑠璃会場

ぐんまの郷土芸能人形浄瑠璃ちらし

VI 沿革

- | | | |
|-------------|-----|--|
| 2004年（平成16） | 4月 | 学内教員を中心に「群馬学」を提唱し、調査・研究を開始 |
| | 5月 | 群馬学連続シンポジウムを開催（第1回） |
| 2005年（平成17） | 3月 | 『群馬学の確立にむけて』創刊（第1巻） |
| 2009年（平成21） | 4月 | 群馬学センターを開設 |
| 2010年（平成22） | 10月 | 群馬学センターリサーチフェローを創設（第1期） |
| 2018年（平成30） | 3月 | 『群馬学の確立にむけて』終刊（全8巻） |
| | 4月 | 群馬県立女子大学群馬学センター規程、及び群馬県立女子大学群馬学センター運営委員会規程を施行 |
| 2019年（平成31） | 3月 | 地域学ブックレット『群馬の歴史と文化遺産』を創刊（Vol.1） |
| 2020年（令和2） | 7月 | 群馬歴史資料継承ネットワーク〈ぐんま史料ネット〉の事務局を開設 |
| 2021年（令和3） | 12月 | 群馬学センターワーキンググループが「群馬学センターの長期的・中期的あり方について」を学長（センター長）に答申 |
| 2022年（令和4） | 3月 | 群馬学センターリサーチフェローを廃止（全6期） |
| | 8月 | 群馬学連続セミナーを開講（第1期） |
| 2023年（令和5） | 2月 | ぐんま地域文化遺産フォーラム（第2回）をぐんま史料ネットと共催で開催（共催第1回） |
| | 3月 | 『群馬学研究・KURUMA』を創刊（第1号） |
| | 12月 | 県内大学連携伝等文化魅力発信啓発事業「ぐんまの郷土芸能」を開催（第1回） |

◆告知◆

原稿募集

群馬県立女子大学群馬学センターでは、『群馬学研究・KURUMA』の原稿を募集しています。投稿を希望される方は、次に掲げる刊行の趣旨、投稿規定、執筆要領、及び諸権利の扱い等にご留意のうえ応募してください。

1 原稿募集と刊行の趣旨

群馬県立女子大学が推進する群馬学の確立と探求に資する調査研究の成果を、学問分野や学内外を問わず広く募集する。応募投稿は定期刊行誌『群馬学研究・KURUMA』に掲載して公開・発信し、広く評価・批判を求めるとともに、学術情報として蓄積・継承していく。そうすることで、地域文化としての「群馬」の持続的発展と、我が国の地域学の確立・発展に寄与することを目的とする。

2 群馬学について

群馬学とは「群馬」固有の地域課題を設定し、その課題を解決しようとするときの基底的で根源的な問いである「群馬とは何か」、「地域とは何か」を探究するための学である。そのために群馬学は「三つの開かれた学」であろうとする。第一は偏った郷土意識にとらわれないこと、第二は特定の学問分野に留まらないこと、第三は大学研究者と地域の研究者がともに交流し練磨し合いながら研究・実践することである。

3 募集内容

- (1) 群馬学、または地域学に関連する未公表の論文、資料・事例紹介、書評等。
- (2) 編集委員会が適当と認めたもの。

4 応募資格

- (1) 前項1、2の趣旨に賛同する学内外の者
- (2) その他編集委員会が必要に応じて依頼する学外の者。

5 応募方法と締め切り

投稿希望者は次項「執筆要領」に基づいて原稿を作成し、①氏名、②所属、③住所、④電話番号を明記のうえ、下記あてEメールまたはファイル共有サービス等で提出する。提出された原稿及び電子媒体は返却しない。

〈提出先〉 群馬県立女子大学群馬学センター KURUMA 編集委員会

Eメール：gunmagaku-center21@mail.gpwu.ac.jp

〈締め切り〉 随時

ただし、当該年度号（毎年3月刊行）掲載原稿は、原則として同年度10月末日までの応募原稿を対象とする。

6 掲載の決定

応募原稿の掲載の可否、掲載号は編集委員会が決定し、応募者へ通知する。その際修正を求める場合がある。

7 執筆要領

(1) 刊行物の体裁

A4判・横書き・左開きを基本とする。縦書き・右開きの場合は巻末からの掲載とする。

(2) 原稿（ファイル）の形式

原稿（ファイル）はMicrosoftWord形式を用いて次のページ書式で作成する。

(3) ページ書式

〔横書き〕23字×40行×2段=1,840字

*題名・氏名分として1頁目冒頭に8行×2段（368字）をあてること。

〔縦書き〕35字×29行×2段=2,030字

*題名・氏名分として1頁目冒頭に6行×2段（420字）をあてること。

(4) 分量

論文・研究ノート 〔横書き〕12頁（21,600字／原稿用紙54枚）以内

〔縦書き〕12頁（23,600字／原稿用紙59枚）以内

資料・事例紹介、書評、その他 〔横書き〕6頁（10,400字／原稿用紙26枚）以内

〔縦書き〕6頁（11,600字／原稿用紙29枚）以内

*写真・図表等は字数に含む。偶数頁推奨。

(5) 各種表記

①縦書きの数字は原則として漢数字を用い、万の位以上は単位を付ける。

例) 横「109,300円」 縦「一〇万九三〇〇円」

横「850～860個」 縦「八五〇～八六〇個」

横「1/3」 縦「三分の一」

横「26.5%」 縦「二六・五パーセント」

②年次を西暦表記する場合には必要に応じて（ ）で和暦（元号）を付す。年次を和暦（元号）表記する場合には必ず（ ）で西暦を付す。

③註は本文末尾にまとめ、本文中の句読点前に参照番号（1）（2）……を示す。

④参考文献は末尾（本文・註の後）にまとめ、表記方法は各分野の慣例にならう。

(6) 図表

①図表は原則として執筆者が作成する。本文中には挿入箇所のみを示し、図表データ（jpg推奨）は本文原稿とは別に添えて提出する。

②図表のキャプションは通し番号、タイトル、出典（所蔵）・場所等の順で記す。

(7) 校正

執筆者校正は原則初校のみとする。

8 諸権利の扱い

(1) 各著作物における引用・使用箇所の著作権等の処理

本誌に掲載する個々の著作物における引用・使用箇所にかかる著作権や肖像権等の使用に関する手続き（使用許諾申請、使用料負担）は、本誌がオープンアクセス（次項参照）であることを明示した上で執筆者が行う。

(2) オープンアクセスのための著作権使用の承認

本誌は本学ホームページ内で順次（次号刊行後）公開する（オープンアクセス）。そのため、執筆者は

群馬県立女子大学群馬学センターに、本誌掲載の著作物の著作権の一部（複製権、公衆送信権）の使用を承認することとする。

9 その他

執筆者には紙媒体の掲載誌3部と抜き刷り50部、及びPDF版の抜き刷りを進呈する。

■問い合わせ先■

群馬県立女子大学事務局連携推進係 群馬学センター担当

住所：〒370-1193 群馬県佐波郡玉村町上之手1395-1

電話：0270-65-8511（代表）

「KURUMA」の由来

群馬県の「群馬」は律令制の上野国群馬郡に由来する。郡の範囲は上野国のほぼ中央（前橋市西部、高崎市東部、渋川市西部）を占め、ここに国府・国分寺（前橋市元総社町、高崎市東国分町・引間町周辺）が置かれた。

この「群馬」であるが、『倭名類聚抄』はこれに「久留末（くるま）」の訓をあてている。それを示すように、藤原宮跡から出土した木簡には「上毛野国車評」の墨書がある。『新撰姓氏録』によると、雄略天皇の時代に上毛野氏の同族が輿を供進して「車持公」を賜ったとされ、『上野国神名帳』の同郡の項には「車持明神」「車持若御子明神」の名が見える。中世に至っても、元亨3（1323）年造立の榛名神社（高崎市）の鉄灯籠に「上野国車馬郡」の銘があるように、「群馬（ぐんま）」の淵源が古代の「くるま」にあったことがわかる。

古代の地域社会に生まれた「くるま」の地名は、和銅6（713）年の「郡郷名には『好字』をつける」との施策によって「群馬（くるま）」という国家的表記が付与され、いつしか「ぐんま」へと呼び習わされていった。しかしその一方で、当該地域社会には現在でも車川や車持神社（ともに高崎市）のように、「くるま」の名を受け継ぎ、「くるま」に寄り添う人々のくらしと文化がある。本誌『群馬学研究・KURUMA』は常に地域社会を主体とする「文化や風土」「生活世界」の観点から群馬学を探究しようとするものである。

群馬学研究・KURUMA 第2号

2024年3月15日発行

編集・発行 群馬県立女子大学群馬学センター

〒370-1193 群馬県佐波郡玉村町上之手1395-1

群馬県立女子大学 2号館5階

TEL：0270-65-8511（代表） FAX：0270-65-9538

E-mail gunmagaku-center21@mail.gpwu.ac.jp
